2011-2012 年度

〔平成 23-24 年度〕

自 己 点 検 ・ 評 価 報 告 書

［九州国際大学の現状と課題］

2013(平成 25)年 3 月

九州国際大学

目　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色・・・・・・・・・3
Ⅱ．沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
Ⅲ．自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
＜１＞使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
＜２＞大学部門・部署別自己点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　　１　法学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　　２　経済学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
　　３　国際関係学部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
　　４　法学研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
　　５　企業政策研究科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
　　６　別科日本語研修課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
　　７　国際センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
　　８　社会文化研究所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
　　９　図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
　１０　教育情報ネットワークセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
　１１　大学総務室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
　１２　入試・広報室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
　１３　学務事務室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
　１４　学生支援室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
　１５　キャリア支援室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
＜３＞法人部門・部署別自己点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６
　　１　法人総務室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６
　　２　法人財務室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９４
　　３　法人経営企画室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６
＜４＞自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９９
Ⅳ．大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価・・・・・１０５
基準Ａ　地域社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５
基準Ｂ　国際交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１９
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２４

はじめに

本学において大学の『自己点検・評価報告書』の作成・公表の本格的な取り組みが開始されたのは、平成 17（2005）年 10 月からであった。本学の『2006 年度（平成 18 年度）自己点検・評価報告書』は平成 19（2007）年 3 月に発行され、平成 19（2007）年度に大学基準協会の認証評価を受けた。その後、いくつかの経緯があったが、平成 22（2010）年度において大学基準協会から本学は「大学基準に適合」していると認定された。

平成 19（2007）年 3 月の最初の本格的な報告書の作成後、さらに、平成 21（2009）年 2 月に『2008 年度（平成 20 年度）自己点検・評価報告書』、平成 22（2010）年 3 月に『2009 年度（平成 21 年度）自己点検・評価報告書』、平成 24（2012）年 3 月に『2010 年度（平成 22 年度）自己点検・評価報告書』がそれぞれ発行・公表された。以上のように、本学の本格的な『自己点検・評価報告書』はこれまで 4 冊作成された。

そして、平成 25（2013）年 3 月に、このたび 5 冊目となる『2011-2012 年度（平成 23-24 年度）自己点検・評価報告書』が発行・公表となった。

本報告書は、第一に、平成 16（2004）年度に導入された大学の「認証評価」制度の第２サイクルが平成 23（2011）年度から開始されたことを考慮し、これまでの第１サイクルのような数百ページにも及ぶ膨大な報告書ではなく、可能な限りエビデンスや具体的な根拠資料に基づく簡潔な報告書の作成を心がけた。今回の報告書のタイトルも「九州国際大学の現状と課題」とした。

第二に、本報告書では、特に「課題」については２つに分類し、「課題 A」（短期的課題）は 1 年以内に問題に取り組み解決すべき課題であり、「課題 B」（中期的課題）は２・３年以内に問題に取り組み解決すべき課題であると定義し、次回の報告書の作成には、その具体的点検・評価を実施し、大学において自己点検・評価が実質的に機能し、その PDCA サイクルが確認できるように工夫を試みた。

第三に、本報告書では、自己点検・評価については、これまで作成した大学基準協会の基準とは異なり、学部別、研究科別、部局別、部署別にそれぞれの「現状と課題」を明確に示すことにした。ただし、平成 26（2014）年度には日本高等教育評価機構の「認証評価」を受けることを考慮し、本報告書の「Ⅰ　建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」、「Ⅱ　沿革と現況」、「Ⅲ　自己評価　【１】使命・目的等」、「Ⅲ　自己評価　【４】自己点検・評価」、「Ⅳ　大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価」の部分については、日本高等教育評価機構においてすでに公表されている基準と他大学の報告書を参考としながら作成した。

第四に、本報告書は、平成 24（2012）年 3 月に前回の『2010 年度（平成 22 年度）自己点検・評価報告書』が発行・公表されたことを考慮し、今回の自己点検・評価においては、平成 23-24（2011-2012）年度の 2 年分をまとめて作成し、公表することとした。

最後に、本学の自己点検・評価は、学長を委員長とする自己評価・点検運営委員会において基本的方針などを定め、各学部、各研究科、各部局、各部署の長自らがエビデンスと具体的資料を基礎に報告書の原稿を作成し、平成 24（2012）年度に新設した「大学評価室」においてそれぞれ提出された原稿を再整理し、全体の整合性、一貫性を整えるという編集体制を整えた。

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

１．建学の精神

九州国際大学は、昭和５（1930）年に北九州の勤労青年のために開設された夜学の「九州法学校」を前身としており、その設置趣意書に述べられた「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有益ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神としている。

実際、昭和５（1930）年の学園の創立以来、３万５千人以上の卒業生を地域社会に送り出してきた。現在、本学園は、九州国際大学大学院、九州国際大学、付属高等学校並びに付属中学校を設置し、地域社会貢献、国際交流、生涯学習事業などの推進を図り、地域社会から評価される「開かれた学園づくり」に邁進している。

２．大学の基本理念、使命・目的

本学は､「教育基本法及び学校教育法に則り､個性の伸張と人格の完成を旨とし､法律学、経済学、経営学、国際関係学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」(九州国際大学学則第１条第１項）と定め、本学教育の基本理念、使命・目的としている。

また、本学の教育理念と目的は、次の三つであり、毎年発行・配布する『Student Guide（学生生活について)』の最初のページに掲載し、学生、教職員に周知させている。

（１）本学は、北九州の地域に立脚し、国際社会における内外の歴史、文化などに対する理解力を高め、国際社会で信頼される品性高い人材の養成に努める。
（２）本学では、理論の学習を重視するとともに演習、実習を積極的に行うことにより、現実とのフィードバックに留意し、理論、実践両面に明るい情報社会にも対応しうる人材養成に力を注ぐ。
（３）本学では、少人数教育による教師と学生のパーソナル・タッチを濃密にし、学生相互間の切磋琢磨の機会を多くし、個性的な人間育成に道を開く。

３．大学の個性・特色

本学の教育の特色は、第一に、昭和５（1930）年の「九州法学校」の建学以来、「北九州の地域に立脚し」、北九州の地域的特性に鑑み、この地域社会の発展に貢献する人材を輩出するために、地域社会に開かれた教育とその実践性（実務教育）を重視してきたことである。言い換えるならば、本学の教育を通じて地域社会にとって有益な人材を育成すると同時に、研究教育を通じた大学の地域社会貢献を重要視してきたことである。

第二に、建学以来の勤労者教育と「塾的精神」による有益な人材の育成という、これまでの教育資産を発展的に継承するとともに、近年の国際化・情報化時代の到来に対応して平成元（1989）年には大学の名称を八幡大学から九州国際大学に改称し、国際的視野も備えた人材教育を基本理念、使命・目的に付加したことである。そのために、九州国際大学の発足当初から、北九州市の歴史的・地理的条件からアジア地域に重点をおき、中国、韓国、インドネシアなどの有名大学との友好協定を締結し、海外語学実習、海外社会実習、

交換留学、国際交流などを継続的に活発に行ってきた。

第三に、北九州市が国際交流ゾーンに指定した八幡東区平野への平成 12（2000）年の大学移転統合を契機に、近年の「IT 革命」の時代においてニーズの高い情報教育に対して教育情報ネットワークセンターを設け、学生が自由にパソコンを使用できる環境を整備し、市民に対しても登録手続きを済ませた上で情報ネットワークの利用を大学図書館同様に開放し、地域社会に「開かれた大学」を目指してきたことである。

第四に、本学の教育研究成果を、市民向けの様々な公開講座の開催、北九州市年長者大学校（穴生学舎）との協力よる生涯学習事業としての毎年のシニアカレッジの共同開催、地方自治体などの政策形成への寄与、地域企業との連携などの多様な形態で地域社会へ提供してきたほか、教職員や学生が地域の各種の地域活動（地域の防犯パトロール、八幡東区の起業祭、北九州市無形民俗文化財の前田祇園山笠行事など）への参加を通じて展開する地域社会への貢献活動を継続的に行ってきたことである。すなわち、大学の地域社会貢献である。

Ⅱ．沿革と現況

１．本学の沿革

	内　　容
昭和 5 年 4 月	九州法学校開設を源流とする
昭和 15 年 3 月	九州専門学校設立認可
昭和 22 年 3 月	戸畑専門学校設立認可
昭和 24 年 4 月	八幡専門学校に改称
昭和 25 年 2 月	八幡大学設置認可　第一、第二法学部を置く
昭和 26 年 4 月	法学部を法経学部に改称　法律学科・経営経済学科を置く
昭和 33 年 4 月	付属高等学校男子部設立
昭和 38 年 4 月	付属高等学校女子部設立
昭和 45 年 6 月	社会文化研究所設立
平成元年 4 月	八幡大学から九州国際大学に校名変更　国際商学部開設
平成 6 年 4 月	法経学部を法学部と経済学部に改組
平成 8 年 4 月	大学院法学研究科（修士課程）開設
平成 9 年 4 月	法学部において「昼夜開講制」を実施　文化交流センター完成 『九州国際大学 50 年史』刊行
平成 11 年 4 月	枝光キャンパスと平野キャンパスを統合、「新キャンパス」が誕生 経済学部において「昼夜開講制」を実施 別科日本語研修課程を開設
平成 12 年 4 月	平野キャンパス完成（創立 50 周年） 国際商学部国際商学科を国際ビジネス学科とアジア共生学科に改組 国際商学部において「昼夜開講制」を実施 九州国際大学付属中学・高等学校設立
平成 13 年 4 月	大学院企業政策研究科（修士課程）開設 法学部に総合実践法学科を開設
平成 17 年 4 月	国際商学部を国際関係学部に改組
平成 22 年 4 月	九州国際大学創起 80 周年 付属高等学校男子部・女子部を統合し共学化
平成 23 年 4 月	昼夜開講制を廃止
平成 24 年 10 月	別科日本語研修課程を廃止
平成 25 年 4 月	地域連携センターを開設予定

２．本学の現況

【大学名】

九州国際大学

九州国際大学大学院

【所在地】

福岡県北九州市八幡東区平野１－６－１

【学部の構成】

	学部・研究科	学科・専攻	備考
大学	法学部	法律学科	
		総合実践法学科	平成 21 年 4 月 1 日から募集停止
	経済学部	経済学科	
		経営学科	
	国際関係学部	国際関係学科	
大学院	法学研究科	法学専攻	（修士課程）
	企業政策研究科	企業政策専攻	（修士課程）
別科日本語研修課程			平成 24 年 4 月 1 日から募集停止

【学生数、教員数、職員数】（平成 24 年 5 月 1 日現在）

（学生数）

	学部・研究科	学科・専攻	1 年	2 年	3 年	4 年以上	合計
大学	法学部	法律学科	175	186	177	176	714
		総合実践法学科	－	－	－	9	9
	経済学部	経済学科	123	134	196	153	606
		経営学科	85	104	120	119	428
	国際関係学部	国際関係学科	98	113	83	108	402
	合　計		481	537	576	565	2,159
大学院	法学研究科	法学専攻	8	11	－	－	19
	企業政策研究科	企業政策専攻	4	7	－	－	11
	合　計		12	18	－	－	30
別科日本語研修課程							4

（教員数）

	学部名	教授	准教授	講師	助教	合計
大学	法学部	14	11	0	1	26
	経済学部	18	10	0	4	32
	国際関係学部	8	5	0	5	18
	合　計	40	26	0	10	76

（職員数）

	学部名	合計
大学	法学部	21
	経済学部	32
	国際関係学部	16
	日本語別科	1
大学計		70
法　人		5
合　計		75

Ⅲ．自己評価

＜１＞　使命・目的等

１－１　使命・目的及び教育目的の明確性

１－１－①　意味・内容の具体性と明確性

本学は、「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有益ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神とし、その建学の精神に基づき、九州国際大学学則第１条第１項においては「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸張と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、経営学、国際関係学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」と明確に本学教育の基本理念、使命・目的を定めている。

この建学の精神と使命・目的等は、本学のホームページをはじめ、毎年発行・配布する『大学要覧』の印刷物にも明記し、公表している。

◇エビデンス集　資料編
【資料 1-1-1】ホームページ　http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit.html
【資料 1-1-2】『平成 24 年度大学要覧』

１－１－②　簡潔な文章化

本学の建学の精神、教育理念、使命・目的などは、ホームページに簡潔な文章で明示するとともに『大学要覧』にも掲載している。

◇エビデンス集　資料編
【資料 1-1-1】ホームページ　http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit.html
【資料 1-1-2】『平成 24 年度大学要覧』

１－１の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

（１）本学の建学の精神、教育理念、使命・目的などを毎年発行・配布する『GUIDE BOOK』、『学生便覧』、『Student Guide』など各種の印刷物にも明記し、さらに広く公表する必要がある。

（２）本学の教育理念については、建学の精神と学則を基礎にして再度検討し、表現について修正していく。

課題Ｂ（中期的課題）

引き続き自己点検をしながら、学生、教職員、地域社会にも本学の建学の精神、教育理念、使命・目的などを知ってもらうように努力する。

１－２　使命・目的及び教育目的の適切性

１－２－①　個性・特色の明示

本学の個性・特色は、建学の精神で示したように、「塾的精神」をもって教育し、地域社会にとって「有益な人材」を養成することが基本である。また、九州国際大学学則第１条に明示したように、「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」である。それは、３つの学部と２つの大学院研究科に共通するものである。それぞれのディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーのいわゆる「３つの方針」にも具体的に表現されており、教職員、理事、在学生はもとより、受験生や地域社会に、大学のホームページや各種の印刷物で公表されている。なお、大学のホームページにおいては、本学の個性・特色は、４つに整理して明示されている。

◇エビデンス集　資料編
【資料 1-2-1】ホームページ　http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit.html
【資料 1-2-2】『平成 24 年度大学要覧』

１－２－②　法令への適合

本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神を基礎に、寄付行為、大学学則などで、本学の使命・目的を定め、それらを遵守している。

また、本学園は、平成 20（2008）年 10 月に「学校法人九州国際大学行動規範」を制定し、「私たちは、地域の教育機関として、常に自己革新に努め、良識ある行動をする」ことを宣言し、学園全体で法令等を遵守するように努めている。

◇エビデンス集　資料編
【資料 1-2-3】ホームページ　「学校法人九州国際大学行動規範」
http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/codeofconduct.html

１－２－③　変化への対応

社会情勢や時代の変化に対応すべく、本学では、基本的には、次の４つの方法で大学改革と教育改革を検討し、実施している。

第一に、自己点検・評価を全学で実施し、自己点検・評価の報告書を作成し、公表している。

第二に、本学は中期計画を作成し、現在は平成 23（2011）年度からの「第二期中期計画」に基づいて、継続的な大学改革と教育改革を実施している。

第三に、理事会の下に「大学改革特別委員会」を設置し、平成 24（2012）年度においては、次の３つのワーキンググループにおいて多数の議論を重ねて、大学改革の答申をそれぞれ作成した。すなわち、第一ワーキンググループは「集客力・競争力ある魅力的な教育プログラム・コースの開発」、第二ワーキンググループは「退学率低下を目指した教育改革・諸制度の開発」、第三ワーキンググループは「大学院の在り方について」である。

第四に、「第一期中期計画」が開始された平成 20（2008）年度からは、各学部がそれを基礎に独自に教育改革とカリキュラム改革にも着手してきた。

◇エビデンス集　資料編
【資料 1-2-4】ホームページ　「第一期中期計画」、「第二期中期計画」

１－２の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）
「大学改革特別委員会」の第一ワーキンググループは「集客力・競争力ある魅力的な教育プログラム・コースの開発」、第二ワーキンググループは「退学率低下を目指した教育改革・諸制度の開発」が提起した問題にどれだけ取り組み、具体化したかを点検する。

課題Ｂ（中期的課題）
平成 23（2011）年度からの「第二期中期計画」に基づく継続的な大学改革と教育改革の実施について、どれだけ取り組み、具体化したかを点検する。

１－３　使命・目的及び教育目標の有効性

１－３-①　役員、教職員の理解と支持
本学の建学の精神と使命・目的及び教育目的の有効性を保つ組織の頂点に理事会が設置されている。理事会では、教授会、「大学評議会」の審議を経た学則や重要事項が審議され、最終的に法人としての意志決定がされる。
また、教授会に上程される重要事項については、学長の下で開催される「大学運営協議会」で最初に協議され、次に副学長、各学部長、教務部長、学生部長、各学部代表等が構成員となる「大学評議会」で審議・決定される。
本学の使命・目的及び教育目的については、２つの大学院研究科と３つの学部のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーにおいて、具体化・明確化されている。
さらに、新人教職員に対しても大学のホームページや『大学要覧』に示されている本学の建学の精神や使命・目的及び教育目的については新人研修会が開催され、毎年、理事長、学長より説明がなされ、理解と支持が得られている。
このようにして、本学での建学の精神と使命・目的及び教育目的に対する役員・教職員の理解と支持は得られている。

１－３-②　学内外への周知
本学の建学の精神と使命・目的及び教育目的については、ホームページにおいて明示している。また、毎年、発行・配布する『大学要覧』においても周知がなれている。

１－３-③　中長期的な計画及び３つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学では、平成 20（2008）年度から平成 22（2010）年度までを「第一期中期計画」とし、平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度までを「第二期中期計画」として掲げ、大学改革と教育改革に取り組んでいる。

現在は、第二期中期計画の途上にあり、３つの大きな目標（重点項目）、すなわち、①「育てる教育システムの構築」、②「地域社会への貢献」、③「就職率の向上」を掲げ、教職員が一体となり全学で取り組んでいるところである。それは本学の建学の精神と使命・目的及び教育目的を反映したものである。

また、その中期計画をさらに実行性のあるものとすべく、理事会の下に「大学改革特別委員会」を設置し、平成 24（2012）年度においては、前に示した３つのワーキンググループを立ち上げ、多数の議論を重ねて、大学改革と教育改革に対する具体的な答申をそれぞれ作成した。

また、本学の使命・目的及び教育目的については、２つの大学院研究科と３つの学部のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーにおいて、以下のように、具体化・明確化されている。

表 1-3-1　アドミッションポリシー（入学者受け入れ方針）

学部学科等	アドミッションポリシー
法学部	１．行政や地方自治の分野に興味を持ち、公務員を目指し地域社会の発展や安全・安心社会の実現に貢献したいという意欲を持つ学生を受け入れる。 ２．法律学を学び、法学検定や宅建・行政書士・司法書士等の法律系資格取得を目指す学生を受け入れる。 ３．現代の地域社会および国際社会を深く知り、地域連携活動、課外活動、学内外での様々な体験を通して、卒業後には地域で広く活躍できる人材へと成長したい学生を受け入れる。 ４．上記の方針を達成するために、高等学校において英語・国語・社会の三科目において、基礎歴な理解力を持つとともに、大学において知識習得の意欲をもち、自らが設定した目標を実現するために４年間努力しようと考える学生を受け入れる。
経済学部	１．現代の社会に対して強い関心を持ち､経済知識を深めながらコミュニケーション能力を高め､自分の考えを分かりやすく表現しようとする意欲の高い学生を受け入れる。 ２．地域の社会や企業のなかで活躍できる人材となれる可能性を持った学生を受け入れる。 ３．簿記、経営管理やマーケティングに関心を示し、実践的なマネジメント能力、情報、会計等のビジネススキルの習得に意欲を持つ学生を受け入れる。 ４．上記の方針を達成するために、一般入試では、高等学校において数学 I、政治経済、世界史、日本史、地理のいずれかを履修し、経済学部で学ぶ意欲のある学生を受け入れる。また、推薦入試では、ボランティア、資格取得やスポーツ活動などに熱意ある学生を受け入れる。さらに、ＡＯ入試では、地域に貢献できる社会人として成長する可能性のある学生を受け入れる。センター試験入試では、基礎的な学力を有し経済に関心のある学生を受け入れる。
国際関係学部	１．国際社会の一員として社会に貢献したいという意欲をもつ学生を受け入れる。 ２．国際教養、日本語・外国語でのコミュニケーション能力および社会人基礎力を身につけ、グローバルな視野をもって社会で活躍したいと考えている学生を受け入れる。

	３．日本および諸外国の文化、社会、政治、経済などについての知識、英語を中心とした外国語のコミュニケーション能力、および自ら考え他者と協力しながら課題を探求する能力を身につけたい学生を受け入れる。 ４．高等学校などで国語、英語、地理・歴史、政治・経済などに関する基礎を学習した学生を受け入れる。
大学院 法学研究科	１．社会の多方面で活躍しうる高度専門職業人になるために、明確な目的意識をもって入学し、研究に取り組んでほしい。 ２．法律・政治に関心を有するとともに、それらの専門的基礎知識を習得している者、または習得しようとする意欲ある者が望ましい。 ３．現代社会の複雑化、高度化及び国際化に対応して、多角的かつ国際的視野を有する学生の入学を期待する。
大学院 企業政策研究科	１．社会の多方面で活躍しうる高度専門職業人になるために、明確な目的意識をもって入学し、研究に取り組む者。 ２．企業経営と企業を取り巻く外部環境に関心を有するとともに、それらに関する専門的基礎知識を習得している者、または習得しようとする意欲ある者。 ３．現代社会における企業経営と企業を取り巻く外部環境を多様な視点から追求し、研究成果をまとめようとする者。

表 1-3-2　カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針と教育方針）

学部学科等	カリキュラムポリシー
法学部	１．法律を学ぶ面白さを知り、法律全般に対する興味関心を持たせたうえで、基本的な法体系を理解し、法律を使って考えられるための法的思考力を養成する。 ２．教員や学生同士の人間関係を中心とした全人格教育を行うとともに、課題に対して主体的・能動的に取り組む姿勢を持たせ、知識の創造的性質、実践的性質を理解させる。そのために、プレゼンテーションや協同学習を重視する。 ３．学生自らが、資格取得やキャリアプランに関する目標を設定し、達成しようという意欲を養成する。そのために、カリキュラムに留まらず、さまざまな支援策を組み合わせる。
経済学部	１．現実社会の事象を独自に分析できるように科目を基礎、発展、応用と順序だて、経済学、経営学、会計学を体系的に履修させる。 ２．社会において役立つ資格取得やキャリア形成について目標を自ら設定し、スポーツ指導者の資格取得を目指すなど目標の実現に向けて努力する場を提供する。あわせて簿記検定や経営学検定をはじめとする資格試験の合格に向けて支援する。 ３．コミュニケーションとプレゼンテーションの能力を高め、人間関係を構築するトレーニングの場として演習を重視し、また卒業研究を学修の総括として位置づける。
国際関係学部	１．国際関係学で扱われる政治・経済・社会・文化の諸分野に関する専門科目を体系的に学習することで国際教養を身につけ、国際社会に貢献する能力を養成する。 ２．英語・韓国語・中国語を中心とした外国語の運用能力を高め、地域の事情を学ぶとともに、海外での体験などを通して異文化理解を深めながら、国際社会で活躍するための対話能力を養成する。 ３．演習、実習などを通じて学生の自律的、主体的な取り組みを促し、コミュニケーション能力、課題

	の発見・探求能力および社会人としての基礎力を養成し、将来の職業的自立のために必要な能力を養成する。
大学院 法学研究科	１．高度専門職業人を養成するために必要な知識を修得するために、「企業関係科目」及び「行政関係科目」の多様な講義科目を用意する。 ２．自己の研究課題を主体的に追求するために、「演習」及び「研究指導」の必修科目を学びつつ、その研究成果を修士論文につなげるようにする。 ３．学部からの進学した院生のほかに、留学生院生及び社会人院生が学びやすい環境を整備するとともに、さらには院生だけでなく、学部聴講生及び特修プログラム生らの優秀な学部学生とも互いに切磋琢磨して研鑽する。
大学院 企業政策研究科	１．企業の主体的行動や組織を研究する経営政策研究と企業の外部環境を研究する企業環境研究とにかかわる社会科学系科目によって、専門的な企業実務能力を養成する。 ２．自己の研究課題を主体的に追求し、その研究成果を修士論文として完成させる研究能力を養成する。 ３．自己の専門性の追求とともに、企業政策研究にかかわる学際的な視野を養成する。

表 1-3-3　ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）

学部学科等	ディプロマポリシー
法学部	１．社会一般で必要とされる基礎的な法律の体系を理解し、法律を使って考える能力を修得している。 ２．グループで協力しながら問題を解決する態度、生涯学び続け成長し続ける意欲を修得している。 ３．大学で学んだ知識を活用し、他人や地域社会に貢献する意識を修得している。
経済学部	１．経済学、経営学、会計学の知識を生かして社会を理解する能力を修得する。 ２．社会における自らの高い使命感を持ち、社会人として成長し続ける能力を修得する。 ３．地域社会への貢献を目指し、良好な人間関係を構築するためのコミュニケーション能力を修得する。
国際関係学部	１．国際社会に生きる自己や他者を理解するために必要な国際教養と、異文化に生きる人々を尊重し彼らと協調して国際社会に貢献するための能力を修得している。 ２．国際コミュニケーションの手段として必要な、英語・韓国語・中国語を中心とした国際対話能力を修得している。 ３．自ら課題を探求し、他者と協力しながら自律的、主体的に課題を解決するためのコミュニケーション能力と職業的自律を図るための能力を修得している。
大学院 法学研究科	１．法律・政治の分野における高度専門職業人として必要な知識を修得する。 ２．法律・政治に関する研究テーマを主体的に研究し、生涯のライフワークにつなげるようにする。 ３．法律・政治に関する高度専門知識を修得するとともに、地域社会や国際社会に還元する力を身につけるようにする。
大学院 企業政策研究科	１．専門的な企業実務能力を獲得するために、経営政策および企業環境に関する専門知識を修得する。 ２．経営政策および企業環境に関する研究テーマを主体的に研究し、生涯のライフワークにつながる理論を修得する。 ３．経営政策および企業環境に関することなど専門知識を基礎に地域社会や国際社会に貢献する能力を修得する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-1】ホームページ　http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit.html
【資料 1-3-2】『平成 24 年度大学要覧』

１－３－④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の建学の精神は、昭和５（1930）年に九州法学校の開設以来、80 年以上の歴史を持っている。戦後においては、その建学の精神は昭和 25（1950）年に八幡大学として継承され、さらに平成元（1989）年には大学の名称を九州国際大学と改称したが、今日に至るまでその建学の精神は営々と継承され、それは本学の使命・目的及び教育目的の根源となっている。このような開学以来の建学の精神を踏まえ、本学は時代や社会の大きな変化にも柔軟に対応してきた。

本学の発展を歴史的に見ると、昭和 25（1950）年の八幡大学においては、法学部第一部・第二部が設置され、平成元（1989）年の九州国際大学においては、法経学部を法学部と経済学部に改組し、同時に国際商学部が開設された。さらに、平成８（1996）年には、大学院法学研究科（修士課程）が開設され、平成 13（2001）年には、大学院企業政策研究科（修士課程）が開設され、平成 17（2005）年には、国際商学部を国際関係学部に改組し、平成 22（2010）年には、九州国際大学創起 80 周年を迎え、今日に至っている。次の図 1-3-1 は、平成 24（2012）年度の学校法人九州国際大学の組織図を示したものである。

図 1-3-1　学校法人九州国際大学の組織図（平成 24 年度）

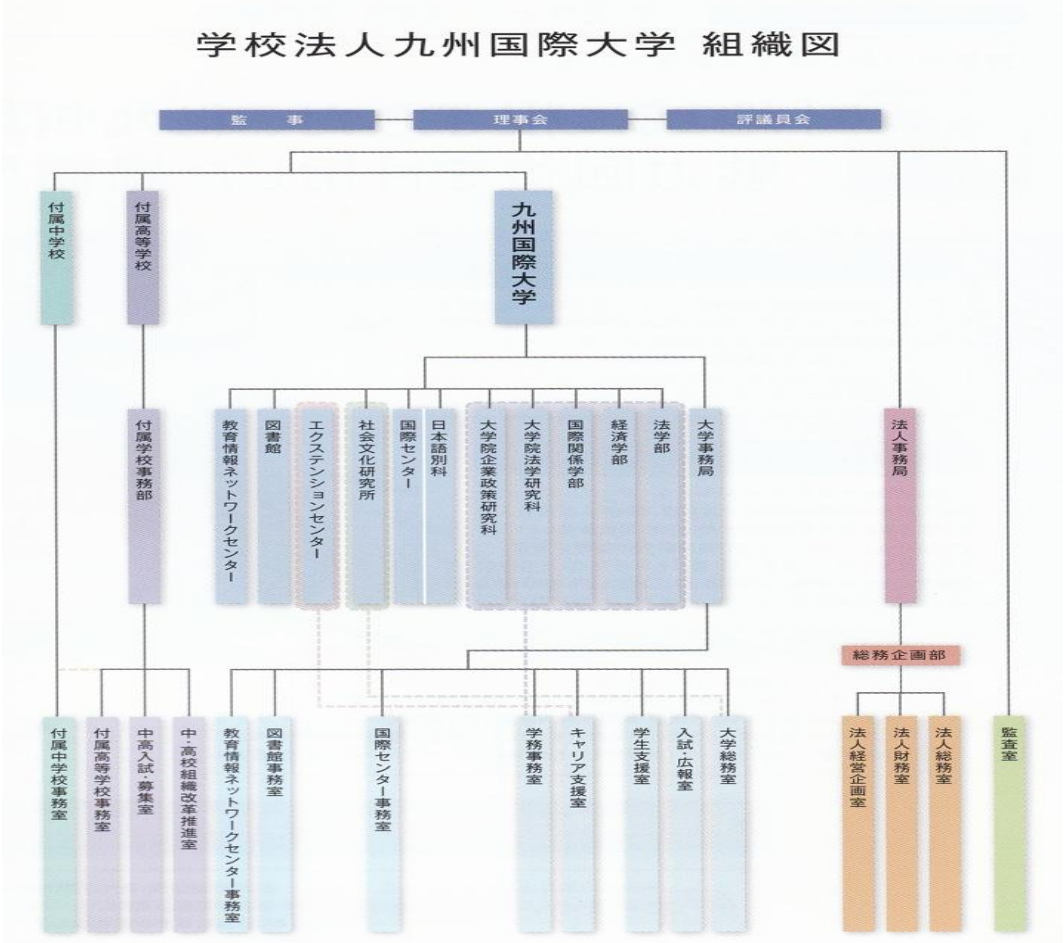

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、上記の図のとおり、２つの大学院研究科、３つの学部等の教育研究組織及び事務組織を設置しており、それぞれの専門領域等に応じた教育研究活動が行われている。

◇エビデンス集　資料編
【資料 1-3-3】ホームページ　http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit.html
【資料 1-3-4】『平成 24 年度大学要覧』

１－３の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）
２つの大学院研究科、３つの学部のそれぞれの「３つの方針」について、可能な限り表現の統一をして整理する。

課題Ｂ（中期的課題）
FD と SD を推進ながら、引き続き周知徹底する。

＜２＞　大学部門・部署別自己点検

２－１　法学部

２－１－①　基本的な教育改革

法学部では、平成 21（2009）年度より継続して、①「“わかりやすい”講義・“のばす”教育を実現する」こと、および②「修学上の困難を抱える学生を早期に発見し、迅速、的確な対応を行う」ことを目標に、様々な教育改革に取り組んできた。

①については、実質的合格率 80%、失格・欠席率 20%以下、全授業科目の授業評価を 3.8 以上とする数値目標を掲げ、②については、成績不振者率を 20%以下、退学率を 4%以内とする数値目標を掲げた。この結果、平成 22（2010）年度、平成 23（2011）年度ともに、①の実質的合格率、失格・欠席率については数値目標を達成したが、授業評価については 3.8 未満の科目があるため目標未達成であり、②の成績不振者率、退学率は目標未達成となっている。

（１）授業方法等の改善

平成 22（2010）年度から平成 23（2011）年度において、①「“わかりやすい”講義・“のばす”教育を実現する」については、まず授業方法等の改善を行った。その内容としては、次のとおりである。

すなわち、ⓐ全授業の公開、および改善の検証をはかるための教員の相互参観の実施、ⓑ授業環境の改善と協同学習・双方向的な授業の実施を促すため、全授業への「法学部講義ルール」実施の徹底化、ⓒ授業の双方向強化のため、法学部 SA の導入、および後述の「就業力育成支援事業」の一環として整備したアクティブ・ラーニング教室の活用、ⓓ授業方法・技術向上をはかるため、教員に対する講演会、研修会の実施である。

この結果、ⓐについては、平成 22（2010）年度春学期は 13 名 28 科目、秋学期は 16 名 35 科目で授業公開・相互参観を実施し、平成 23（2011）年度春学期は 9 名 29 科目、秋学期は 14 名 25 科目で授業公開・相互参観を実施した。ⓑについては、アンケート調査の結果、約半数の授業で「法学部講義ルール」が実施されたことを確認した。また、ⓒのＳＡについては、平成 22（2010）年度春学期は 15 名の教員が 25 授業科目で、秋学期は 17 名の教員が 36 授業科目でＳＡを利用し、平成 23（2011）年度春学期は 12 名の教員が 30 科目で、秋学期は 12 名の教員が 24 科目でＳＡを利用した。アクティブ・ラーニング教室は、平成 22（2010）年、平成 23（2011）年度ともに入門演習を中心に 1 年を通して活用した。ⓓについては、平成 23（2011）年度春学期に、外部講師を招き学内で研修会を実施し、秋学期は入門演習の授業技術を向上させるため、2 月にオフキャンパス研修を学外で実施した。

（２）合格率の向上、失格・欠席率の低下を目指した対策

次に、①として、平成 22（2010）年、平成 23（2011）年度のいずれにおいても、合格率・失格・欠席率に問題のある科目の担当者に対して、学部長・教務代表が面談し、授業方法を含めて対処策等を提示した。

（3）個別学生への対応

また、①として、個別学生への対応も重点的に実施した。その方法としては、ゼミ担当教員が出席不良か否かにかかわらず､ゼミ生について個別面談を定期に実施するとともに、個別学生の状況把握・情報交換およびゼミでの指導方法の確認のため、演習担当者会議を定期に開催することで実施した。なお、平成 22（2010）年、平成 23（2011）年度ともに、入門演習担当者会議は、毎月開催（全 12 回開催）し、基礎・発展演習担当者会議は、2 カ月に 1 回の割合で開催（全 5 回開催）している。

（4）就業意識の醸成・資格取得意欲の喚起のための対策

その他、①として、平成 22（2010）年、平成 23（2011）年度ともに、就業意識の醸成・資格取得意欲の喚起のため､「実務家を囲む座談会」を実施し、あわせて学生の法学知識の客観的確認および就職支援のために、受験料補助を含めて「ビジネス実務法務検定試験」（3 級）の学内団体受験を 12 月に実施した（もっとも､「ビジネス実務法務検定試験」は、受験人数上、本学の会場指定はとれず、受験生は別会場で受験している)。なお、春学期開講科目「法職資格講座Ⅰ」では、この団体受験の対策講座を実施している。また「実務家を囲む座談会」は、平成 22（2010）年度において 7 月～12 月にかけて、4 回の実務家座談会を実施し､平成 23(2011)年度は 7 月から 1 月まで 4 回の実務家座談会を実施している。

（5）修学上の困難を抱える学生の対応

②「修学上の困難を抱える学生を早期に発見し、迅速、的確な対応を行う」については、次のとおり実施した。

すなわち、成績不振者に対しては、ゼミ教員が対応することで、事実上の担任制をとることにし、平成 22（2010）年、平成 23（2011）年度ともに、ゼミ教員が、ゼミの中の履修科目出席不良者だけでなく、ゼミ生すべてについて、学習面・生活面で面談を実施することで対応し、事実上の担任制を実施することができた。そうしたゼミ生に対する面談結果は、ポータル上のスチューデント・プロファイルに記録することとし、この記録は、次年度のゼミ担当教員の指導資料とした。なお、平成 22（2010）年度には、各学年ゼミ担当教員の中から、PASS 運営委員を選定し、ゼミ教員と連携の上、成績不振者対応をすることとしたが、平成 23（2011）年度には全学的な PASS 制度が運用されなくなったため、成績不振者対応は、ゼミ教員が実施し、問題学生の情報は演習担当者会議で情報を共有した。

その他、②については、学部長・副学部長が中心に過年度生対応を実施した。

（6）在学生のための就職・進学指導

①と②の目標のほかに、在学生の「就職・進学指導（留学生を含む）を行う」ことを目標に掲げ、次のような改革を実施した。

すなわち、就職に役立つ資格取得指導については、平成 22（2010）年、平成 23（2011）年度ともに、ⓐ受験対策のため、資格取得用講義、ゼミを整備することとし、講義では、春学期「法職資格講座Ⅰ」（ビジネス実務法務検定対策講座）を開講するとともに、ゼミでは、資格取得用ゼミとして、2 入門演習、2 基礎演習、2 専門演習を開講した。また、ⓑ受

験対策のため、教育支援制度のもとで、多くの学生にエクステンションセンター講座を受講させるように努力し（エクステンションセンター講座受講者は、平成 22（2010）年度が 41 名、2011 年度が 50 名である)、一般常識問題対策の課外講座を平成 22（2010）年度は 10 月～1 月、平成 23（2011）年度は 2 月～3 月に実施した。

その他、受験対策のため、適性試験講座の開講など、法科大学院進学希望者を支援する計画を立てたが、この計画は財政的な理由から実施できなかった。また、より一層の資格取得意欲を喚起するため、法学部奨励賞の授与基準を平成 22（2010）年度に見直したが、平成 23（2011）年度は財政的な理由から、法学部奨励賞を廃止した。資格取得の協同学習拡充のため、学生の自主勉強会を支援する計画も立て、九州国際大学法学会からの支出をとりつけることで経済面でのバックアップ体制を整備したが､学生からの支援要望がなく、支援の実施はなされなかった。

キャリア教育については、ⓐ就職率向上のため、キャリア教育の方法について、プログラム開発を行うこと、ⓑ就業意識醸成のため、学生のインターンシップを促すこと、ⓒ実質的な就職対策のため、SPI 対策を実施すること、ⓓよりよい就職指導のため、教員向けの就職対策研修を実施することを計画したが、実施の環境が整わず、実施できなかった。

２－１－②　「大学生の就業力育成支援事業」にもとづく教育改革

法学部では、これまでの基本的な教育改革に加え、平成 22（2010）年度より、文科省に採択された「大学生の就業力育成支援事業」にもとづく教育改革を実施した。この就業力育成支援事業の「就業力育成」とは、初年次教育を通して、学生自身が職業観・勤労観をもつとともに、コア・カリキュラムの科目を履修する中で、学生自らが力を伸ばし（今まで読めなかった文書を読めるようになり、今まで書けなかった文章を書けるようになり、今まで考えられなかったようなことがきちんと論理立てて考えられるようになり、今まで話せなかった内容を話せるようになること)、自らの目標とする、あるいは夢でしかなかった職業につける力を獲得することである。

（１）就業力育成のための初年次教育改革の実施

その「就業力育成」をはかるため、法学部では、まず初年次教育の改革を実施した。その内容は次のとおりである。

すなわち、ⓐ平成 22（2010）年、平成 23（2011）年度ともに、入門演習において共通プログラム（全入門ゼミ対象に後述の合同発表会を 2 回実施し、コース別ではリスクコースー救命講習、規律訓練など、不動産管理コースー学外見学、実務家の座談会などの共通プログラム）を実施するとともに、ⓑ学生の自主性・能動性を伸ばす初年次教育プログラムとして、グループワーク授業導入のため、入門演習担当者を中心に教員研修を実施（全 3 回実施）した。また、ⓒ1 年次対象の汎用的スキル向上プログラムの開発のため、1 年次 PASS 委員が､「入門演習活動データベース」を構築するとともに、平成 23（2011）年度では入門演習でグループワークを取り入れ、あわせて読み書き能力をつけるための教養特殊講義 5・6 を開講した。なお、こうしたプログラム開発のためのデータ収集として、平成 22（2010）年 5 月に河合塾テスト、平成 22（2010）年 7 月、平成 23（2011）年 1 月に効果測定アンケート実施し､またライティング・スキル向上のためのオフキャンパス教員研修・

学生研修を平成 23（2011）年 2 月に開催した。

その他、ⓓ入門演習合同発表会（年 2 回）の実施、ⓔ円滑な人間関係構築のための入門演習におけるピアサポートの実施（平成 22（2010）年度より入門演習にＦＭ協力学生が参加し、SA としてピアサポートを実施した。あわせて平成 22（2010）年度にピアサポートの技術を教授する授業（法政特殊講義Ⅰ）も春学期に開講した)、ⓕFM（フレッシャーズ・ミーティング）を充実させるための改革の実施（平成 23（2011）年 3 月に教職員も含めた FM 研修の実施（山口徳地)、および平成 24（2012）年 2・3 月宗像と徳地で FM・入門演習研修実施)、ⓖ平成 23（2011）年より学習成果や大学生活の振り返りのためのポートフォリオの活用、ⓗ新入生の授業に対する満足度把握のための新入生授業アンケートの実施を行った。

（2）就業力育成のためのカリキュラムの再検討

次に、「就業力育成」をはかるため、学部の人材育成の方向性と教育のプロセスが学生にも読み取れるようなカリキュラムにするための改革を実施した。その内容は次のとおりである。

すなわち、ディプロマポリシーを再設定した上、それに沿う形で、科目間に有機的関連性をもたせたカリキュラムの検討を行うため、平成 23（2011）年度より 2 年間の予定でカリキュラム改革検討委員会を立ち上げた。あわせて、平成 23（2011）年度より、1 年次生を対象に前述した教養特殊講義 5・6 を開講して、「書く力」を中心としたリテラシー能力（ジェネリック・スキル）の習得を目指すとともに、法律学の基礎的知識習得を目指して、法律学入門の必修化、民法入門の導入をはかった。いずれの科目も、複数教員による担当で、クラス指定をかけたものである。さらに、リスク・マネジメントコース、資格取得・不動産管理コースの 2 コースに必要な補助的科目に柔軟性をもたせるため、法職・資格講座および法政特殊講義をすべて 1 年次配当に変更した。これらのことにより、1 年次においては、入門演習、法律学入門、民法入門、教養特殊講義 5・6 が有機的に関連したカリキュラムとなった。

（3）就業力育成のためのキャリア教育の実施

その他、「就業力育成」のための「キャリア教育」として、平成 23（2011）年 1 月には外部講師を招いた講演会を学内で開催し、6 月には 3 年生全員を対象に学外で就活合宿（外部講師の後援会、OB との対話などの内容）を実施した。

なお、「就業力育成支援事業」の遂行にあたっては、その他、平成 22（2010）年度に連携協議会、外部評価機関を設立するとともに、アクティブ・ラーニング教室の整備、ホームページ・リーフレットの作成、他大学事例調査などを実施している。

2－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学法学部における平成 22（2010）年から平成 23（2011）年にかけての活動から浮かび上がる本学法学部の課題は次のとおりである。

１．基本的な教育改革

既述の通り、本学法学部では、基本的な教育改革の柱として、①「“わかりやすい”講義・“のばす”教育を実現する」こと、及び②「修学上の困難を抱える学生を早期に発見し、迅速、的確な対応を行う」ことの二つを掲げ、それらを実現するための取り組みを行った。

（1）“わかりやすい”講義・“のばす”教育の実現について

このうち、平成 22（2010）年及び平成 23（2011）年において実施した上記①を実現するための施策は以下のとおりである。

ⓐ全授業の公開、および改善の検証をはかるための教員の相互参観の実施
ⓑ授業環境の改善と協同学習・双方向的な授業の実施を促すため、全授業への「法学部講義ルール」実施の徹底化
ⓒ授業の双方向強化のため、法学部 SA の導入、および後述の「就業力育成支援事業」の一環として整備したアクティブ・ラーニング教室の活用
ⓓ授業方法・技術向上をはかるため、教員に対する講演会、研修会の実施
ⓔ合格率の向上、失格・欠席率の低下を目指した対策
ⓕ個別学生への対応
ⓖ就業意識の醸成・資格取得意欲の喚起のための対策

ⓐ～ⓓについては、教員の約半数が授業公開に参加し、「法学部講義ルール」を実施していること、SA 利用教員の約半数がミニッツペーパー（双方向授業のツール）の整理等に SA を利用しており、春秋ともに双方向授業である演習でアクティブ・ラーニング教室を毎週利用していること、さらに、授業の質保証に向けた研修会を実施している点は評価できる。

またⓕの出席不良にかかわらない個別面談の実施については、ゼミ教員による「担任」を具体化するものとして評価できる。また、個別学生の状況把握およびゼミでの指導方法を共通化・統一化するため、演習担当者会議を定期に開催できたことも評価できる。そのほか、ⓖについては、4 回にわたる実務家座談会を開催でき、多様な内容で学生の就業意識を高めることができたのは評価できる。

課題Ａ（短期的課題）

このうち、ⓐⓒについてみると、授業公開・参観は、各教員の授業方法を参観するだけであって、それでは教育の質保証につながりにくいことが明らかとなった。そのため、法学部では、法学部が実施してきた授業公開・参観制度を廃止し、新たに授業研究会を発足させ、月１回実施、原則教員全員参加のもと、授業設計・評価方法の研究を行い、法学部の質保証につなげる取り組みを開始することが課題である。

また、ⓒにある SA 制度については、利用基準の策定が不十分である点につき、早期により詳細な利用基準の策定に取り組むことが課題である。

さらに、ⓒにある「アクティブ・ラーニング教室の活用」については、今後も双方向授業における利用の継続を促すことが必要であり、ⓓについては、今後も実施を継続することが課題である。

なお、ⓔの合格率・失格率・欠席率に問題のある科目担当者への学部長・教務代表による面談については、学部長・副学部長が面談した点は評価できるが、こうした面談だけで

は根本的な問題解決につながらないことから、面談に変わる方法を検討することが課題となる。そこで、面談の代替措置として、問題ある科目担当者には上記「授業研究会」への参加を促すことで改善を促すこととする。そのほか、ⓖについては、資格勉強に没頭するあまり就職活動をしない学生を生み出さないようにするため、学生に資格と就職との関係について正しい理解を持ってもらうような座談会の実施を今後計画する必要がある。

課題Ｂ（中期的課題）

ⓑ授業環境の改善と協同学習、については、法学教員全員が「講義のルール」を実施しているとまでは言いがたい。講義のルールについての教員全員の共通理解を得るためには、前記授業研究会などの実施による教員の FD が必要不可欠である。そのためには、授業研究会の実施・継続を通じて、ルールへの理解と適正な運用を促すことが課題となる。

同様に、わかりやすい講義・のばす教育に向けて必要不可欠となる教員間の連携や、教員間の情報共有に資する組織的な支援体制の構築も、あわせて検討していくことが今後の課題である。

そして、以上の課題Ａ、Ｂの取り組みのもと、①の実質的合格率、失格・欠席率の数値を維持しつつ、全授業科目について授業評価 3.8 以上を達成することが課題である。

（２）修学上の困難を抱える学生に対する対応

次に、上記②を実現するための施策として、

ⓐ成績不振者に対する PASS 委員及びゼミ教員による面談などの対応（事実上の担任制の採用）

ⓑ上記ⓐの結果のポータル上スチューデント・プロファイルへの記録、活用

ⓒ演習担当者会議における問題学生に関する情報の共有

などが挙げられる。

演習担当者会議において、問題学生に関する情報を共有できたのは評価できる。

課題Ａ（短期的課題）

上記ⓐについては、事実上の担任制の継続が課題である。

また、事実上の担任制をより効果的なものとするために、ゼミの持ち上がり制等を検討する必要がある。これについては、下記 2 で述べる「カリキュラム改革」において反映させることが必要である。

課題Ｂ（中期的課題）

ゼミ演習者担当会議においては、成績不振者にどのように対応するかという、いわば事後的な対応策についての議論がなされている。現に生じている成績不振者への適切な対応を模索することも有意義ではあるが、どうすれば成績不振者を生み出さないようにできるかについて、個別教育の中心となる演習の授業方法の見直しなどを含めた根本的な問題解決へ向けての検討が今後の課題である。

そして、以上の課題Ａ、Ｂの取り組みのもと、②の成績不振者率、退学率の数値目標を達成することが課題である。

（3）在学生のための就職・進学指導

上記①と②の施策のほか、就職・進学指導の施策として、ⓐ資格取得用講義、ゼミの整備、ⓑエクステンションセンターの活用、ⓒ課外講座の実施などが挙げられる。

資格取得指導に関しては、多くの学生にエクステンションセンター講座を受講させることができたのは評価できる。

課題Ａ（短期的課題）

公務員試験の受験指導、資格取得指導、キャリア指導に関しては、今後も学生の就業意識を高めるために、入門演習における実務家座談会を実施継続し、学生のエクステンションセンター講座受講への注意喚起と奨励を継続させることが課題である。

その一方で、学生による自主勉強会への支援については、現実に利用されていないことから、早急にこれを廃止する必要がある。

またエクステンションセンター講座については、引き続き多くの学生に受講させるように工夫する必要がある。また課外講座は、開講時期と参加学生数の調整が今後の課題であり、課外講座は、3 年ゼミ単位で参加者を募った上で、試験直近の時期に開講する必要がある。

１.「大学生の就業力育成支援事業」にもとづく教育改革

法学部においては、平成 22（2010）年及び平成 23（2011）年に就業力育成支援事業に基づく以下の教育改革を実施した。

ⓐ入門演習における共通プログラム実施
ⓑ入門演習担当者を中心とした教員研修の実施
ⓒ教養特殊講義 5・6 の開講
ⓓ入門演習合同発表会の実施
ⓔ入門演習におけるピアサポートの実施
ⓕFM（フレッシャーズ・ミーティング）を充実させるための改革の実施
ⓖポートフォリオの活用
ⓗ新入生の授業に対する満足度把握のための新入生授業アンケートの実施

を行い、さらに「就業力育成」をはかるためのカリキュラム改革を実施することとして、カリキュラム改革検討委員会を立ち上げ、現行カリキュラムにおける科目間連携や、いくつかの基礎科目においてクラス制を導入し、履修度に関する一定の質保証をはかることを試みた。

初年次教育の方法として、入門演習において、合同発表会・各コース別の共通プログラムの実施により、学生の修学意欲が喚起されたこと、1 年次対象の汎用的スキル向上プログラムを開発したこと（グループワーク授業の継続と読み書き能力をつける授業の導入、また効果測定アンケート等の実施によるデータ収集）は評価できる。また、カリキュラム改革検討委員会を立ち上げ、検討を開始した点は評価できる。

課題Ａ（短期的課題）

ⓐⓑⓒⓓⓔⓕⓗについては、基本的にはこれらの取り組みの継続が課題であるが、ⓓについては、合同発表会において「発表の作法」への指導が主体であった点を、発表前のインプット面での指導の充実へと転換することが課題である。

ⓖについては、活用がほとんどなされていないため、どうすればこれを上手く活用できるかについて検討し、活用を促進することが課題である。

なお、カリキュラム改革などカリキュラムの見直しに関しては、新カリキュラム案・履修指導案・個別科目の達成目標案・評価制度案などを策定し、年度末の公表を目指すことが必要である。

２－２　経済学部

２-２-①　現状

経済学部では中期的な計画として平成 23（2011）年度からカリキュラム改革を実施し、実習、インターンシップ等を取り入れた実学的志向の教育を目指している。これは、「理論と実践両面に明るい人材」を養成しようという意図を反映したものといえる。

カリキュラム改革の直接の理由としては、経済学科においては「地域づくりコース」がスタートしたためであり、その内実を反映させるために教育課程表＜特別教育科目＞に「地域づくり科目」を新設した。それらの科目は、「地域づくり論」、「北九州学」、「地域政策論」「地域環境論」、「地域づくり実習Ⅰ・Ⅱ」、「地域コミュニティ論」、「NPO・ボランティア論」、「地域調査統計論」、「地域社会実習」である。このコースの修了者には地元の自治体や地元中堅企業への就職を目指してもらいたいと企図している。

また、経営学科においては「ビジネスリーダー・コース」がスタートし、教育課程表＜特別教育科目＞に「ビジネスリーダー科目」を新設した。それらの科目は、「価値創造論」、「実践経営学」、「人材開発論」「ビジネスリーダーシップ論」、「ビジネスケーススタディ」、「経営学検定講座」、「ビジネスインターンシップ」である。このコースの修了者には地元の優良企業への就職を目指してもらいたいと企図している。

なお、経営学科では「ビジネス・アカウンティングコース」もスタートしたが、これは１年時の入門演習から会計科目担当教員の下で簿記・会計学の基礎を学び、同じ会計科目担当教員が４年間の演習を持ち上がりで担当することになっている。このコースのために教育課程表＜特別教育科目＞に新たな科目を新設したわけではないが、既存の専門科目群での履修により会計学的素養を身につけ、税理士・公認会計士の試験への挑戦や企業の財務・経理部門への就職を目指すことを企図している。

また、経済学部では平成 23（2011）年度からの経済学科と経営学科のカリキュラム改訂により、教育課程表の専門教育科目に関連的科目Ｄ群を導入した。経済学科では、経済学だけでなく経営、会計、法律についても学ぶために「民法入門（2 単位）」、「経営学入門（2 単位）」、「簿記論入門（2 単位）」、「会社法Ⅰ（2 単位）」など 12 科目を配置した。経営学科では、経営学・会計学だけでなく、経済、法律についても学ぶために「民法入門（2 単位）」、「ミクロ経済学入門（2 単位）」、「金融論入門（2 単位）」、「会社法Ⅰ（2 単位）」など 12 科目を配置した。

経済学部では学生の発表能力を高めるために、平成 22（2010）年度から１年次生を対象に「入門演習プレゼンテーション大会」を開催し、現在まで継続している。また、平成 23（2011）年度には３年次生を対象に「経済・経営演習プレゼンテーション大会」を開催した。平成 24（2012）年度には２年次生も対象にした発表の機会を設ける予定である。

２－２の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

（１）アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを学科別に再検討する。

経済学部の入学者の受入れ方針及び教育課程の編成方針と教育方針、卒業認定・学位授与に関する方針については、インターネット上のホームページで公開されている３つのポリシーの中の「アドミッションポリシー」、「カリキュラムポリシー」、「ディプロマポリシー」として示されている。(表 1-3-1～表 1-3-3 参照)

以上の３つのポリシーは、経済学部としてのポリシーである。経済学科及び経営学科としての３つのポリシーについて検討中であり、できるだけ早く確定していく。

（２）カリキュラム改革

カリキュラムポリシーの方針に沿って、経済学部では平成 23（2011）年度から経済学科と経営学科のカリキュラムを改定し、専門教育科目に関連的科目Ｄ群を導入した。経済学科では、経済学だけでなく経営、会計、法律についても学ぶために「民法入門（2 単位)」、「経営学入門（2 単位)」、「簿記論入門（2 単位)」、「会社法Ⅰ（2 単位)」など 12 科目を配置した。経営学科では、経営学・会計学だけでなく、経済、法律についても学ぶために「民法入門（2 単位)」、「ミクロ経済学入門（2 単位)」、「金融論入門（2 単位)」、「会社法Ⅰ（2 単位)」など 12 科目を配置した。

今後の課題は、１年次学生の学ぶ専門基本科目の量と質（科目の選定）を再検討し、必修化に回帰することである。また、１年次学生の履修する必修化した専門基本科目については、２年次学生以上を履修させない１年次学生のみのクラス編成を行うことが課題となっている。これは、ミクロ経済学入門、マクロ経済学入門では実施されているが、他の科目についても実施すべきであろう。

（３）コースの充実と特徴の明確化

平成 23（2011）年度から経済学科の「地域づくりコース」及び経営学科の「ビジネスリーダー・コース」、「ビジネス・アカウンティングコース」がスタートしたが、その成果はまだ明確に出ていないが、各クラスは 16～18 名で構成されている。各コースの充実と特徴の明確化を企図して行く。

地域づくりコースでは、地域づくり実習Ⅰ及びⅡを平成 24（2012）年 6 月及び 10 月に実施したが、平成 25（2013）年度には地域社会実習が予定されている。実習先の選定が重要である。

ビジネスリーダー・コースでは、学生が作業できる部屋を確保している。学生の使用状況を向上することが課題となる。ビジネス・アカウンティングコースでは担当教員数が不足している状況なので、新たに人材の補充が課題となっている。

学生の受け入れ方法としては、ビジネス・アカウンティングコースは 4 月募集であるが、他の２つのコースは秋学期の募集である。これら募集方法の検討も課題となる。

（４）プレゼンテーション大会の取り組み

入門演習クラス別プレゼンテーション大会は一昨年から実施している。3 年次演習クラス別プレゼンテーション大会は昨年からの実施である平成 24（2012）年度は、入門演習クラス別及び 2・3 年次合同クラス別の発表会を企図している。

（５）北九州市学術・研究振興事業大学間連携促進助成金「地域の大学連携による学生・教職員のキャリアプログラム」の推進

これは、本学が中心となって実施する西日本工業大学、九州栄養福祉大学、西南女学院大学との連携事業である。単年度のみの事業で 90 万円の予算である。既に合宿型研修を行ったが、平成 24（2012）年 12 月 8～9 日にサバイバル型野外研修を実施する予定である。

課題 B（中期的課題）

（１）入学者の確保

経済学部及び経済学科、経営学科の入学定員と入学者数は次のようになっている。

表2-2-1　経済学部の入学定員と入学者数の推移

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
入学定員	330	280	280	280	280
入学者数	237	246	319	251	205
比率	0.72	0.88	1.14	0.90	0.73

表2-2-2　経済学科の入学定員と入学者数の推移

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
入学定員	160	150	150	150	150
入学者数	126	141	211	139	122
比率	0.79	0.94	1.41	0.93	0.81

表2-2-3　経営学科の入学定員と入学者数の推移

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
入学定員	170	130	130	130	130
入学者数	111	105	125	112	83
比率	0.65	0.81	0.96	0.86	0.64

平成 24（2012）年度は、経済学科 122 名（81%）、経営学科 83 名（64%）であった。各コースを充実させることで入学者確保につなげることが課題である。

（２）退学除籍率の改善

経済学部の各学科の退学除籍率は次のように推移している。

表2-2-4　経済学部の退学除籍率の推移

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
経済学科	5.7%	3.7%	6.6%	6.4%	8.1%
経営学科	7.6%	6.3%	8.4%	9.2%	5.8%

入門演習担当者会議及び 2 年次演習担当者会議で出席状況に問題のある学生を洗い出し、担当教員間で情報を共有しながら個々の学生の状況を考慮しつつ学部長・副学部長を交えて指導を行っているところである。一定の効果はあるが、急激な退学除籍率の改善には結

びついていない。初年次教育で卒業への動機付けプログラムを考える必要がある。

（3）大学間連携共同教育推進事業の推進

経済学部では、「まちなか ESD センターを核とした実践的人材育成」事業（代表校：北九州市立大学）について地域づくりコースが中心になって参加している。黒崎商店街ハロウィンや地域資源の見学、エコツアーなどを行っている。来年度以降はどのような事業を実施するか企画する必要がある。

また、「西日本から世界に翔たく異文化交流型リーダーシップ・プログラム」事業（代表校：愛媛大学）についてはビジネスリーダー・コースが中心になって参加している。これまで、学生や教職員を愛媛県松山市の離島や立命館大学（滋賀県）などに派遣してリーダーシップ養成講座を受講させたりフィールド体験を積ませたりしてきた。今年度秋以降も愛媛大学と連携した事業が計画されている。

2－3　国際関係学部

2－3－①　現状

国際関係学部は、アドミッション、カリキュラムおよびディプロマの３つのポリシーに基づき、学部生の教育活動を行っている。国際関係学部の現行のカリキュラムは、平成 20（2008）年度に行われた教育改革の結果、策定されたものに、平成 23（2011）年度の「観光ビジネスコース」導入およびさらなる改革に基づき修正が加えられたものである。平成 17（2005）年４月開設された国際関係学部は、完成年度を迎えた平成 20（2008）年度に学部の活性化を図るため、学部の特色をより明確にするとともに、教育力を高め、教育の「質的保証」を確立するための教育改革を進めた。その際、平成 19（2007）年度に受審した大学基準協会の「認証評価」で指摘された事項への対応にも留意しつつ、設置する履修コースの再構築、導入教育の強化や社会人基礎力の育成を重視したカリキュラム改革を実行した。その主要点は次の 4 項目であった。

（１）コースの再構築

学部の特色をより鮮明にするために、ニーズの高い「英語コース」の充実強化を図るとともに、新たな学部の特色として「ハングルコース」を設置して、学部活性化の梃子とする。国際協力コースおよび国際ビジネスコースに配置された科目は、国際関係学士授与に必要な専門教養として再構築する。

学部の魅力や学習インセンティブを高める観点から、検定資格取得者、成績優秀者に対する適切な支援を制度化する。そのために必要な予算的措置を講じる。

（２）導入教育の強化

学生の多様化に対応するために導入教育を強化する。従来の入門演習の位置づけを明確にするとともに、導入科目を拡充強化する。

（３）社会人基礎力の重視

現行の「演習科目群」を「プロジェクト研究」として自主的学習能力、問題発見・解決、独創性、プレゼンテーションなど社会において知識と同様に求められる「社会人基礎力」を育成する場として再構築するとともに、社会人として必要不可欠な基本スキルを指導する科目群を新たに導入する。

（４）エクステンションセンター講座との連携

エクステンションセンター講座との連携を図り、学習成果を高めるために「認定科目」として資格検定講座科目群を設置する。

教育改革はその後も継続され、平成 22（2010）年度において、①学部教育が目指す「進路」の明確化、②教育内容の特色化（進路が容易にイメージできるコースの新設）、③時代、社会のニーズへの対応強化（「実学」の重視、社会人としての「基礎力」の重視）、④教育内容・方法の実質化（授業運営の創意工夫）の基本方針に基づき、「観光ビジネスコース」を平成 23（2011）年度から開設するとともに、ニーズの高い「国際協力コース」を再構築することとした。これらの改革の結果、現行のカリキュラムに至っている。各授業科目群

の目的・概要については、1 年次生に対するオリエンテーションで配付し、使用する『履修ガイド』において詳細に説明している。

国際関係学部の収容定員（2012 年度）は 280 名（昼間主 200、夜間主 80)、在籍者数は 211 名であり、収容定員充足率は 75.4%である。秋入学を含む入学者数の推移は、入学定員を 175 名から 140 名に変更した 2009 年度以降、100 名(2009 年度)、99 名(2010 年度)、112 名(2011 年度)、94 名(2012 年度)となっており、これらに対する入学定員充足率は 71.4%、70.7%、80.0%、67.1%であり、年度によりばらつきがあるが、入学定員に対して適切な学生の受け入れ数を確保するためのさらなる改善･改革の努力が求められている。そのための取り組みは次項目以降のとおりである。

平成 24（2012）年 5 月 1 日現在の専任教員数は 18 名であり、教授 8 名、准教授 5 名、助教 5 名である。大学設置基準別表第一の学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数は 14 名であり､大学設置基準に定められている別表第一専任教員定数 14 名を満たしている。教員の資質・能力向上のために全学で実施される FD 研修会への参加を求めるとともに、学部独自の FD 研修会を開催したり、学年別 PASS 会議で授業運営に関する情報共有や意見交換をしたりするなど、取り組んでいる。

2-3-② 国際関係学部の重点項目

学部の入学定員に沿った適切な受け入れ学生数を確保することを目指して行われた平成 20（2008）年度および平成 22（2010）年度の教育改革の結果、構築された学部の教育制度における重点項目についての個別具体的な取り組み状況は以下のとおりである。

（1）多様な学習歴や入学動機・目的への対応

国際関係学部が最も重視している教育の一つの柱が、多様な学習歴や入学動機・目的への対応の強化・充実である。初年次の導入教育として、1 年次配当科目に「入門セミナーⅠ・Ⅱ」「基礎セミナーⅠ・Ⅱ」「夢カフェ」「国際関係学入門Ⅰ・Ⅱ」という科目を必修科目として配置し、授業運営においても創意工夫を凝らしている。「入門セミナーⅠ・Ⅱ」については、共通テキスト『マナビのトビラ』を学部の専任教員全員で平成 24（2012）年度に執筆した。また「基礎セミナーⅠ・Ⅱ」では 3 クラスに分けて、グループワークなど双方向授業を重点的に実施するとともに、大学での学習に不可欠な基礎知識をとりまとめた共通テキストを作成している。平成 23（2011）年度から新たに開設した「夢カフェ」という科目では、学部に設置する履修コースが目指す進路で活躍する先輩から体験談を聞き、少人数で話し合う場を設け、未来履歴書を作成しながら、キャリア形成を行う。「国際関係学入門Ⅰ・Ⅱ」は学部の専門教育の導入として国際関係学の基礎を学習するが、グループワークの時間も設けてその結果を発表する機会も作っている。

「入門セミナーⅠ」の授業の一環として、入学直後に全学で実施される FM（フレッシャーズ・ミーティング）に加えて、毎年 6 月に山口県徳地にある山口徳地青少年自然の家にて「徳地アドベンチャー教育プログラム(TAP)という 1 泊 2 日の体験学習を、1 年生全員を対象に実施している。これによりゼミごとの信頼関係や一体感を高め、ゼミ活動に積極的に関わることができるようにすること、そして学生同士、学生と教職員の間の絆をさらに強め、充実した大学生活が送れるようになることを目指している。

（2）社会人としての基礎力の養成への対応

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年）にて提起されている「学士力」や産業界・経済産業省から提案されている社会人基礎力に留意した取り組みを強化してきている。そのために社会に出たときに直接的に役立つ知識や技能を学習できるように実務的科目を実務スキル科目群および基礎科目群に配置する一方で、グループワーク、双方向、課題探求型など AL（アクティブ・ラーニング、能動的学修）の要素を授業運営に積極的に取り込んでいる。

実務的科目には、例えば「秘書実務」「ホスピタリティ・マネジメント」「ビジネス・コミュニケーション論」などがある。また、AL の要素を積極的に取り込んだ授業を行っている科目には、夢カフェ、基礎セミナーⅠ・Ⅱ、ホスピタリティ・マネジメント、異文化コミュニケーション入門、対人コミュニケーション論、ビジネス・コミュニケーション論、観光ビジネス論、ファシリテーション演習、国際協力実践論、NGO 実践論などがある。

課外での活動は、社会人基礎力を高める上で効果的であることに鑑み、かかる活動を積極的に支援している。例えば、海外社会実習でカンボジアを訪問したことを契機に開始されたカンボジアに絵本を贈るプロジェクト（国際協力コースのゼミ学生）、北九州市産業経済局観光・コンベンション課が実施する「環境修学旅行案内ガイド」への本学学生の参加、大学発ベンチャー・ビジネスプランコンテストや社会人基礎力育成グランプリーへの出場、外務省・外交史料館訪問などについて全面的な指導と支援を行っている。なお、2012 年度の社会人基礎力育成グランプリーにおいては、本学部生チームは九州沖縄地区予選において準優勝の成績を果たした。

（3）グローバル人材育成への対応

コミュニケーションのツールとしての外国語教育については、英語を中心として充実強化を図ってきた。基礎的英語力の徹底強化と「使える英語力」の養成という教育方針の下、全学部の新入生を対象とする「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」に加えて、国際関係学部生には「PC English Training」という科目を必修科目として配置し、e-learning のソフトを使用した英語学習を義務付けている。これらの科目の履修を基礎として、2 年次以降の様々な英語関連科目に連結させ、さらには海外実習やアメリカの大学への認定留学（英語の語学留学）へと機会が拡大するように配慮している。

英語を実践する場として、年間を通してネイティブと英会話を楽しむ「KIUイングリッシュ・チュートリアル」の無料開講、English Camp（1泊2日の英語合宿）、英語のスピーチ＆レシテーションコンテストを開催している。

海外体験を積むことは、グローバル人材に不可欠な異文化理解や他者理解、コミュニケーション・スキルなどを高める上で効果的であり、平成 21（2009）年度以降実習科目を必修化し、なかでも海外実習を履修し海外体験を積むように奨励している。平成 23（2011）年度には 47 名が海外での社会実習や語学実習のためにアメリカ、韓国、シンガポール・マレーシア、カンボジア・タイを訪問している。実習に参加した学生からは、「国際関係学部だより」各号に掲載されている参加学生代表の感想文に見られるように、海外体験の意義や成果が述べられており、本学部の特色あるプログラムとして評価できる。

長期の海外留学制度は、全学の交換留学制度により韓国、中国、台湾、インドネシアの提携校との間で行われているが、大部分が国際関係学部の学生であり、平成 24（2012）年度は 9 名を派遣中である。加えて、国際関係学部独自の留学制度として、半年間の「英語認定留学生制度」を実施し、平成 24（2012）年度は 3 名をアメリカに派遣している（カリフォルニア州立大学チコ校 2 名、イースタンワシントン大学 1 名。もともと 1 名で開始されたもの、授業料相当分を補助。国際関係学会よりも奨励金を給付）。

（4）学部の活動等における学生との協働

国際関係学部が主催するさまざまな企画運営を学生との協働により実施することに留意している。これは上述の社会人としての基礎力を養成する観点からも適切であり、また学生の学部への帰属意識を高める観点から望ましいことから、従来、教員主体で実施してきた学部の企画行事等に、企画段階から学生を参加させるようにしている。

平成24（2012）年度においては、新入生に対する1泊2日のフレッシャーズ・ミーティングの運営（事前研修も実施）、徳地研修のほか、English Camp（英語合宿）や学年別のゼミ代表によるプレゼン大会の運営には上級生の学生があたっている。また、第3回観光シンポジウム（10月31日）の実施にあたっては、受付から行事の進行まで、観光ビジネスコースを学ぶゼミ生が行い、会場外に学生のポスターセッションも設けて、シンポジウムに出席した高校の先生方にも取り組みを披露した。第4回英語スピーチ・レシテーションコンテスト（11月28日）においても同様に司会を含め学生による運営により実施した。

授業の運営においてもSA(Student Assistant)として学生を積極的に参加させている。1年次の必修科目である「入門セミナーⅠ・Ⅱ」には全学的な制度としてSAを導入し、授業運営の補助にあたらせている。

2－3－③　担任制度

学年別PASS(Project of Achievement Support for Students)会議（学年別のPASS委員が調整役となって運営）を通じて、学年単位でのゼミ運営の状況や出席・成績不振学生の指導等について、情報共有・意見交換を行ってきている。平成23（2011）年度までは成績や出席状況を中心とする情報共有であったが、平成24（2012）年度においては出身校・入試形態・所属サークル・(4年次生）就職活動状況などの情報についても共有できるように改善した。その結果、入学から就職までの、課外活動を含め把握し、よりきめ細かな指導ができる体制が整備された。

学年別PASS会議での意見交換は、担当する学生に対する修学・進路に関する個別指導・相談に活かされており、ゼミ教員を「担任」とする担任制度の効果的な運用を図っている。

2－3－④　学部の FD 活動

全学のFD研修会に加えて、学部固有の課題を取り上げたFD研修会も実施している。平成23（2011）年度は9月10日に実施し、同年度新設された必修科目である「夢カフェ」および「PC English Training」の授業運営について意見交換した。平成24（2012）年度は4月1日に1年次必修科目「入門セミナー」の授業運営について意見交換するとともに、文章読解力などのトレーニングのための共通テキスト『マナビのトビラ』の作成について議論した。

２－３－⑤　高大の連携

九州国際大学付属高校との間で「高大連携」の事業を継続的に実施している。例年、同校の国際コミュニケーションコース２年生の学生を対象とする「英会話講座」およびオーストラリア研修の事前研修として同コース１年生を対象とする「英語交流会」を実施してきている。前者は国際関係学部所属のネイティブ教員によるすべて英語による授業であり、後者は国際関係学部在籍の外国人留学生による自国文化紹介なども行われ、学部生と高校生の交流の場となっている。

２－３－⑥　学部の広報活動

国際関係学部のさまざまな取り組みが、行事等に参加していない学生の間、さらには教職員の間においても十分情報が共有され、学部の取り組みが可視化されるように「国際関係学部だより」を発行している。これまで年間1号の発行であったが、平成23（2011）年度からは年間3号発行するようにした。これにより国際関係学部の活動を内外に広め、理解が得られるように努めている。なお、07号より大学のホームページのKIUブログにもPDFファイルで閲覧できるように改善した。

２－３の改善・向上方策（将来計画）

上述の重点項目を継続的かつ発展的に取り組むとともに、特に以下の課題に取り組むものとする。

課題Ａ（短期的課題）

（１）履修コースの充実強化のためのカリキュラム改革

当面の課題は、平成24（2012）年度において取り組んだ国際関係学部の「履修コースのさらなる可視化・明確化・実質化」のためのカリキュラム改革の実施である。入学生の興味・関心が高い英語、観光ビジネスコース関連科目を充実させ、学部で学べることをより一層魅力あるものに改善していくための改革であったが、共通教育を含めたカリキュラム全体の成案作成に至らず、次年度に向けての取り組みとなったところ、速やかに着手すべき課題となっている。

なお、国際関係学部が実施した平成24（2012）年度入学生意識調査：国際関係学部の特徴としては、留学・実習制度(35.5%)、国際交流が盛ん(52.7%)、海外留学（53.8%）に興味・関心の高さがうかがえる。また、コースについては、英語コース(48.4%)、観光ビジネスコース（32.3%)、国際協力コース（24.7%)、ハングルコース（21.5%）の順であった。

（２）カリキュラム改革を踏まえての組織的な教育の実施

同一科目を複数の教員が担当する場合の担当教員間の連携と同様に、体系化されたカリキュラムの科目間の担当者の役割分担・連携を図り、履修コースを核とする教育プログラムを組織的に実施する体制を整備する。

（３）学修時間の増加・確保のための方策の検討と学生の主体的学修の確立

多様な学習歴や入学動機や目的を持つ学生が増加するなかで、十分な学修時間が確保されていないことに鑑み、シラバスにおける事前学習を「実質化」するなど学生が主体的に学修するよう促す方策を検討し、実行する。そのためのFD研修会を開催し、意見交換を重ね、改善を図りつつ学生の主体的な学修の確立を目指す。

本項目は課題Bとして中期的にも取り組むべき項目であるが、履修コースに基づく教育プログラムの実質的な成果を上げる上で、不可欠であり、課題Aとして位置づけ、取り組むものとする。

（4）プロジェクト研究を通じた教育の質的保証

平成24（2012）年度に卒業論文に関する口頭試問を導入して論文の質的保証を図ることについての検討を行い、試験的に希望者に対する口頭試問を実施することとなった。今後、どのような形で卒業論文の質的保証を図るのが適切か、一定の結論を出すことが課題である。

国際関係学部では、2年次から4年次のゼミ（プロジェクト研究）がすべて必修であり、原則として全員が卒業研究として卒業論文を執筆し、ゼミ単位で論集を印刷製本している。「卒業論文」の内容については各ゼミ教員に任されてきたところ、教育の質的保証という観点からは、卒業論文は4年間の学習成果を集成するものであり、学部全体として取り組む課題である。

（5）高大連携の強化

付属高校との高大連携を強化する観点から、平成 25 (2013) 年 3 月 4 日に英語スピーチ・英語レシテーション体験会を開催予定であるところ、国際関係学部の特色を生かした高大連携を推進することが課題となっている。付属高校のみならず、近隣の高校に学ぶ高校生を対象とする「九州国際大学杯（KIU 杯）高校生英語スピーチコンテスト」（仮称）について検討中のところ、平成 25（2013）年度実施に向けて関係者と協議しつつとり進める。

平成 24（2012）年度に開催した第 1 回ハングル・スピーチコンテストは、本学学生のみならず近隣の高校にも案内し、高校生の参加を得たが、平成 25（2013）年度はさらに参加高校の数を増やしていくものとする。

（6） 課題Ｂに取り組むための FD 活動

課題Ｂに取り組むにあたっては、これまでの取り組みの成果を活用するのみならず、さらなる教学マネジメントに取り組む必要があり、課題 B を意識した FD 研修会を実施したり、外部のセミナーなどに出席したりして情報収集に努める。

課題 B（中期的課題）

（1）主体的な学修を促す教育の質的保証

学習成果の質的保証は、自ら生涯学び続ける力を修得させることに尽きる。そのためには主体的な学修の体験を十分させることが肝要であり、学生の学修が教室内にとどまることなく、授業時間外において主体的に学修する時間が十分確保されるように、以下（2）の AL（アクティブ・ラーニング）の本格的導入をはじめとする授業内容・方法に工夫を凝らす。

学修時間としては、すべての在学生が事前学習・授業受講・事後展開に取り組み、目安として1日8時間は学修時間が確保されるように教育環境を整備していく。ただし、多様な学習歴の学生が入学していることに鑑み、学習意欲の低下を引き起こさないように適切な学修指導を行うことができるように、教員間での連携を図り、組織的な教育に努める。

（2）AL(アクティブ・ラーニング)の100%導入

学生が生涯学び続け、主体的に考える力を修得し、ますます求められるとされる「課題探求能力」を修得していくためには、専門知識を活用したPBL(project/problem based learning)型の学習方法が不可欠となっている。

そのためには、現在すでにAL(アクティブ・ラーニング)を導入している幾つかの授業科目にあっては、専門知識を活用したAL型の学習方法を積極的に導入し、より質の高い教育への転換を図る。また、いまだAL型授業への転換がなされていない授業科目にあっては、当該科目の運営に有効かつ適切なALの要素を取り込んだ授業方法を導入する。
かかる取り組みを通じて、非常勤講師担当科目を含め、すべての授業科目において何らかのALの要素を持つ授業方法がとられるようにする。

（3）学修到達度を測定する手法の確立

学生が何を学修するのかを示す評価基準と学生が学修到達しているレベルを示す具体的な評価基準を示すマトリクス形式での評価指標であるルーブリックを含め、学修成果について、本学部のディプロマポリシーが目指す教育目標が効果的に把握にされる測定手法等を開発し、確立する。

2－4　法学研究科

2－4－①　現状

（1）使命・目的

法学研究科開設の理念・目的は、「北九州の地域に立脚し、国際的視野をもった理論・実践両面に明るい人材を養成」し、「学術の理論及び応用を教授研究し」、「もって文化の進展に寄与することを目的とする」（「九州国際大学大学院学則」（以下「大学院学則」という）第２条）ことにあり、明確である。また、平成 13（2001）年 4 月、上記の大学院の目的を踏まえ、法学研究科の目的について、「九州国際大学大学院法学研究科規則」第１条の２において「学修意欲に溢れる幅広い階層の者に対して理論研究の場を提供し、もって、社会の多方面で活躍しうる研究者、高度専門職業人を養成する」として個性化された形で、具体的に規定されている。

大学院設置基準（以下「大学院基準」という。）第 3 条（修士課程）を踏まえて定められた法学研究科の理念・目的はこれまでの実積からみても適切であり、各種ポリシーの策定作業、FD 計画書の審議過程において研究科の構成員に深く浸透しつつあり、それらが現実にも生かされていると評価できる。社会に対しても大学 HP などで有効に周知されており、HP は他大学（大学院）と較べて教員の履歴が詳細に開示されていて志願者の選択に役立っている。

（2）学生の受け入れ

法学研究科の入学定員は10名である。学生の募集に関しては、秋期（9月）と春期（3月）の年2回にわたって募集を行っている。入学者選抜方法に関しては、書類審査、筆記試験および面接試験の結果を総合して判定する。筆記試験または面接試験の成績が一定の基準に満たない場合には、定員に満たない場合であっても入学を許可しない。

なお、入学試験の形態としては、一般入学試験(大学卒業見込者・大学卒業後3年未満の者等に対して行われる専攻法律科目とその他の法律科目または英語の2科目による筆記試験と面接)、社会人入学試験(大学卒業後3年以上または実務経験2年以上の者を対象に行われる専攻法律科目による筆記試験と面接)、外国人留学生試験(外国人留学生に対して行われる専攻法律科目による筆記試験と面接)とがある。

法学研究科においては、開設以来、「昼夜開講制」を採用している。とくに平成21(2009)年度から、本学大学院において「長期履修制度」が導入された。法学研究科は、大学院科目等履修生規程に基づいて、平成14（2002）年度を除き毎年度、科目等履修生を受け入れている。

法学研究科では「特修プログラム制度」が平成21（2009）年度から導入されることになった。平成21（2009）年度には、2名の学生が採用され、平成22（2010）年度にそのうち1名が入学した。なお、法学研究科には、平成17（2005）年度に導入された「学部聴講生制度」がある。

法学研究科は1学年の定員が10名という少人数の研究科であり、院生の経歴も様々で必ずしも法学部出身者という訳ではない。そのため、教員は院生の資質を見ながら必要なレベルを落とすことなく法学科目の修得をさせる工夫をしている。

とくに、税理士志望の院生は、法学部の他、経済学系等様々で、修士論文は各々の経験も踏まえつつテーマを指導教授と相談しながら決めて研鑽している。また、既に税務の専門家として社会で活躍していて更に法的思考を深めたいと入学することも歓迎し、「単に税理士資格取得のためでなく、将来に役立つ法的思考の基準を確立すること（税理士は法律家である）」を目標とする。

学生募集方法と入学者選抜方法はいずれも適切であり、後者における透明性も確保されている。とくに、募集に際しては8月に開催される全学オープンキャンパス時、11月に大学院独自で開催する大学院進学説明会時に大学院担当教員による個別面接相談を実施している点は評価できる。

なお、平成 21（2009）年度から平成 24（2012）年度の過去 4 年間の入学者と定員（10名）に対する受け入れの割合は、次のとおりであった。

平成 21（2009）年度が 9 人、90％、平成 22（2010）年度が 9 人、90％、平成 23（2011）年度が 9 人、90％、平成 24（2012）年度が 8 人、80％であった。ほぼ毎年、定員に近い入学者の受け入れ状況となっている。

２－４の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

「特修プログラム制度」を学部と大学院連携のあり方の一つの方向性を示すものとして発展させていくためには､受け入れた学部学生の修学環境を引き続き整えていく｡その際、学部の専門演習担当者みずからが、あるいはそれと連携して、学部4年次から大学院入学後まで一貫して修士論文作成のための指導が行われるように対応すべきである。

課題Ｂ（中期的課題）

（１）法学研究科の学位そのものの価値を高めるためにも、学位審査基準の客観性・透明性を確保する方策をさらに検討すべきである。

高度専門職業人による高度専門知識の修得の結晶である修士論文審査および最終試験について、審査の透明性、客観性を確保する。そして、法学研究科委員会では、2010年度以降、中間報告制度を充実するために、代替措置を含めて検討している。2011年度からは、受講生の論文作成の促進を図ることも考慮し、後期最初の講義時間で研究指導教員の下全員に論文概要の中間報告（クラス内）をさせ、併せて最終審査が有効なものとなるよう適宜の時期に副査の教員に論文（完成に近い仕掛）を回付している。本来は最終審査に準じた形式が望ましいが、後期開始時点では論文進捗が十分でなく却って形式的なものとなる恐れもあること、税法専攻は人数も多いことから、このような方法を採っている。

（２）開設して15年をすでに経過し、科目区分、必修・選択の別、単位数の見直しの時期にきている。教育目標と学位授与方針との整合性を引き続き高めていく。

2-5　企業政策研究科

2-5-①　現状

企業政策研究科は平成 13(2001)年 4 月に修士課程の大学院として開設された。その後、カリキュラムの基本的な枠組みの変更を行って平成 20（2008）年 4 月から施行したが、それは企業政策関係科目として「企業政策研究Ⅰ（2 単位・必修)」、「企業政策研究Ⅱ（2 単位・必修)」及び「企業政策特殊研究Ⅰ（2 単位・選択)」、「企業政策特殊研究Ⅱ（2 単位・選択)」を導入したことである。しかしながら、「企業政策特殊研究Ⅰ（2 単位・選択)」及び「企業政策特殊研究Ⅱ（2 単位・選択)」は担当者確保等の関係でこれまで開講されることがなかった。

本研究科の入学定員は 20 名であり、開設当初から平成 19（2007）年度までは収容定員も満たしていた。しかし、近年、入学者の顕著な減少がみられる。平成 20（2008）年度 14 名（春入学者 12 名、秋入学者 2 名)、平成 21（2009）年度 12 名（春入学者 8 名、秋入学者 4 名)、平成 22（2010）年度 5 名（春入学者 5 名)、平成 23（2011）年度 6 名（春入学者 5 名、秋入学者 1 名)、平成 24（2012）年度 7 名（春入学者 3 名、秋入学者 4 名）である。（資料 2-5-1 参照）

教員組織としては、法学部・経済学部・国際関係学部の専任教員を基礎として平成 13（2001）年度には企業政策研究科委員会が 15 名の専任教員（学部との兼任）で構成されていたが、その後、企業政策研究科担当教員数の減少傾向が見られ、平成 23（2011）年度からは 9 名の専任教員数で運営している状況が続いている。その理由は、この間、教員の転出等があった際に欠員を充足することができなかったためである。教員基準数の 9 名は満たしているものの、来年度以降の定年退職者等の状況を考慮すると、迅速な対応が必要とされる。

また、対応の一環として教員組織において特任教授を平成 23（2011）年度から導入することになった。さらに、平成 23（2011）年度には九州国際大学大学院企業政策研究科教員資格審査基準細則の第 2 条について改正を行い、演習及び研究指導の担当教員についてその資格を次のように厳格なものにした。

（審査基準)
第２条　企業政策研究科担当教員の資格審査は、教育研究上の指導力があると認められる者につき、次の基準によって行う。
（１)大学院の講義担当する教員については､次の要件の２以上を満たしている者とする。
ア　専攻分野に関する博士の学位を有すること
イ　専攻分野に関する単著（研究書）を有すること
ウ　専攻分野に関する編著書を有すること
エ　専攻分野に関する学術論文（上記イ・ウを含む）を過去５年間に継続的に発表していること
オ　過去５年間に、国際学会あるいは全国学会又はこれに準ずると認められる学会において研究発表をしていること

カ　弁護士、弁理士、公認会計士等の資格を有する者
キ　官庁、企業、調査研究機関等に勤務した実務家で、職務上の業績が顕著である者
（２）大学院の演習及び研究指導を担当する教員については、次の要件の２以上を満たしている者とする。
ア　専攻分野に関する博士の学位を有すること
イ　専攻分野に関する単著（研究書）を有すること
ウ　専攻分野に関する編著書（研究書）を有すること
エ　専攻分野に関する学位論文（上記イ・ウを含む）を過去３年間に継続的に発表していること
オ　過去３年間に、国際学会あるいは全国学会又はこれに準ずると認められる学会において研究発表をしていること
カ　弁護士、弁理士、公認会計士等の資格を有する者
キ　官庁、企業、調査研究機関等に勤務した実務家で、職務上の業績が顕著である者

なお、以上の改正は、本学大学院法学研究科における教員資格に関する改正とも同様の内容である。

２-５の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

上記でも指摘されているが、開講されていない科目がみられるので、その整理及び改廃を含めて、カリキュラムの見直しを１年以内に実施する必要がある。その際に、従来から意見があったのではあるが、学生の中には２コマ連続講義は「負担が大きい」という意見もみられることから、現行カリキュラムの大多数を占める４単位講義から２単位講義の導入を図る必要がある。また、「外国文献研究」、「論文作法と講読」等の科目を新たに設けることも視野に入れるべきであろう。さらに、現在３割程度の定員充足率を改善するために入学定員及び収容定員の見直しも緊急の課題である。これについては、既に平成24(2012)年11月14日開催の企業政策研究科委員会において入学定員を10名に削減することが了承され、同年12月19日開催の大学院委員会でも了承されている。

次に、教員組織の充実のために、大学院担当科目との適合性を考慮しつつ、本学の各学部の担当教員から大学院担当の教員資格を満たす者を選び出し、企業政策研究科構成員数を増員するように努める。これについては、平成25（2013）年度からの大学院担当教員として、経済学部の特任教授１人及び准教授１人、計２人の増員について企業政策研究科委員会及び大学院委員会において了承を得ているところである。

さらに、入学者確保のために社会人及び学部学生への大学院紹介を積極的に行う必要がある。学部学生については推薦入学制度を積極的に活用して、入学者の増加につなげたいと考えている。

続いて、大学院学生への研究指導を今まで以上に丁寧かつ細やかに行うために副指導教員制度を設けることも検討する。複数の教員で指導を行ったほうが学生の視野も広がり、修士論文の作成において新たな論点の提示等で効果がみられるものと推測できる。

課題Ｂ（中期的課題）

本研究科は設立後 12 年経過し、最近の受験者数が減少していることから、本研究科の教育目的が時代の変化に対応していないのではないかという指摘がみられた。そもそも本研究科の開設時に専攻の名称を企業政策専攻とした理由は、設置認可申請書によれば「今日における日本の企業活動・企業政策のあり方・諸課題を考えるとき、経済学と経営学の研究成果を生かした総合的な専門知識による企業政策の確立が企業活動において必要となる」とされている。そして、この教育目標と人材養成の目的は、「学部の実学教育の伝統を基礎に置き、高度専門職業人の養成のための教育研究を目的とするものである。

それは具体的には、企業実務（取引法務・経営学・会計学など）および企業を取り巻く外部環境（経済学、エコロジーなど）に関する専門的な教育研究をおこなうことにより、国際的視野をもって経営戦略に対応しうる専門的な企業実務能力を備えた人材の養成を目標とする」というものであった。これは、九州国際大学大学院企業政策研究科規則第 1 条の 2 に定められている。このように、開設当時に想定されていた受験者は働きながら学ぶ社会人であったと思われるが、最近になって社会人の受験者が減少し、留学生の受験者が増加するという特徴がみられるようになっている。その留学生の受験者数も直近では減少しつつある。

以上のような状況に鑑みて、本研究科の教育における理念と目的の見直しが必要ではないかと中長期プロジェクト会議を立ち上げ、また研究科委員会でも議論を始めたところである。3～4 年後の本研究科のあるべき姿について検討し、そのために必要な人員と科目の整備を行い、必要であれば企業政策という名称の変更も含めて改革及び再編を実行するところである。（資料 2-5-2 参照）

２－６　別科日本語研修課程

２－６－①　日本語別科について

別科の目的については、九州国際大学別科日本語研修課程規程の第２条に以下の通り明文化されている。

「別科は、本学に入学を希望する外国人に対し、修学上必要な日本語及び日本事情等の教育をおこない、広い国際的視野にたち国際文化の交流に寄与できる有能な人材の育成を目的とする。」

上記の目的をもとに、平成 11（1999）年４月設立以来、①一定水準以上の日本語能力を保持した留学生を安定的に受け入れること、②学部で日本語の講義を受講できるレベル（日本語能力試験Ｎ2）にまで日本語能力を高めること、③日本の生活文化に馴染むこと、の３点を具体的な目標として日々取り組んできたが、平成 24（2012）年９月 30 日をもって廃止が決定した。以下は、近年の現状を報告するに留める。

２－６－②　学生の受け入れ

「国際的視野を身につけた人材の育成」という本学の教育理念の下に、広く外国人に門戸を開放するにあたって、別科日本語研修課程の理念・目的・教育目標等を示すと同時に、どのような外国人を受け入れるかについて明示している。

別科は本学への留学を希望する外国人を対象とし、大学で学ぶために必要な日本語及び日本事情、英語等の教育を受けることを希望する者について受け入れを行っている。また、学生の受け入れにあたり、①外国において通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、又はこれに準ずると認められる者、②出入国管理法及び難民認定法による留学の在留資格を取得できる者、③既に在日している場合は在留資格に問題がない者、④出願提出時 25 歳未満の者、⑤日本語能力試験Ｎ5 相当レベルを持つ者又はそれに準ずる日本語能力を有する者という出願資格を課している。これらの受け入れ方針及び出願資格については募集要項に明記されており、募集要項は中国語及び韓国語版も作成している。また募集要項はホームページ上で PDF ファイル形式により公開している。

別科の募集については、中国での広報を年２回（９月に春入学広報、３月に秋入学広報）実施している。中国では、別科の協定校を中心に学校で説明会を行なっている。志願者に対しては、出願資格の審査を行った後、現地で日本語能力試験と面接を行い、合格者で所定の手続を終了した者に対して入学を許可している。試験は、春、秋入学の年２回行なっている。

別科の入学定員及び収容定員は 60 名、入学時期は春・秋の１年に２回であり、受け入れ対象国は主に中国である。平成 18（2006）年度から平成 22（2010）年度までの入学者数は概ね満たしていたが、平成 23（2011）年度は東日本大震災による原発事故の影響により中国からの留学生が激減した。

この状況を鑑み、別科運営は厳しいものと判断され、平成 23（2011）年９月より、別科運営会議、大学運営協議会、大学評議会で審議を重ねた結果、平成 24（2012）年度は募集停止を行ったところである。

表 2-6-1　入学者定員と入学者数

年　次	入学定員	入学者数	中国	韓国	台湾	その他
2011年秋入学	60	4	4	0	0	
2011年春入学		5	5	0	0	
2010年秋入学	60	24	23	0	1	
2010年春入学		27	26	0	0	1（ベトナム）
2009年秋入学	60	32	32	0	0	
2009年春入学		27	26	0	0	1（ミヤンマー）
2008年秋入学	60	24	24	0	0	
2008年春入学		26	21	5	0	
2007年秋入学	60	28	26	1	0	1（インドネシア）
2007年春入学		25	22	3	0	
2006年秋入学	60	33	27	4	0	2（ｱﾒﾘｶ、ﾌｨﾘﾋﾟﾝ）
2006年春入学		28	26	1	1	

２－６－③　教育課程及び教授方法

別科では 1 年間の修学期間のうち前半の半年を初級、後半の半年を中級と位置づけ、学生の習熟度に合わせた体系的な授業を設定している。週 17 時間の授業のうち日本事情・英語以外は、総合日本語として文法・語彙・読解・聴解・会話・作文の科目が密接に絡んだ連続的な授業を行っている。初級は日常生活に必要な基本的な日本語の学習、中級は読解・文章表現を中心に、やや高度な日本語能力の獲得を目指す学習内容となっている。

科目の構成は九州国際大学別科日本語研修課程規程に則り、日本語は 14 科目からなり、修了の条件は、別科に 1 年以上在籍し、単位としては、英語・日本事情の両科目と併せて、計 32 単位中 28 単位以上が必要である。日本語科目は「文字・語彙Ⅰ・Ⅱ」、「文法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「読解Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「聴解Ⅰ・Ⅱ」、「作文Ⅰ・Ⅱ」、「会話Ⅰ・Ⅱ」に分けられており、総合教科書を用いて一貫した連続的な授業が行われている。

日本事情の授業は日本語の授業との連続性を持ち、かつ学部進学の準備段階としての役割も担っている。また屋外学習としてバスハイク、福岡見学、工場見学等も行っている。

教育目標、修了条件および教育課程の編成・実施方針は募集要項に明記されており、ホームページでも公開されている。

授業は、初級・中級各レベルでプレースメントテストを行い、成績により 2 つのクラスに分けることで、習熟度に応じた指導が可能になっている。学期を通しての各クラスの進度や授業項目は専任教師が管理する。1 クラスの人数は 12～14 人を基本としている。クラス担任制を敷き、非常勤講師が担任となり授業予定を決め、担当する複数の教師に連絡している。中級の授業および日本事情では、パソコンの入力練習やレポート作成、発表活動などの本学への進学等の連携と継続性を重視した内容の活動を取り入れている。成績は学期中に 2 回以上行われる定期試験の成績をもとに決定している。

2－6－④　学修及び授業の支援

少人数教育を基本とし、学生の習熟度に応じた指導を行っている。クラスには 4 人程度の教師が関わり連続した授業を行うチーム・ティーチング方式を採用し、毎日連絡をとり合い学生に関する情報を共有する。学部での授業を意識した実践形式の授業を取り入れている。

また、別科留学生に対しては、教育・生活面での援助体制も整えている。具体的には、低廉な寄宿舎である寮の提供（3 人部屋）、別科修了者が本学の学部に進学するとき、入学金は別科入学金（8 万円）の限度で免除している。

最近 6 年間の退学者数や留年者数をみると、退学者は年間 1 名程度であり、理由は、①1 年間修学したが中級に進学できない、②家庭の事情や入国管理局の指導により自主退学、する場合である。留年者は平成 21（2009）年度が 6 名、平成 22（2010）年度が 9 名と増加している。この理由は、日本語の学力不足の学生が増えており、学部からの要請で N2 合格レベルに達しているかどうかを厳しく審査したことによる。平成 23（2011）年度は入学者が少なかったこともあり、留年者はゼロ、退学者は 2 名であった。

表 2-6-2　退学者数と留年者数の推移

	入学者数	退学者数	留年者数
2011年秋入学	4	0	0
2011年春入学	5	2	0
2010年秋入学	24	2	5
2010年春入学	27	0	4
2009年秋入学	32	1	3
2009年春入学	27	0	3
2008年秋入学	24	0	0
2008年春入学	26	1	0
2007年秋入学	28	1	0
2007年春入学	25	0	5
2006年秋入学	33	0	0
2006年春入学	28	1	2

2-6-⑤　教育目的の達成状況の評価とフィードバック

日本語能力試験 N2（旧 2 級）レベルの能力と、学部の授業に対応するために必要な実践能力を身につけた学生を育て、学生が日本の法律や文化、生活習慣への理解を深め、日本社会に順応できるよう導くことが第一義的な教育目的である。

平成 23（2011）年度は、旧 2 級を用いた学内試験を受けた学生 22 人のうち 16 人、平成 24（2012）年 9 月は 4 人全員が合格ラインに達している。修了判定は、修了要件を満たした学生が学部教員を含む別科運営会議において審議し、修了が認められる。毎年度修了生の 90%前後が学部に進学している。平成 23（2011）年度全体では、修了生の 90.9%が本

学に進学している。

表 2-6-3　Ｎ２合格者数の推移

年　次	修了者数 （A）	N2合格者数 （B）	修了者に対するN2 合格者数の比率 （B/A×100）
2012年9月	4	4	100.0
2012年3月	7	4	57.1
2011年9月	15	12	80.0
2011年3月	23	13	56.5
2010年9月	22	10	45.5
2010年3月	22	16	72.7
2009年9月	24	7	29.2
2009年3月	23	8	34.8
2008年9月	21	10	47.6
2008年3月	21	12	57.1
2007年9月	26	8	30.8
2007年3月	26	20	76.9
2006年9月	27	12	44.4

（注）ここでいうN2とは、日本語別科で独自に作成したN2相当試験を指す。

表 2-6-4　本学への進学者数の推移

年　次	修了者数 （Ａ）	本学学部 （Ｂ）	修了者に対す 進学者数の比 （Ｂ／Ａ×１
２０１２年９月　4	3	７５．０	
２０１２年３月　7	6	８５．７	
２０１１年９月　15	14	93.3	
２０１１年３月　26	25	96.2	
２０１０年９月　23	22	95.7	
２０１０年３月　28	27	96.4	
2009年9月	24	24	100.0
2009年3月	23	21	91.3
2008年9月	21	19	90.5
2008年3月	21	15	71.4
2007年9月	26	26	100.0
2007年3月	26	24	92.3
2006年9月	27	25	92.6

（注）修了者数には、半年で別科を終えた飛び級の学生を含む。

従って、表-3の修了者数とは一致しない。

２－６－⑥　日本語別科の廃止について

日本語別科の存続に関しては、平成 23（2011）年 9 月以降、大学経営、入試、日本語別科担当者の視点など多角的に検討を行った。従来募集を担当してきた責任者からは、①今後、最大で半期 10～15 名程度しか集めることができないこと、②中国の大学が定員を拡大し入りやすくなっていること、③欧米志向（英語圏）が強いこと、などがあげられた。また、福岡市の日本語学校が学生を集めきれていないこと、日本語別科も定員を満たせないところが出てきていること、などが確認された。

その結果、別科運営会議、大学運営協議会、大学評議会、学部教授会の議を経て、学長、理事長に諮問し、平成 24（2012）年 9 月、理事会の承認を経て、9 月 30 日付けで廃止が決定した。今後は、文部科学省へ廃止届を出すことになる。

廃止後の課題として、①平成 24（2012）年 9 月に卒業できない学生の対応、②留学生政策のあり方、③短期日本語研修プログラム、④日本語別科専任教員の処遇があげられた。これらの課題に対して、①については平成 24（2012）年 9 月で全員修了が確認、②については国際センター委員会での検討事項、③については日本語教員による対応、④については事務職員への配置転換（特別嘱託として雇用）で対応された。

2－7　国際センター

2－7－①　現状

本学では、学則第１条に定める「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」を目的とし、学部生を対象にした海外語学実習や実習社会実習を行っており、国際センターでは海外姉妹校との連携を促進するため、交換留学生の派遣・受入や留学に関する相談業務、留学生の交流活動、国際交流行事などを支援している。

本学では１年または半年間、留学できる制度を実施しており、姉妹校と結んだ交換留学協定に基づいて派遣する学生は勿論のこと、姉妹校以外の海外の大学に認定留学する学生についても留学先での学習成果に応じて、1 年間の留学は 30 単位を上限として換算認定し、半年の留学については 15 単位を上限に換算認定している。

平成 23（2011）年度には、新たに姉妹提携を結んだ韓国の才能大学、霊山大学校、高麗大学校、台湾の国立高雄餐旅大学等への関心が高まり、8 名の交換留学生を派遣した。また、留学体験の共有を図るため「留学レポート」を国際センター・ホームページに掲載し、併せて本学で学ぶ外国人留学生を紹介する英語版、韓国語版、中国語版のページも開設した。こうした取り組みの結果、韓国への留学を希望する学生が増加し、平成 24（2012）年度には韓国留学 6 名を含む計 12 名の交換留学生を派遣。本学の交換留学制度が始まって以来、初めて派遣留学生数が受入留学生数を上回った。＜表 2-7-1＞

表 2-7-1　派遣・受入実績

年度	派　遣					受　入				
	韓国	中国	台湾	インドネシア	計	韓国	中国	台湾	インドネシア	計
2006	3	2	0	2	7	4	2	0	1	7
2007	2	2	0	1	5	4	2	0	1	7
2008	0	2	0	1	3	3	2	0	1	6
2009	1	0	0	1	2	4	2	0	1	7
2010	1	2	1	1	5	4	2	0	1	7
2011	4	0	3	1	8	4	2	3	1	10
2012	6	2	3	1	12	2	2	3	1	8

また、近隣アジア地域の大学との広範な交流連携を目指す本学では、現在、韓国４大学（東亜大学校、漢陽大学校、高麗大学校、霊山大学校)、中国２大学（遼寧大学、東北財経大学)、台湾２大学（南開科技大学・国立高尾餐旅大学)、インドネシア１大学（インドネシア大学文学部）に学生を派遣し、同数の交換留学生を受け入れており＜表 2-7-2＞、これらの大学を含め本学と交流協定を結ぶ海外の大学・教育機関は計 15 機関に及んでいる。＜表 2-7-3＞

表 2-7-2　交換留学先教育機関

教育機関	所在地	人数
東北財経大学	中華人民共和国・大連市	1 名
遼寧大学	中華人民共和国・瀋陽市	1 名
東亜大学校	大韓民国・釜山市	2 名
漢陽大学校	大韓民国・ソウル市	2 名
高麗大学校	大韓民国・ソウル市	＊2 名
霊山大学校	大韓民国・釜山市	＊2 名
インドネシア大学	インドネシア・ジャカルタ市	1 名
南開科技大学	中華民国・南投縣	1 名
国立高雄餐旅大学	中華民国・高雄市	2 名

＊高麗大学校と霊山大学校は半年留学で、それぞれ年間２名を派遣

表 2-7-3　交流協定を結ぶ海外大学・教育機関

教育機関名	国・地域	協定年
東北財経大学	中華人民共和国	1986 年
遼寧大学	中華人民共和国	1987 年
東亜大学校	大韓民国	1988 年
インドネシア大学文化学部	インドネシア共和国	1991 年
デリー大学	インド連邦共和国	1999 年
タマサート大学	タイ王国	1999 年
南開科技大学	中華民国	2000 年
三信高級家事商業職業学校	中華民国	2000 年
華東法政大学	中華人民共和国	2001 年
漢陽大学校	大韓民国	2001 年
培花女子大学	大韓民国	2002 年
才能大学	大韓民国	2010 年
霊山大学校	大韓民国	2010 年
高麗大学校	大韓民国	2010 年
国立高雄餐旅大学	中華民国	2010 年

一方、本学で学ぶ外国人留学生は 303 名（2012 年末現在)。中国人留学生が最も多く、全体の 85%以上を占めるが、東日本大震災以降、減少傾向にある。中国に次いでベトナムと韓国からの留学生が多いが、近年の傾向としてベトナム人留学生の増加が顕著である。

表 2-7-4　学内留学生数

国別	学部生	大学院生	学部研究生	別科	総　計
アメリカ	1				1
インドネシア				1	1
カナダ	1				1
スウェーデン	1				1
タイ	1				1
バングラデシュ	1				1
ベトナム	18				18
ミャンマー	1				1
韓　国	15			2	17
台　湾				2	2
中　国	244	9	4	2	259
総　計	283	9	4	7	303

改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

(１)奨学金制度(生活補助金)の見直し

交換留学協定締結後、10 年以上経過した各大学との間で相互負担している生活補助金の本学に於ける費用対効果、新たに交換留学協定を結んだ大学の提携条件との平等化、本学学生のニーズに合った交換留学先の新規開拓などの観点から、生活補助金の見直しを行なってきた。

将来的には生活補助金を全廃し、「学費のみ相殺」或いは「学費・寮費のみ相殺」の条件で交換留学制度の充実を図るが、本学の現状から鑑みて生活補助金の全廃は時期尚早との国際センター委員会の結論を受け、当面の経過措置として「生活補助金」減額の方向で各大学と意見交換を行った。その結果、各協定校から了解いただき、平成 26（2014）年度から生活補助金の 5 割減額が実施されることになった。

(２)派遣留学生の「帰国報告」の義務化

これまで、国際センターの業務は派遣と受入に傾注する余り、派遣留学生の帰国後のフ

ォローアップが必ずしも十分ではなかった。平成 25（2013）年度の派遣留学生からは留学体験の学内共有化を図るため、「留学帰国報告書」を提出させ、これをホームページ上に掲載すると共に、「帰国報告会」を随時開催する。こうしたフォローアップ・プログラムを充実させることで本学学生の留学意欲を高め、留学を希望する学生に多様な留学先情報を提供する。また帰国後、6 ヵ月以内に派遣国言語の公認検定試験受験を義務化する。

（３）韓国語及び中国語のスピーチコンテストの継続的な開催

韓国や中国に近い本学では韓国語に次いで中国語の履修者が多く、実践的な語学力の向上に力を入れている。国際センターでは、昨年 8 月に参加者を高校生にまで拡大した「第１回ハングル・スピーチコンテスト」を開催した。今年度以降は関門地域の各大学や関係機関、高等学校等との連携を図りながら広域的な視点に立った開催プログラムを計画している。また、中国語スピーチコンテストについては条件が整い次第、開催する予定である。

（４）英語圏の大学との姉妹提携を推進

「国際」大学でありながら英語圏に姉妹協定校がないことから、本年度中に英語圏、特に米国の大学 1 校との姉妹提携を推進する。

課題Ｂ（中期的課題）

（１）英語圏の大学との姉妹提携拡大、既存姉妹提携校との連携強化

平成 25（2013）年 1 月 15 日に開催された国際センター委員会に於いて姉妹提携校に関する話し合いが行われ、中・長期的な視点から英語圏の大学との姉妹提携を実現すべきとの結論に達した。

現在、本学ではアジア地域 9 大学と学術・交換留学協定を結んでおり、今後は、これらアジア地域の大学との連携を深めることで本学の「個性創造」を図り、「国際大学」としてのイメージを確立するため、英語圏の大学との姉妹提携を積極的に推進することで合意。２～３年の間に、米国、英国、オーストラリア等の大学３校程度と姉妹関係を樹立する。

（２）既存姉妹提携校との定期的な国際シンポジウムの開催

地域に貢献する「国際大学」のイメージを高めるため、姉妹提携校との学術交流を活発化させると共に、一般市民向けの国際シンポジウムを開催する。テーマ設定や実施方法等、詳細については今後の検討課題であるが、春・秋学期各 1 回（若しくは年 1 回）の定期的な開催を目指す。

（３）「サマースクール」の拡大と継続的な実施

本学では、毎年夏に韓国の漢陽大学校生を迎えいれ「サマースクール」を実施しているが、今後は受入対象を姉妹提携校全体に広げる計画である。魅力あるプログラム作りや受入環境の整備など、サマースクールの継続的実施が可能になるよう課題解決に取り組む。

２－８　社会文化研究所

２－８－①　現状

本学教育職員による全学的な研究活動の拠点として、社会文化研究所の役割が位置付けられている。九州国際大学第二期中期計画において、「５．大学の資源の活用と社会貢献」の中で、「５－④地域社会をフィールドとした共同研究の奨励」並びに「５－⑤研究成果の還元（情報公開・発信）」を目標に掲げ、積極的に外部資金を受け入れつつ、研究活動の活性化と地域連携・社会貢献を行っている。

現在、社会文化研究所が行っている主な事業は次のとおりである。

1.『社会文化研究所紀要』（年 2 回刊行）
2.『KIU リサーチジャーナル』（年 1 回刊行）
3. 共同研究費助成事業
4. 科学研究費助成事業
5. その他研究助成事業
6. 受託研究関係
7. 産学地域連携事業

以上の 7 点について項目ごとに、現状の説明、今後の課題と自己点検したい。併せて今後の課題については、課題Ａ（短期的課題）と課題Ｂ（中期的課題）に分類する。

２－８－②　『社会文化研究所紀要』

本学教育職員が地域社会へ教育研究の成果を公開する目的として、『社会文化研究所紀要』を毎年 2 回発刊している。昭和 46（1971）年発刊の第 1 号を皮切りに、平成 24（2012）年 3 月現在で第 68 号となっており、研究業績集として活用されている。

２－８－②の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

紀要の巻頭言が設定されていなかったため、平成 25（2013）年度刊行より補足する。

課題Ｂ（中期的課題）

『社会文化研究所紀要』の配付先であるが、他大学のみとなっているため、今後は近隣市町村（図書館を中心に）への配付を予算的側面も含め、検討する。

２－８－③　『KIU リサーチジャーナル』

平成 23（2011）年度に社会文化研究所が窓口となって、さまざまな外部資金を積極的に受け入れることにより、既存の研究活動をより一層活性化させ地域連携・社会貢献の一助として『KIU リサーチジャーナル』を刊行した。

本冊子の特徴は、学内外の競争的研究資金や地域連携活動ならびに教職員チームによる調査研究活動等の活動成果報告書の概要集という位置づけとなっている点である。

平成 23（2011）年度の第 1 号は、①外部資金を活用しての調査研究活動、②公開シンポ

ジウム、③社会文化研究所共同研究、④地域連携公開講座のラインナップとなっており、紀要とは違った研究成果報告書として活用されている。

２－８－③の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

第 1 号は発行部数が予算の都合により 200 部であった。しかし、広く研究成果を紹介するツールとしては配付（発刊）部数が少ないことから第 2 号を可能な限り増刷したが更なる増刷への努力を継続する。

課題Ｂ（中期的課題）

事務職員への執筆も啓蒙し、第 2 号は執筆する運びとなったが、今後は更に幅広い研究活動報告の場として位置付けたい。

２－８－④　共同研究費助成事業

社会文化研究所の共同研究費は、本学及び地域社会に貢献する共同研究に対して助成される研究助成事業であり、年間 100 万円の予算が配分されている。その応募資格は、研究代表者が本学に在籍している教育職員であることが条件とされる。但し、研究グループを本学在籍の教育職員のみで構成される場合は、複数の学部・学科に所属する教育職員により構成する必要があり研究の偏りを防いでいる。平成 23（2011）年では 7 件（法学部 1、経済学部 4、国際関係学部 2）と 3 学部活発に研究活動が行われていたが、平成 24（2012）年には 4 件（法学部 1、経済学部 3）と残念ながら件数は減少した。以下、個別に示す。

表 2-8-1　平成 23（2011）年度共同研究費助成事業

No.	研究テーマ	所属	代表者名
1	北九州市のアーバン・エコツーリズムの取組と評価	法学部	神山　智美
2	日韓地域産業と企業間連携－環境産業の連携可能性－（日韓国際シンポジウム企画）	経済学部	男澤　智治
3	産業遺産保存の基礎的研究	経済学部	清水　憲一
4	北九州周辺地域を核とする「ジオパーク」構想の可能性	経済学部	岡本　真琴
5	八幡東区の地域変容と地域間関係に関する研究	経済学部	三輪　仁
6	福島原発事故とこれからの地域のエネルギーを考える	国際関係学部	中野　洋一
7	中国の東北地区における「遼寧省沿海経済ベルト計画と「図們江地域協力開発計画」の現状と今後の動向について	国際関係学部	山下　睦男

表 2-8-2　平成 24（2012）年度共同研究費助成事業

No.	研究テーマ	所属	代表者名
1	北九州市の ESD の取組の現状と課題-「＋（プラス）ESD」の視点を導入するための調査研究 -	法学部	神山　智美
2	産業遺産の保存活用ガイドライン策定	経済学部	清水　憲一
3	北九州市の環境未来都市構想における周辺部開発計画と郊外自然環境・地域農業の持続性に関する研究 小倉南区曽根新田地区を中心に	経済学部	三輪　仁
4	経営管理システムの導入がもたらす組織変革の可能性：アメーバ経営の事例から	経済学部	小江　茂徳

２－８－④の改善・向上方策（将来計画）

課題Ｂ（中期的課題）

研究費予算は、緊縮財政が続いているため増額することは厳しいと言える。しかし、本学の存在理由である「地域貢献」は欠かすことのできないため、共同研究の推進は今後も継続するため質的な向上を目的とする。

２－８－⑤　科学研究費助成事業

教育職員の研究費については外部の競争的資金に依存する度合いが高まっている。その代表的な科学研究費補助金の申請率を上げる方策として、科学研究費間接経費の部分を利用し研究環境整備に努めている。平成 23（2011）年度・平成 24（2012）年度の採択状況は次のとおり（継続者含む）である。

表 2-8-3　科学研究費助成事業採択状況

所属	平成 23（2011）年度		平成 24（2012）年度	
法学部	1　件	1,200,000	1　件	453,206
経済学部	5　件	3,850,000	5　件	4,250,000
国際関係学部	0　件	0	2　件	1,900,000
合　計	6　件	5,050,000	6　件	6,603,206

２－８－⑤の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

科学研究費申請説明会を、積極的に開催することで申請率を高める。その際は、可能な限りパワーポイントを使用し、文科省説明会で得た情報をわかりやすく説明し申請率に繋げる。

課題Ｂ（中期的課題）

近年本学では教育に力を入れているため、研究活動への促進がなおざりになる恐れがある。そこで、個人研究費のインセンティブについて科学研究費申請状況を加味することで申請率を高める工夫を講じる。

2－8－⑥　その他研究助成事業

外部の競争的資金獲得として地域の外部資金を積極的に推進しており、特に『北九州市学術・研究振興事業』の申請には力を入れている。平成 23（2011）年度・平成 24（2012）年度の採択状況は次のとおりである。

表 2-8-4　その他研究助成事業採択状況

所属	平成 23（2011）年度		平成 24（2012）年度	
法学部	1　件	1,000,000	0　件	0
経済学部	1　件	3,000,000	0　件	0
国際関係学部	0　件	0	0　件	0
社会文化研究所	0　件	0	0　件	0

2－8－⑥の改善・向上方策（将来計画）

課題Ｂ（中期的課題）

近年、本学はもとより大学業界全体として外部資金獲得への競争は激化しており、採択率が非常に厳しい状況である。残念ながら平成 24（2012）年度は採択率が 0 であった。しかし、さまざまな外部資金の情報をあらゆる機会を通じて提供することにより申請促進に結び付けたい。

2－8－⑦　受託研究関係

受託研究の受け入れは企業をはじめとする産官学連携を構築するものであり、本学の教育研究の推進をはかるものである。主な受託研究先として公益財団法人北九州活性化協議会北九州イノベーションギャラリーや（独）科学技術振興機構 JST が挙げられる。

平成 23（2011）年度・平成 24（2012）年度の採択状況は次のとおりである。

表 2-8-5　受託研究採択状況

所属	平成 23（2011）年度		平成 24（2012）年度	
法学部	0　件	0	0　件	0
経済学部	1　件	2,420,000	1　件	2,270,000
国際関係学部	0　件	0	0　件	0
社会文化研究所	2　件	2,730,000	0　件	0

2－8－⑦の改善・向上方策（将来計画）

課題Ｂ（中期的課題）

本学は社会科学系の大学であるため理系と比較すると受託研究の依頼が少ないと言える。しかし、受託研究は産学官連携や地域貢献の一翼を担うことから教育職員の研究時間確保に努め、可能な限り情報提供にも力を入れたい。

２－８－⑧　産学地域連携事業

地方自治体と本学との共催連携事業として「北九州市民カレッジ」に参画している。この北九州市民カレッジとは、北九州市教育委員会との連携事業であり市民の高度で専門的な学習ニーズに応えるものと位置づけられ、市民の生涯学習の機会を提供する自己実現の促進に活かされる教育機会を目的としている。平成 23（2011）年度・平成 24（2012）年度の実施状況は次のとおり。

◆平成 23（2011）年度：申込者 3 名であったが、実施した。

◆平成 24（2012）年度：申込者 13 名と昨年より 10 名も増加した。

平成 23（2011）年度実施について、アンケート調査（市民カレッジ受講者必須）を行ったところ、満足度が高かったが、平成 24（2012）年度は講座ネーミングや受講者ニーズも考慮したため、更に満足度が高まった。

２－８－⑧の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

受講者を最低 10 名確保するため講座の内容あるいはネーミングなどを工夫した上で次年度に継続したい。また、満足度を高める工夫として丁寧な受付対応など細部にも気をつけたい。

課題Ｂ（中期的課題）

（１）近隣の大学では、本カレッジに対する講座を複数企画しているため、本学でもぜひ複数講座を企画したい。そのために地域住民の方に役立つ講座は何かマーケットリサーチし、本学の有するシーズを有効活用できるよう工夫したい。

（２）出版事業（社会文化研究所紀要、KIU リサーチジャーナル）は概ね良好と言える。しかし、外部資金獲得については申請率ならびに採択率を上昇させるよう改善が必要とされる。

2-9　図書館

2-9-①　現状

本学図書館の収書方針は、規程に基づき、学術研究・教育活動に必要な一般教養・専門分野の図書や、統計書、辞典、事典、年鑑類、非図書資料（活字以外のメディアによる資料、ビデオテープ、DVD などの映像資料、録音資料および機械可読資料）および逐次刊行物（学術雑誌、新聞および大学・研究機関が発行する紀要など）などを収集することとしている。また、収集・受入をした資料は利用者が手に取り易いような書棚構成を行っている。この結果平成 23（2011）年度の所蔵数は図書約 45 万冊、視聴覚資料約 4 千点となっている。

学部学生・大学院生の学習、教職員の教育・研究活動を支援するため、必要とされる資料の選定を図書委員会や図書館事務室が主体となり選書収集している。図書館の開館日数は平成 23（2011）年度が 279 日、入館者数 76,397 人である。館外貸出冊数(学内関係者)は平成 23（2011）年度が 7,091 冊である。電子情報の利用拡大や多様な情報入手方法、本離れ等が起因され入館者数、貸出冊数ともに近年は減少傾向にあったが、平成 23（2011）年度は微増している。

利用者へのサービスを充実させるため、開館時間を 9：10～22：00（曜日により 9：10～21：20）としている。館内には個人ブース席やグループで学習できる学習室、身障者席や研究者向けの閲覧席に配慮し、全体で 457 席配置している。視聴覚資料を利用できるＡＶブースや２階を吹き抜けにしたブラウジングコーナー、新聞閲覧席も設置している。図書館は業務の効率化と利用者サービス向上のため、図書館業務システムを平成 23（2011）年度に更新した。また、国立情報学研究所の目録所在サービスを導入し、総合目録データベース（NACSIS－CAT）の共同分担事業に参画している。各種データベースの利用やインターネット検索のため、利用者向け情報機器端末の整備を各階で行っている。

蔵書検索については本学図書館の OPAC（Online Public Access Catalog オンライン目録）サービスや学外資料の検索は WebcatPlus 等、インターネット上で提供されている OPAC サービスを使い、事項調査や所蔵調査などを支援するサービスに努めている。

国立情報学研究所の相互利用制度（NACSIS－ILL）を利用することで学内にない資料の取り寄せをすることができる。平成 23（2011）年度末現在の相互協力件数は依頼・受付を合わせ 451 件である。近隣の国公立私立大学・短大の各図書館で構成されている各種団体に加盟している。また、相互協力協定を締結し、九州地区の大学図書館の利用を紹介状なしで利用できることや外国新聞の分担保存など、図書館サービスの向上を図るための相互協力活動を行い、情報提供機能を強めている。

2－9の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

（１）新入生向けガイダンスや情報リテラシー教育の強化、図書館機能の利用水準を上げる。

（２）選書ツアー、読書感想文コンテスト、推薦図書等の展示により、活字資料の有効活

用を促す。
（３）授業との連携や学生の要望を図書収集方針により強く反映させる。

課題Ｂ（中期的課題）
（１）「図書受入・廃棄基準」を規定化した上で、資料収容冊数の確保を図る。
（２）電子資料と活字資料の最適な組み合わせを確立させる。

2-１０　教育情報ネットワークセンター

2-１０-①　現状

本学の教育情報ネットワークセンターは、情報処理教育の充実を図るため、大学・高校共通の附属施設として平成 10（1998）年 4 月に発足し、教育情報ネットワークシステム（DINOS）の維持管理等を業務としている。

また、基幹ネットワークの構成は、外部直結部、DMZ 部、内部ネットワーク（研究教育系、事務系)、外部回線（SINET：九州工業大学戸畑キャンパス）となっている。

コンピュータ機器、ネットワーク機器と各種アプリケーションを中心として構成される情報基盤は、教育・研究を中心とした大学業務を支えるばかりではなく、経営基盤を担う重要な役割を担う戦略ツールとして活用が始まっている。その計画、導入、管理、運用を担う組織である教育情報ネットワークセンターは、学校法人の総合的な情報基盤の整備を実施することを目標に掲げ､そのシステムと体制について継続的に自己点検･評価を行い、その改善に努めることで、学校法人全体の業務の維持と改善に貢献する責任がある。

しかし、近年導入が広く進んでいる新しい Windows 系 OS の操作熟達と、様々なアプリケーションの活用やコンピュータの操作技術を習得することを目標に、最新の情報教育･学習や業務への環境を整備する必要があるものの､その導入計画が立案されていない。また、現在導入している Windows XP SP3 については、平成 26（2014）年 4 月をもってセキュリティ対策等のサポートを終了することを表明しており、事実上の製品寿命を迎えつつある（継続使用はセキュリティ上の危険を伴う）がその更新計画の目処がついていない。

これらのことは、Microsoft Windows 7 Professional SP1 をストレス無く稼働する環境やオンデマンドなどを活用した語学教育に対応可能な環境を導入できていないことをあらわしており、早急に更新計画を立てなければならない状況である。

あわせて、外部回線（SINET：九州工業大学戸畑キャンパス）については、国立大学法人経由の回線接続を地域民間企業へ変更するという計画が学術情報ネットワーク（サイネット４）示されており、回線の速度アップなども含めた回線コストの見直し計画が必要である。

これまで、ネットワークセンター担当の教職員などを中心とした個人の力量に依存した対処療法的な対応が実施されており、中長期的な視点による戦略としての基幹システムであるという見方が不足していた。教育研究並びに業務系アプリケーションの学内開発を平成 18（2006）年度からパッケージ導入型に改めたもの、コンピュータイコール教育情報ネットワークセンターの業務という意識が強く、ネットワークやパーソナルコンピュータについては､ブラックボックス化している状況で必要な人材育成も OJT を含めて実施されていないことが原因であると考えられる。

2-１０-１の改善・向上方策（将来計画）

本学のネットワーク環境は教育研究系と事務系の二つに大別され、それぞれの環境を中長期計画としていかに改善を施していくのかを計画する必要がある。

一般家庭や企業においては、既にインターネットを活用した動画の配信が開始されており、このネット社会の環境変化に対応した教育環境を整備することが重要である。

そのための、各セグメントの更新計画を教育情報ネットワークセンターが中心となり、中長期計画として策定し、人材の育成を同時進行で実施していかなければならない。

以下のその計画の概要を記した。

○「KIU ポータル」の学外からの利用
○大学 Web サイトの更新
○インターネット（動画・音声）に対応したギガビットネットワークへの対応
○学園内の無線化対応とセキュリティ対策
○印刷環境の標準化とランニングコストの削減
○マイクロソフトの OS（サーバーとクライアント）のアップグレード
○グループウェア（ノーツから Web 系）の刷新

これらの計画を教育研究系と事務系の区分し、２期に分けた更新計画として表したものが下表である。

（1）教育研究系の更新計画

（目標）

・OS は WindowsVista/7 以上とし、WindowsXP は平成 27（2015）年度までに第一線から除外する。
・これまでノート PC 主体であったクライアント PC を、修理費用の安価なデスクトップ PC 主体に切り替える。
・MS-Office のバージョンを 2007 以上にする。
・上記の目標の達成条件として、サーバ（ドメインコントローラ）を Windows Server 2008R2 に更新する。
・セカンダリサーバ、バックアップ用 NAS などの環境を、平成 26（2014）年度までに構築する。

課題Ａ（短期的課題）

表 2-10-1　教育研究系ファーストステップ（平成 23 年度～平成 25 年度）

種類			平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
クライアント	学生	PC1～4教室、ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱ教卓 デスクトップPC	平成19年度、富士通の Core2Duo 搭載機に更新 (リース5年目)	再リース(現状維持)	本体を更新、Windows 7 Professional、MS-Office2013 をインストール(VL)
		システムカフェ　デスクトップPC	平成21年度、エイサーの 最新機種に更新(買取り)	(現状維持)	本体そのまま、Windows 7 Professional(ライセンス既にあり)、 MS-Office2013 をｲﾝｽﾄｰﾙ(VL)
		電脳スクエア、大学院生談話室 デスクトップPC	レノボ最新機種に更新 (買取り)	(現状維持)	本体そのまま、Windows 7 Professional、MS-Office2013 をインストール(VL)
	教員	研究室　常勤教員用 デスクトップPC	レノボ最新機種に更新 (買取り)	(現状維持)	(現状維持)
		研究室　客員教員等用 ノートPC	元学生貸与用ノートPCを 再配置(買取り、補助金使用)	(現状維持)	(現状維持)
		一般教室の教卓パソコン	平成22年度、NEC及び富士通 の新機種に更新	(現状維持)	(現状維持)
		OS(基本ソフト)	Windows XP Professional	Windows XP Professional	Windows XP Professional
		オフィス	MS-Office 2007	MS-Office 2007	MS-Office 2007 と MS-Office 2013 の混在
サーバ		アクティブディレクトリサーバ (プライマリ)	Windows Server 2008R2 (レンタル契約2年目)	(現状維持)	(現状維持)
		アクティブディレクトリサーバ (バックアップ)、及び プリントサーバ(32bit対応)	Windows Server 2008R2 + Windows Server 2003R2(仮想)	(現状維持)	メモリ増設　1GB→5GB
		プリントサーバ	Windows Server 2008R2	(現状維持)	(現状維持)
		UNIXサーバ (DNS、ﾌｧｲﾔｰｳｫｰﾙ、DHCP等)	富士通ラックマウントサーバ Ubuntu、FreeBSD	(現状維持)	(現状維持)
		UNIXサーバ (NTP、NFS、LDAP等)	富士通パソコン Ubuntu、FreeBSD	(現状維持)	(現状維持)
		ファイルサーバ	富士通　NAS(独自OS)	(現状維持)	(現状維持)
		ファイルサーバ	バッファロー　NAS(独自OS)	(現状維持)	(現状維持)
		ノーツサーバ	教員用ノーツサーバ IBM (Cassiopeia) Windows Server 2003R2	(現状維持)	グループウェアの運用方針(別途計画)により存廃を決定
		ノーツサーバ	教育系ノーツサーバ HP (Orion) Windows NT4.0 Server	廃止	

課題Ｂ（中期的課題）

表 2-10-2　教育研究系セカンドステップ（平成 26 年度～平成 28 年度）

種類			平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
クライアント	学生	PC1～4教室、ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱ教卓 デスクトップPC			
		システムカフェ　デスクトップPC			
		電脳スクエア、大学院生談話室 デスクトップPC			
	教員	研究室　常勤教員用 デスクトップPC	本体そのまま、Windows 7 Professional、MS-Office2013 をインストール（VL）		
		研究室　客員教員等用 ノートPC	メモリ増強（512MB→2GB） Windows 7 Professional、MS-Office2013 をインストール（VL）	（現状維持）	（現状維持）
		一般教室の教卓パソコン	メモリ増強（512MB→2GB） Windows 7 Professional、MS-Office2013 をインストール（VL）	（現状維持）	（現状維持）
		OS（基本ソフト）	Windows XP Professional から Windows 7 Professional へ移行（一時的に混在）	Windows 7 Professional	Windows 7 Professional
		オフィス	MS-Office 2007 と MS-Office 2013 の混在	MS-Office 2013	MS-Office 2013
サーバ		アクティブディレクトリサーバ （プライマリ）	（現状維持）	運用状況により、ハードウェアの交換が必要かどうか検討	（現状維持）
		アクティブディレクトリサーバ （バックアップ）、及び プリントサーバ（32bit対応）	（現状維持）	運用状況により、ハードウェアの交換が必要かどうか検討	（現状維持）
		プリントサーバ	（現状維持）	運用状況により、ハードウェアの交換が必要かどうか検討	（現状維持）
		UNIXサーバ （DNS、ﾌｧｲﾔｰｳｫｰﾙ、DHCP等）	（現状維持）	（現状維持）	更新を前提に、運用状況を検討
		UNIXサーバ （NTP、NFS、LDAP等）	（現状維持）	運用状況により、ハードウェアの交換が必要かどうか検討	（現状維持）
		ファイルサーバ	（現状維持）	（現状維持）	運用状況により、ハードウェアの交換が必要かどうか検討
		ファイルサーバ	（現状維持）	（現状維持）	更新を前提に、運用状況を検討
		ノーツサーバ			
		ノーツサーバ			

（1）事務系の更新計画

（目標）

・平成 27（2015）年度までに、事務職員のクライアントＰＣを全て更新する。

・OS は WindowsVista/7 以上とし、WindowsXP は平成 27（2015）年度までに第一線から除外する。

・これまでノート PC 主体であったクライアント PC を、修理費用の安価なデスクトップ PC 主体に切り替える。

・MS－Office のバージョンを 2007 以上にする。

・上記の目標の達成条件として、サーバ（ドメインコントローラ）を Windows Server 2008R2 に更新する。

・セカンダリサーバ、バックアップ用 NAS などの環境を、平成 26（2014）年度までに構築する。

課題Ａ（短期的課題）

表 2-10-3　事務系ファーストステップ（平成 23 年度～平成 25 年度）

種類		平成23年度 （2011）	平成24年度 （2012）	平成25年度 （2013）
クライアント	ノートPC （通常スペック）		30台更新　→デスクトップに切替 （Windows 7 Professional プリインストール）	20台更新　→デスクトップに切替 （Windows 7 Professional プリインストール）
	ノートPC （高スペック）	図書館事務員用に7台導入 （図書新システムとセットで）	（現状維持）	Windows 7 Professional へのアップグレード（ライセンス既にあり）
	デスクトップPC （ユーザー用）	役職者11、事務員3	（現状維持）	（現状維持）
	OS（基本ソフト）	Windows XP Professional	Windows XP Professional と Windows 7 Professional の混在	Windows XP Professional と Windows 7 Professional の混在
	オフィス	MS-Office 2003 と 2007 の 混在	MS-Office 2003 と 2007 の 混在（2003の人は、必要に応じて 互換パックを導入）	MS-Office 2003 と 2007 の 混在
サーバ	ドメインコントローラ	Windows NT 4.0 Server （プライマリ、バックアップ）	サーバ本体（プライマリ）の更新 Windows 2008R2 サーバ導入、アクティブディレクトリ環境に移行	サーバ本体（セカンダリ）の更新 Windows 2008R2 サーバ導入
	プリントサーバ	Windows Server 2003R2	（現状維持）	（現状維持）
	ファイルサーバ	Windows Server 2003R2	（現状維持）	（現状維持）

課題Ｂ（中期的課題）

表 2-10-4　事務系セカンドステップ（平成 26 年度～平成 28 年度）

種類		平成26年度 （2014）	平成27年度 （2015）	平成28年度 （2016）
クライアント	ノートPC （通常スペック）	20台更新　→デスクトップに切替 （Windows 7 Professional プリインストール）	25台更新　→デスクトップに切替 （Windows 7 Professional プリインストール）	（現状維持）
	ノートPC （高スペック）	（現状維持）	（現状維持）	（現状維持）
	デスクトップPC （ユーザー用）	（現状維持）	Windows 7 Professional へのアップグレード（ライセンス、増設メモリ各14本購入）	（現状維持）
	OS（基本ソフト）	Windows XP Professional と Windows 7 Professional の混在	Windows XP Professional と Windows 7 Professional の混在	Windows 7 Professional
	オフィス	MS-Office 2003 と 2007 の 混在	MS-Office 2007	MS-Office 2007
サーバ	ドメインコントローラ	バックアップ用のNAS及びソフトウェアの導入	（現状維持）	（現状維持）
	プリントサーバ	（現状維持）	（現状維持）	運用状況により更新の検討
	ファイルサーバ	（現状維持）	（現状維持）	運用状況により更新の検討

2-１１　大学総務室

2－１１-①　大学設置、運営に関する法令遵守

「学校教育法」「私立学校法」「大学設置基準」「私立学校振興助成法」「学校法人会計基準」等の関係法令で遵守すべき事項については適宜規程で明確に定めているのみならず、教育研究機関として必要な研究倫理、ハラスメントに関する諸規程も定めている。

すべての教職員は「就業規則」「業務分掌規程」をはじめとする諸規程に基づき業務を遂行し、法廷遵守が義務づけられている。とりわけ平成 20（2008）年には、法令並びに学内諸規程違反を防止することを目的に「学校法人九州国際大学行動規範」を制定する等、明文化した規程に基づき法令遵守に取組んでいる。

2－１１-①の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

日常業務において、常に法令順守をして業務に取り組むように研修会を実施して、教育基本法及び学校教育法の具体的な話題について、研修会を継続的に実施する。

課題Ｂ（中期的課題）

事業計画を作成して、新規事業として予算計上して学外の専門家による、問題提議を始め大学としての指針を作成する。

◇エビデンス集　資料編
【資料 2-11-1】「九州国際大学における研究活動の不正防止に関する規程」
【資料 2-11-2】「九州国際大学人権保障規程」
【資料 2-11-3】「九州国際大学人権保障部会規則」
【資料 2-11-4】「九州国際大学セクシュアル・ハラスメント部会規則」
【資料 2-11-5】「就業規則」
【資料 2-11-6】「業務分掌規程」
【資料 2-11-7】「学校法人九州国際大学行動規範」

2－１１-②　環境保全、人権、安全への配慮

環境面については、受動喫煙防止法に基づき、分煙措置を講じている。また、学内の環境整備のため、学生と教職員が協力し「マナーアップ運動」を実施している。

本学におけるハラスメントの防止に関する規程については､「九州国際大学人権保障規程」平成 11（1999）年に制定し、「人権委員会」を組織し手続を定めている。人権委員会の中の組織として、九州国際大学人権・ハラスメント部会規程を制定し、「九州国際大学人権保障部会規則」「九州国際大学セクシャル・ハラスメント部会規則」を定めている。また、九州国際大学におけるハラスメントの防止に関するガイトラインとして、①ガイドラインの目的②ハラスメントに対する基本的姿勢③ハラスメントの定義④ガイドラインの適用範囲及び対象⑤人権・ハラスメント相談委員⑥人権委員会⑦セクシャル・ハラスメント部会⑧

問題処理の流れ⑨プライバシーの保護⑩ハラスメント防止に向けた啓蒙活動等⑪ガイドラインの見直しの定義を定めている。ガイドラインとは別に九州国際大学におけるハラスメントの防止及び対策についての指針も策定している。

個人情報保護については、平成 17（2005）年に「学校法人九州国際大学個人情報の保護に関する指針」が制定されたことに伴い、本学園に個人情報委員会を設置し、個人情報保護の政策について定期的に協議する等、危機管理を整備している。

安全等への配慮については、「危機管理基本マニュアル」を平成 22（2010）年に作成し、基本事項、組織及び教職員の危機管理に対する基本姿勢、平常時の危機管理、緊急時の対応、危機収束時の対応について明示し、危機管理への対応の徹底を図っている。

２－１１-②の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

個人情報保護法の趣旨を尊重して、個人情報委員会に於いてさらなる制度の徹底を図るため指針を正式な規程として明文化する。

課題Ｂ（中期的課題）

個人情報委員会、人権委員会を定期的に開催して、現行の問題点を解決できる勉強会を学内の専門家を講師として実施して、判例等を取り入れたより具体的な事例による解説等で委員個々人の能力開発を実施する。

◇エビデンス集　資料編
【資料 2-11-8】「九州国際大学人権保障規程」
【資料 2-11-9】「九州国際大学人権保障部会規則」
【資料 2-11-10】「九州国際大学セクシュアル・ハラスメント部会規則」
【資料 2-11-11】学校法人九州国際大学個人情報の保護に関する指針
【資料 2-11-12】管理基本マニュアル、

２－１１-③　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

（１）学長

学長は、理事会で決定された方針に従い、大学学則に則り大学を総括し大学運営にあたる権限を有するとともに責任を負っている。具体的には、大学は理事会より意思決定された業務執行にあたる責任を負っており、大学の代表者である学長が、最高審議機関である大学評議会を招集し、学内の意見等を調整しながら業務執行にあたっている。学長が責任を持って大学運営を行うにあたり、また業務執行を進めていく上で必要な企画や学内の意見調整を行うために、その補佐体制として、副学長（大学改革）副学長（大学評価）の２名を置いている。

（２）大学評議会

大学評議会は大学学則第 6 条に規定されており、大学の重要事項を審議し決定するため

の機関である。この大学評議会は、学長のほか、副学長、研究科長、学部長、学部の評議員、教育基本組織以外の教育組織の長で組織されており、教育組織と研究組織の長が構成員になることで、大学全体の件が反映された審議が行われるようになっている。学長は、大学評議会において合意された意見を尊重して運営にあたる。また、大学評議会は大学の唯一の意思決定機関として、法人運営会議、理事会に提案されるという意思決定の流れも構成員に周知されている。

２－１１-③の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

学長の権限を強化し、責任を明確にするために組織変更を含め、大学改革を行う。

課題Ｂ（中期的課題）

学長が責任ある大学運営を遂行する上での企画立案、学内意見調整を行う企画政策担当や大学の国際化戦略の一層の推進を担うことができる人材を養成する必要がある。

◇エビデンス集　資料編
【資料 2-11-13】九州国際大学学則
【資料 2-11-14】九州国際大学大学評議会規程

２－１１-④　業務執行体制の機能性

権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保組織体制については、法人の基本規程である「学校法人九州国際大学組織規程」により法人の内部部署の設置、その所管業務範囲と権限を定め、能率的に遂行することができる組織を定めている。また、業務遂行のための規程として「業務分掌規程」を定め、各部署が果たす役割を明確にしている。これらの規程に基づき、本学園全体の人員配置とのバランスの中で、大学職員の適切な人員確保と配置を行い、効率的に業務を実行している。

教職員の資質･能力向上の機会として､毎年 4 月初旬に新任教員研修会を実施している。学長、教務部長、法人総務室長、大学総務室、大学事務局各部署の研究、教育、ハラスメント等に関する説明会となっている。事務職員には、能力開発及び資質向上を図るため、「学校法人大学研修実施要綱」に基づき､それに係る経費の一部を補助している。他に SD、FD 活動として、年 1 回学外の講師を招聘し双方向の研修会を実施している。

２－１１-④の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

積極的な勉強会を開催してその成果を大学改革の意見として反映できるようなシステムの導入も必要であるので、職員の資質向上を目途により多くの機会を準備して、多くの職員が参加できるよう活性化を図っていく。

課題Ｂ（中期的課題）

学生支援の強化を目途に、事務職員の意識改革のための SD 研修実施し、組織の再編についても検討する。

◇エビデンス集　資料編

【資料 2-11-15】「学校法人九州国際大学研修実施要綱」

2-１２　入試・広報室

2－１２-①　入学者受け入れの方針の明確化と周知

「学生の受け入れ」に関する目標は定員の確保である。その実現に向けて、大学の教育理念、各学部の入学者受け入れの方針（以下、アドミッションポリシー）に基づいて学生募集を行い、かつ入学者の選抜においては公正で透明な選抜を行い得る組織体制を強化していく。以上が「到達目標」である。

本学では、大学としての教育理念と各学部の入学者の受け入れ方針であるアドミッションポリシーに基づいて学生の募集と入学者の選抜の基本方針を策定し、本学が求める学生像を明示している。

◇エビデンス集　資料編

【資料 2-12-1】ホームページ　http://www.kiu.ac.jp/about/kiuabout/spirit.html

【資料 2-12-2】平成 23 年度入学試験要項、平成 24 年度入学試験要項

【資料 2-12-3】九州国際大学 2011 GUIDE BOOK、2012 GUIDE BOOK

2－１２-①の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

入学者受け入れの方針については､これまでは各学部がその専門性に応じて示してきた。しかしながら受験者には学部の併願者も少なくないことから、大学全体としての入学者の受け入れ方針をも明確化し、周知していく必要がある。

課題Ｂ（中期的課題）

各学部で示されている入学者の受け入れ方針には､本学として特有ともいうべき特長が、残念ながら、見当たらない。入学者の受け入れ方針については、本学の独自性を盛り込むとともに、さらに表現を具体的なものにする等、受験者等が理解しやすいものにしていく必要がある。

また、入学者の受け入れ方針とともに示されている教育課程の編成方針と教育方針（カリキュラムポリシー)、卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマポリシー）についても同様のことが言え、さらにはこれら３つの方針の関連性も曖昧なところが多い。教育課程の編成方針と教育方針（カリキュラムポリシー)、卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマポリシー）についても本学の独自性と特長をさらに盛り込んでいくとともに、３つの方針の綿密な整合性を取っていく必要がある。

2－１２-②　入学者受け入れの方針に沿った学生受け入れの工夫

（１）実施にあって遵守すべき規定等

入学者の選抜等については、「学則」「入学者選抜規程」「転入学に関する規程」「編入学に関する規程」「九州国際大学外国人留学生規程」「帰国子女の入学に関する規程」の定めに従って実施した。さらに、文部科学省平成 23 年度大学入学者選抜実施要項（平成 22 年

5 月 21 日 22 文科高第 206 号文部科学副大臣通知)、文部科学省平成 24 年度大学入学者選抜実施要項（平成 23 年 5 月 31 日 23 文科高第 229 号文部科学副大臣通知）を遵守し実施した。

（２）実施体制

学生募集方法と入学者選抜方法の適切性、入試選抜における透明性を確保する措置の適切性については、学生募集、入学者の選抜に関する事項を分掌する全学的組織としての入試･広報委員会の設置と運営によって担保している(九州国際大学入試･広報委員会規程)。入学者選抜にあたっては、この入試・広報委員会が、学部教授会、入試・広報に関する事務部門である「入試・広報室」との連携を図ることによって入学者選抜の公正さと透明性を確保するような体制を取っている。

（３）入学試験

各学部が示すアドミッションポリシーは、各学部で学べる専門学科、目標とする卒業後の人物像などに応じて入学者に対して多様な能力と資質、適性を求めている。

そうした入学者の選抜を図るため、また受験生も十分にその能力と資質を発揮できるようにするため、入学者選抜方法として試験入学選考（一般入学試験、センター試験利用入学試験）のほかに、推薦入学選考（推薦入試)、AO 入学選考（AO 入試)、留学生入学選考（外国人留学生入試)、編・転入学選考の５つの種別を設けてきた。

他方、いずれも学部も修学のための必要最低限の基礎学力を要求しているため、それを担保する必要がある。

さらに、本学の定員規模やアドミッションポリシーからみて、これまで入試が過度に多様化するとともに、実施側（大学）の負担も過大になり選抜能力の質の低下の可能性も指摘された。

そこで、平成 23（2011）年度および平成 24（2012）年度入試については、受験生、大学双方の負担を軽減するため、試験日程と科目の見直しを中心に取り組んできた。概要は以下のとおりである。

【一般入試】

試験入学選考は、大学で修学するための基礎学力を筆記試験によって測り、入学者を選抜するためのものである。

一般入試については、平成 23（2011）年度入試において前期日程に B 日程として英語・国語 2 科目型を設定した。また受験生の受験機会を増やすために、それまでの前期、後期日程に加えて国語 1 科目型の中期日程を設定し、後期日程を面接・小論文型とした。

【推薦入試】

平成 23（2011）年度入試から推薦の根拠を明確化するために自己・他人推薦制度を廃止し、高等学校による推薦のみとした。また平成 24 年度入試より出願における評定値要件を見直した。

一般推薦については、「1 教科の評定値 3.0」から「全科目の評定平均値 3.0」に変更し、指定校推薦については、「1 教科の評定値 3.2」から「全科目の評定平均値 3.2」に変更した。これらの基準を満たせない受験生については AO 入試にて対応することとした。

【AO 入試】
平成 23（2011）年度入試では前年度の 9 回から 7 回に、平成 24（2012）年度入試では 5 回にまで実施回数を減少した。これは 11 月、12 月に実施されていた AO 入試が推薦入試と重複していたため、志願者の混乱を避けるためである。
また平成 24（2012）年度入試において一般選考と社会人選考の対象者の違いを明確化するために社会人選考の出願要件に「入学時現在で満 21 歳以上」に年齢要件を設定した。

【外国人留学生入試】
日本語能力の担保のために、出願要件のひとつである「日本留学試験（科目：日本語)」の点数を 200 点以上から 225 点以上に引き上げた。

【編入学・転入学試験】
協定校編入学試験において外国人留学生の日本語能力の担保のために､出願資格として｢日本語能力試験 N2 以上」または「日本留学試験（科目：日本語）225 点以上」の取得者とした。

（4）合否判定
従来、入学者選抜において透明性を確保するための措置について、本学では、各試験区分における選抜基準は、入試・広報委員会、各学部教授会の審議承認を経て適切に設定している。また選抜にあたっての合否判定も同様に入試・広報委員会、各学部教授会の審議承認している。平成 23（2011）年度および平成 24（2012）年度入試についても、こうした点で入学者選抜において透明性を確保するための措置を取ってきた。
また入学者選抜の情報は高校、受験生等に積極的に公開し、選抜方法とその基準の透明性が確保できるようにした。入試問題とその模範解答、志願者数・合格者数などの入学試験関連のデータについても公表し、十分な情報開示に努めた。

◇エビデンス集　資料編
【資料 2-12-4】入試・広報委員会議事録
【資料 2-12-5】法学部教授会議事録、経済学部教授会議事録、国際関係学部教授会議事録
【資料 2-12-6】平成 23 年度入学試験要項、平成 24 年度入学試験要項
【資料 2-12-7】九州国際大学 2011 GUIDE BOOK、2012 GUIDE BOOK

２－１２-②の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）
入試制度をさらに入学者の受け入れ方針を具現化した分かりやすいものにするために出願要件等や日程の見直し、各入試制度の目的の明確化を図る。

課題Ｂ（中期的課題）

入学者選抜の情報だけではなく、大学内での修学の成果等の情報を高校、受験生等に積極的に公開し、選抜方法とその基準の透明性が確保できるよう IR（Institutional Research）システムの導入を提言し、その構築に関わる。
入学者が十分に修学可能な基礎学力を担保できるようにな入学者選抜制度の構築と入学前教育制度の改善を行う必要がある。

２-１３　学務事務室

２-１３-①　学修支援及び授業支援

学生が 4 年間の学修過程で、社会人としての能力や知識を身につけるようにすることが、学修支援や授業支援の目的である。それはまた、成績不振者や留年、退学者を限りなくゼロに近付けることでもある。そのために、以下のような取り組みを行っている。

履修できる科目合計単位数は各セメスター24 単位以内としている。各人が 1 週間に授業を受講して学習するには限界があるため、上限を超えて登録することは認めていない。上限単位の設定を厳しくしたことにより、大学設置基準に定められている授業時間外に必要な学修等の時間を確保する体制を整備することができた。なお、この 24 単位の範囲に含めない科目として教職などの資格科目がある。

また、学生が計画的、系統的に履修できるようにシラバスの作成に改善を加えている。教員サイドの「何を教えるか」という視点、視角からではなく、学生が「何を学びとるのか」という学生目線に転換するように取り組んでいる。こうして学生が履修計画をきちんと立てることができるようにしている。

履修指導は、1 年次生に対しては、入学式後に全学部とも共通の大学生活の一連のガイダンスの中で、修学（履修含む）に関するガイダンスを行い、その徹底を図っている。また、学部単位で 1 泊 2 日のフレッシャーズ・ミーティング（新入生への学外オリエンテーション）を実施し、学部別の履修指導も行っている。その指導内容は、学生の学修意欲の促進を期して、履修順序、履修モデルの提示から、各授業科目の指導にまで及んでいる。

在学生に対しては、全学部ともに共通の日程で各学期の開始前に各学部・年次別に履修指導を 2 回にわけて時間を十分にとって実施している。1 回目に前学期の成績通知書の配付とともに、時間割表、履修上の注意事項などを配布し、卒業要件や必修科目などの重要な科目の履修を説明している。その際、個別具体的な質問が受けられるように学務事務職員のみならず、教員である教務委員も出席し、履修に関する個別の相談も受けられるように配慮している。

資格関係については、別途それぞれでオリエンテーションを実施し、当該学生に必要な科目を履修するように適切な指導を行っている。

また、平成 23（2011）年度より、全学部必修である 1 年次の演習に副担任制を導入し、１人ひとりの学生が本学で学び、成長したいという気持ちをもってもらえるように、担任・副担任が情報を共有し、協力しながら支援の活動を展開している。欠席の多い学生を把握し、個別面談等を複数のスタッフで行っている。授業形態も、講義や演習にアクティブ・ラーニング（グループワーク等）を導入し、学生間のチームワークや自主性を育成するとともに、知識の深い理解と定着を実現させる授業を行っている。

学修意欲を高めるため、集いながら学べるスペースとして、平成 24（2012）年度より一部の教室を改修し、「勉強の仕方がわからない、授業が理解できない」などの学修面の不安や学生生活全般に関する相談を行なうオープンな場としてスタディスペースを設置した。教員のオフィスアワーの 1 コマをスタディスペースで行うことで、多様化した学生により細やかな指導ができる環境整備を行っている。

ところで、各セメスター終了時に成績が確定した段階で、取得単位数が 15 単位以下の学

生については、保護者を交えて「成績相談会」を行っている。全教員がそれぞれ面談をおこなって問題点の掘り起こしと改善策の提言を行っている。県外の、長崎、熊本、鹿児島には年一回、直接出向いて保護者の便に配慮して個別面談も行っている。

２－１３－①の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

（1）「履修できない科目がある」という学生の声に対応するために、教員の都合ではなく学生の立場に立って開講科目と時間割の設定を行う。

（2）シラバスが学生にとって分かりやすいものにするとともに、教員も毎回の授業で指針として活用できるようにする。

（3）スタディスペースを積極的に活用し、学生が抱えている問題を指導教員が具体的に把握し指導する。

（4）ディプロマポリシー、アドミッションポリシーの検討と同時にカリキュラムポリシーをより具体的なものとするために、カリキュラムの改革を継続的に行う。

（5）教育機材の一部老朽化に対処して改善する。

課題Ｂ（中期的課題）

ひとり一人の学生に対応した教育・学修支援を行うためには、組織的に取り組む体制を作ることが必要である。

また、これをディプロマポリシーと関連づけたカリキュラムポリシーやカリキュラムツリーに結びつけることによって、初めて効果的なものとなる。

◇エビデンス集　資料編

【資料 2-13-1】学生便覧 2011・2012

【資料 2-13-2】大学院学生便覧 2011・2012

表 2-13-1　退学者の推移

	平成 22(2010)年度	平成 23(2011)年度	平成 24(2012)年度
法学部	46	30	42
経済学部	81	83	74
国際関係学部	35	40	24
合計	162	153	140

２-１３-②　単位認定、卒業・修了認定等

卒業に必要な単位数（124 単位）を修得するためには、単位認定を合理的で公正なものとしなければならない。現在、以下のような取り組みを行っている。

まず、成績評価及び単位認定は大学学則第 34 条及び修学規程第 11 条（評価）、第 12 条（評価等級）、第 12 条の 2（GPA）にそれぞれ明記された規定に基づき行われている。

また、編入学・転入学等の場合は、「単位換算認定基準に関する規程」などによって単位認定を行っている。

成績評価の方法については、授業科目担当者が科目ごとに定めて、その達成目標をシラバスに掲載している。具体的には、定期試験、小テスト、レポート、授業における課題の発表等の項目を挙げ、評価の割合や評価のあり方について掲載している。学生が受講するにあたって、「何ができるようになったら」相応の成績評価になるのかを明らかにするようにしている。なお、かつて成績評価の基準におかれていた出席日数を除外することはほぼ周知している状況にある。

学位授与は、学部の理念・目的に基づいて編成されたカリキュラムならびに指定された授業科目区分ごとの修得を求める単位を学生が履修し、単位を修得したその結果であり、その基礎には個別科目の修得がある。この意味で、個別科目の厳格・適切な成績評価が土台にあり、学位授与の判断はその結果の総合的な判断であるといえる。

本学では、4 年以上在籍し、所定の単位（124 単位）を取得した者には卒業資格が与えられる。学位授与については、3 月卒業者のためには 3 月、9 月卒業者のためには 9 月に卒業判定のための教授会が開催され、卒業認定が適切に行われている。

２－１３－②の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

受講した学生が、その成績結果について疑問を持たず納得できるように公明正大にする必要がある。そのために試験の実施を含む適正な成績評価システムを引き続き構築していく。また、学生が充分な成績を修めるためには、授業時間だけではなく事前・事後の学修が不可欠である。そのために学生を誘う授業計画と指導方法が工夫することが重要である。

課題Ｂ（中期的課題）

試験問題の正解や模範解答の開示等も視野に入れつつ、厳格な成績評価の仕組みを作っていく。とくにシラバスに示された到達目標に沿って公正かつ客観的に成績評価を行うようにしていく。

◇エビデンス集　資料編
【資料 2-13-3】成績評価基準
【資料 2-13-4】学部の卒業者数

２-１３-③　教員の資質の向上を図るための方策（FD 活動）

教員の資質の向上を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）活動については、平成 20（2008）年に設置したＦＤ委員会の下、教員の研修会をはじめとする活動を全学的・組織的に取組んでいる。

本学の FD 活動は、年度初めに各学部・研究科の方針（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）に基づいて定められた基本方針と達成目標に従い、詳細な実施計画を策定し、実行している。この結果は、活動報告書として取り纏め、

年度末に FD 委員会にて審議し、次年度の計画に反映させるようにしている。

FD 研修会については、外部講師による講演会形式にとどまらず、本学教員を講師として、学外での FD 関連シンポジウム等の出張報告を兼ねたもの、得てきた知見を発展させたもの、さらには担当している授業科目で行っている創意工夫などを紹介するシンポジウム形式も実施している。また、FD 研修は、学内のみならず、学外での合宿形式によるプログラムも実施している。

授業科目ごとの改善・改革を進めるため、授業アンケートの実施とその活用を図っている。授業アンケートは、全ての授業科目を対象に実施し、その結果を踏まえて授業改善に役立てており、全ての教員に対して、科目ごとのアンケート結果及び自由記入欄（良かったこと、改善すべきことを記入）に対する「教員コメント」の作成を求めている。結果については、講評とともに科目分野別のデータ・評価、教員コメントをファイルに綴り、学務事務室で在学生に閲覧できるようにしている。また、アンケート結果を踏まえて、次学期の授業運営に反映させるため、学部長面談等を行い、次学期アンケート結果に改善が見られない場合は必要に応じて研修を行うことにしている。

さらに平成 23（2011）年度からは、「厳格な授業管理等の徹底」を行い、学生に対して「受講 7 つのマナー」を順守させ、私語、遅刻等についての改善に努めるとともに、教員についても「講義の 7 つのルール」を定めて日々の授業で守るようにしている。

なお、日々の講義などの授業で発生する学生からのクレームについては、即座に当該教員と学生から意見聴取や事実確認をおこなって、教員に問題がある場合にはその改善を求めるとともに､改善がみられない場合には担当者を変更するなどの処理をおこなっている。

２－１３-③の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

各セメスターの全科目で授業アンケートを行っているが、それが授業改善につながるように、アンケート結果の精度をいかに引き上げるか検討する必要がある。

また、各学部の FD の取組みについて、学部の FD 活動を支援する仕組みづくりが求められている。

課題Ｂ（中期的課題）

教員の教育能力を引き上げるための研修プログラムを作成することが課題である。問題がある教員がいる場合には、対応として授業公開や研究授業への参加を促すなどの工夫が必要である。グループワークやアクティブ・ラーニングなど、最近話題の教育方法についての研修も必要になっている。

表 2-13-2　平成 22（2010）年度 FD 研修会等の実施状況

2010 年 7 月 28 日	FD 研修会「キャリア教育の現状と実践キャリア教育論」 （嶋田文広：㈱パーソナル・マネジメント取締役）
2010 年 9 月 21 日	初年次教育プロジェクトのオフキャンパス・ミーティング

	（於：宗像グローバルアリーナ）
2011 年 2 月 3 日	河合塾主催シンポジウム「学生のアクティブ・ラーニング」参加報告 （吉村真性、山本啓一：九州国際大学法学部、青木美樹、九州国際大学経済学部、太田かおり：九州国際大学国際関係学部）

表 2-13-3　平成 23（2011）年度 FD 研修会等の実施状況

2011 年 6 月 29 日	“わかりやすい”講義・“のばす”教育（ワークショップ） 報告「AL（アクティブ・ラーニング）教室の活用について」（山本啓一：九州国際大学） 報告「大学教育における社会人基礎力育成（出張報告）」（加藤和英：九州国際大学国際関係学部） ワークショップ「“わかりやすい”講義・“のばす”教育を実現するためには」（グループワーク、発表、質疑応答）（藤井大輔：九州国際大学国際関係学部）
2012 年 2 月 6 日	講演「授業改善のすすめ　～シラバスから始める教育改善～」 ワークショップ「到達目標のブラッシュアップ」 （沖　裕貴：立命館大学）

表 2-13-4　平成 24（2012）年度 FD 研修会等の実施状況

2012 年 8 月 1 日	講演・ディスカッション「カリキュラム開発と教育評価について」 （芦田尚直：人間環境大学）
2012 年 9 月 5 日	講演「第 2 サイクルの認証評価のポイント～自己点検・評価や認証評価をどのように大学改革に活かすか～」 （伊藤敏弘　日本高等教育評価機構　評価事業部部長）

2-１４　学生支援室

2-１４-①　現状

「九州国際大学（第二期）中期実行計画」（平成 23 年度～平成 27 年度）では、学生サービスに関する方針は「学生主体の大学生活支援で学生満足度を高める」とあり、具体的課題としては、次の６つを掲げている。すなわち、①学生満足度を高めるキャンパス・アメニティの向上をはかる、②「退学者４％以下」を目指す学生支援の充実（担任・副担任サポート）、③生活実態調査、満足度調査の実施、④サークル活動、体験活動、文化活動、ボランティア活動の支援、⑤適正で規律ある奨学金制度の確立、⑥学生間交流の支援（ゼミ連合大会、大学間交流）である。

そのために、本学では、学生に対する修学支援、生活支援体制を整備するとともに、教職員が連携して学生の指導にあたり、学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるように適切な学習環境の保持に努めている。この方針については大学評議会等を通じて教職員に周知徹底するとともに、学生に対しては『学生便覧』と『Student Guide』において周知徹底を図っている。また、各種行事や活動等の報告は、できるだけ大学のホームページに掲載して、学生および教職員などに知らせるように努力している。

（1）学生生活の安定のための支援

A. 学生生活支援

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように様々な組織・体制で学生サービスを展開しているが、特に学生支援室が中心となってその役割を担っている。

本学の「学生サービス委員会規程」においては「本学学生の福利厚生と学生生活の充実向上に関する事項について協議する」とある。学生生活を支援する教職員の組織である「学生サービス委員会」は各学部から選出された委員と職員、計９人によって構成され、ほぼ定期的に委員会を開催し、学生生活全般に関わる案件について、情報の共有および討議・審議を行い、学生サービスに関しての適切な対応を行っている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 2-14-1】「九州国際大学学生サービス委員会規程」

B. 経済的支援

奨学金等の経済的支援措置については、本学では、学内奨学金制度を充実させるとともに、在学生に学外奨学金の活用を周知して、学生への経済的支援に積極的に取り組んでいる。

奨学金のうち学内奨学金には、給与型奨学金と貸与型奨学金がある。給与型には、特別奨学生奨学金、一般奨学生奨学金、学術奨学金がある。また、入学試験結果の成績優秀者に対する奨学金制度や、自然災害による被災学生に対する授業料減免の制度も設置しているほか、体育会系学生に対してスポーツ奨学金を支給している。一方、貸与型奨学金として九州国際大学貸与奨学金制度を設けている。学外奨学金としては、主に日本学生支援機構や地方公共団体の奨学金制度の活用を促しており、九州国際大学同窓会からの給与型奨

学金も用意されている。

在籍者数等に変化が見られるので、財政の効率的運用を図る観点から、学内の奨学金制度について、奨学金制度の充実を図りつつ、在学生数に見合うよう整理を行う必要により一般奨学金の奨学生数については、学生数に見合った見直し（内規の改正）を行った。

平成 24（2012）年度の特別奨学生は、4 年生が 6 人、3 年生が 6 人であり、一般奨学生は、4 年生がゼロ（該当者なし）、3 年生が 5 人であり、学術奨学生は、２年生が 14 人である。

そのほか、留学生を対象にした奨学金制度も設けている。平成 24（2012）年度の春学期においては、学部の全留学生 276 人の内、254 人、92%が授業料の減免を受け、秋学期においては、学部の全留学生 249 人の内、226 人、91%が授業料の減免を受けた。大学院の留学生においは、10 人全員が授業料の減免を受けた。

なお、授業料全額相当額のスポーツ奨学生は、強化サークルと指定サークルに入部する新入生に対して、サークル顧問が推薦する候補者の中から選考が行われている。現在、1 学年平均 20 人がその対象となっており、授業料相当額の免除を受けている。授業料の半額、30%相当額の奨学生を含む全体のスポーツ奨学生は、平成 24 年度の新入生 99 人であった。また、学外奨学金を見ると、日本学生支援機構については平成 24（2012）年度は、第一種 52 人、第二種 235 人が採用された。また、地方自治体による奨学金では、毎年数名が採用されている。

同窓会奨学金では、九州国際大学同窓会が、毎年 40 人程度の奨学生に給費を行っており、平成 24（2012）年度は日本人学生 31 人、留学生 7 人（内、大学院生 1 人）の合計 38 名がその対象となった。

◇エビデンス集　資料編

【資料 2-14-2】「九州国際大学教育支援奨学生に関する取扱内規」

【資料 2-14-3】「九州国際大学スポーツ奨学生に関する取扱内規」

【資料 2-14-4】「九州国際大学学術奨学生に関する取扱内規」

C. 体と心の支援

学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生への配慮については、学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生への配慮を行う部署として、学生支援室の管轄内に保健室、カウンセラー談話室（「やわらか Cafe」）、学生フリースペースがある。保健室では、健康診断および事後措置等の通常の保健室業務の他、健康教育や相談業務を中心にした活動を展開している。「やわらか Cafe」にカウンセラー（臨床心理士）を配置し、心身共に健康な学生生活の実現を目指している。

健康診断では、結核の集団感染防止のため受診率のアップと健康診断結果に基づく事後指導の徹底を重点的目標としている。全体の健康診断受診率は、平成 24（2012）年度は全体の受診率は 97.1%であり、昨年度より 0.1%上昇した。保健室の利用状況は、平成 24（2012）年度は学生 4809 人の利用があった。保健室内での健康教育として、「感染症の予防」、「避妊法」等に関して指導しており、保健室外では、「AED 講習会」（平成 24 年 10 月 31 日開催）、全学年対象の学外講師による「薬物乱用防止講演会」（平成 24 年 12 月 5 日開催）、大

学祭での食中毒防止の模擬店指導、前田祇園山笠での救護等の活動をしている。その他新入生ガイダンスにおける保健室の広報や本学ホームページ上での健康情報の記事掲載等により学生へ健康情報の発信を行っている。さらに、平成 24（2012）年度より、ほぼ毎月 1 回、カウンセラー、保健師、学生支援室職員、学生部長の懇談会を開催し、情報交換と対応の確認を行っている。

ハラスメント防止のための措置としては、本学では、「九州国際大学人権保障規程」に基づき、「九州国際大学人権委員会」（委員長：学長、各学部から選出された 6 名[各学部 2 名、うち 1 名は女性教員]、日本語別科教員 1 名、事務職員 2 名［うち 1 名は女性職員]）を設置し、その下にセクシュアル・ハラスメント部会（半数以上が女性委員)、同和・人権保障部会を設置して、セクハラ等に対する相談、問題解決に強く取り組んでいる。学生への周知を図るべく、「人権保障のしくみ（文章と図解)」および「九州国際大学人権保障規程」を、「学生便覧(Student Guide)」に掲載（全学生に配布しており、あわせてホームページにも掲載）している。そのなかに人権相談窓口が学生支援室であること、電話での相談にも応じられることが電話番号とあわせて明記しており、また、相談窓口の他教員、事務職員への相談も奨励している。また、セクシュアル・ハラスメントに限らず、アカデミック・ハラスメントに対しても、同様に対応している。相談窓口では、来談者の意思尊重を前提に、問題解決方法の相談や心理的な事項に関するカウンセリングも受け付けている。

◇エビデンス集　資料編
【資料 2-14-5】平成 23 年度定例保健委員会議事録
【資料 2-14-6】平成 23 年度保健室活動報告および平成 24 年度保健計画
【資料 2-14-7】平成 24 年度定例保健委員会議事録
【資料 2-14-8】平成 24 年度保健室活動報告および平成 25 年度保健計画
【資料 2-14-9】2011 年度春学期学生相談活動報告書
【資料 2-14-10】2011 年度秋学期学生相談活動報告書
【資料 2-14-11】2012 年度春学期学生相談活動報告書
【資料 2-14-12】2012 年度秋学期学生相談活動報告書
【資料 2-14-13】「九州国際大学人権保障規程」

D. 課外活動支援

本学の学生支援室として主な課外活動支援は、学生自治会執行委員会、体育会本部、文化会総務委員会、大学祭実行委員会（この四つの学生組織は「四協」と呼ぶ）に対して行われている。

その「四協」に所属している体育会系サークル 27 団体、文科系サークル 26 団体、計 57 団体に対して行っている。学生加入総数は在学生の約 50%を占めており、在校生 2,159 人中（平成 24 年 5 月 1 日現在)、1,075 人が加盟している。年間活動予算としては、委託徴収金として自治会費年間約 1,600 万円、体育会費年間約 750 万円、総額約 2,350 万円を充てている。

また、本学においては、体育会系サークル 8 団体を強化・指定サークルとして位置付け、指導者の配置や活動費の支援も行っている。

学生自治会活動としては､｢拡大自治会連絡協議会｣を平成 24 年度は 3 回開催しており、教職員と学生がより良い学生生活が営めるよう議論の場を設けている。また、それぞれの学生自治団体である体育会本部は月一度の主将会議を開き、サークル活動の活性化のための会議を行っており、文化会総務委員会も月一度の部長会議を行い、文化系サークルの部員獲得、学内文化活動の発展に貢献している。加えて、学生自治会における最高議決機関としての学生大会を年２回行い、大学際の予算承認や学生自治における重要事項の決定を行っている。

また、学生による「地域貢献」としてのボランティア活動においては、毎年恒例の八幡東区の｢まつり起業祭八幡｣､北九州市無形民俗文化財指定の八幡東区の｢前田祇園山笠｣、八幡東区での地元町内会の「防犯パトロール」、八幡東警察署と連携した交通安全県民運動街頭キャンペーン、北九州市の大学・専門学校の学生からなる防犯ボランティア団体「KITA MAP」の活動など、様々なボランティア活動に積極的に参加している。学生支援室はそれらのボランティア活動を職員自ら参加し、積極的に支援している。

◇エビデンス集　資料編
【資料 2-14-14】2011 年四協誌
【資料 2-14-15】2. 2012 年四協誌
【資料 2-14-16】3. 2011 年橘祭パンフレット
【資料 2-14-17】4. 2012 年橘祭パンフレット

（２）学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

毎年、｢拡大自治会連絡協議会」と「学長会見」を開催し、そこで学生の様々な意見・要望などを受けて、それらを基礎にしながら、学生サービス等の充実を行っている。

「拡大自治会連絡協議会」においては、学生自治会、体育会、文化会、大学祭実行委員会（｢四協｣）より複数の代表が参加し、学生部長、教務部長、学務事務室と学生支援室の職員も出席して、意見交換や学生の要望等を把握し、その後に開催される「学長会見」において特に学生の強い意見・要望については反映させられる仕組みとなっている。

また、随時、テーマにそった学生アンケートも実施している。平成 23（2011）年度においては、｢学内施設利用アンケート」を実施（300 人の学生が回答）し、学生食堂の改善、学生のためのフリースペースの設置、学内ロッカーの設置、KIU ホール前広場のステージの設置等の要望が出された。平成 23 (2011) 年度の｢拡大自治会連絡協議会｣､｢学長会見」においては、それらの学生の要望が出されて、その後、学内において議論された。

その結果、実際、平成 24（2012）年度においては、学内ロッカーが試験的に設置され、2 号館 1 階に学生フリースペースも設置され､保護者後援会よりの援助金で KIU ホール前広場のステージも設置された。大学祭においては、新しく設置されたステージが利用された。

平成 24（2012）年度の「学長会見」においては、学生の要望・質問として、体育会サークルが室内練習等として利用する平野記念館の時間延長（19 時 30 分から 21 時 10 分までの利用時間の延長）の要望、祝祭日の授業の開講についての質問および意見、平野記念館横のグランド整備計画の概要についての質問などが議題としてあがった。

２−１４の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

（１）「九州国際大学（第二期）中期実行計画」（平成 23 年度～平成 27 年度）の中の第二課題の「退学者 4%以下」を目指す学生支援の充実（担任・副担任サポート）についは、平成 24（2012）年度から入門演習の副担任制度を立ち上げたが、その充実については問題を残している。平成 24（2012）年度に理事会のもとに設置された「大学改革特別委員会」においても、特に議論となり、本格的な「退学者対策」を作り上げるように、第二ワーキンググループ「退学率低下を目指した教育改革・諸制度の開発」がつくられた。その特別委員会の最終報告においても、副担任制の充実（教員と職員の役割分担の明確化）と事例研究会の開催という具体的提案がなされた。それゆえ、その提案を実行し、副担任制の充実をはかる。

（２）学生サービスにおけるさらなる充実のため、平成 24（2012）年度の設置した学生フリースペースに加えて、平成 25（2013）年度は学生の活動の多目的利用のための「学生ステーション」を設置し、そのための利用規程を作成し、運用を軌道にのせることである。

（３）野外多目的グラウンド（平成 25（2013）年 6 月設置予定）の利用規程を作成し、運用を軌道にのせることである。

（４）平成 24（2012）年度の「学長会見」で学生から強い要望があった体育会サークルが室内練習等として利用する平野記念館の時間延長（19 時 30 分から 21 時 10 分までの利用時間の延長）の件について、人員を配置して、学生の要望どおり、利用時間の延長を実現することである。

課題Ｂ（中期的課題）

（１）「九州国際大学（第二期）中期実行計画」（平成 23 年度～平成 27 年度）では、具体的課題としては、全体で６つをあげていたが、その中でも、第二課題の「退学者４％以下」を目指す学生支援の充実（担任・副担任サポート）についてはなお多く問題を残している。

それゆえ、一つの大きな課題は、「大学改革特別委員会」の最終報告にあるように、総合的な「退学者対策」を推進して、本学の退学率を目標の４％以下の近づけることである。

過去３年の本学の退学者数（除籍者を含む）および退学率の推移は、３学部全体で平成 22（2010）年度が 162 人、7.2%、平成 23（2011）年度が 153 人、6.9%、平成 24（2012）年度が 140 人、6.5%であった。ここ３年間の推移は、全体としては退学者（除籍者を含む）および退学率がやや低下する傾向が見え、各学部の様々な努力が少しずつ成果を上げてきているが、まだ目標の４％以下には達していない。今後も全学体制で総合的継続的な努力が必要である。

（２）上記の「九州国際大学（第二期）中期実行計画」の第三課題である生活実態調査、

満足度調査の実施については、必要に応じた学生アンケート調査が行われている。定期的な生活実態調査と満足度調査は、教務関係においては毎年学生による「授業アンケート調査」が実施されており、制度化されている。学生サービスを考慮した定期的調査の実施のためには、学生支援室と教務室との連携・協力が不可欠である。生活実態調査および満足度調査の実施のためには、まずそのための準備と具体的な取り組みが必要である。最初の段階として、学生サービス委員会と教務委員会、必要ならば就職対策委員会も参加する協議の場をつくることから開始し、その中身ついて具体化することである。

2-１５　キャリア支援室

2-１５-①　キャリアガイダンス

本学では、文部科学省の学生支援推進プログラムにも採択された本学独自のキャリア形成支援プログラムたる「KIU-SPICE」の構築により、学生の社会的・職業的自立に関する支援を積極的に推進してきた。本プログラムは、①学部教育を通じ就職観・職業観の涵養及び就職力、社会人基礎力、人間力を育成するキャリア教育と、②学生の就職活動を実践的に支援するキャリアサポートにより、大学教育の質的保証と学生の主体的な人格形成を伴った揺るぎのない社会人基礎力・就職基礎能力を育み、もって生涯を通じ自分らしさを活かせる自立した主体的社会人の育成を目的とし、併せて、本プログラム参加学生の就職率 100%実現を目指すものである。

本プログラムでは、まず、体系的キャリア教育においては、学生自らに内在する能力を最大に引き出すべく、学生に自己発見の機会と新鮮な知的刺激（スパイス）を適宜提供しつつ躍動的に展開される正課授業としての「キャリアデザイン」（入門編）、「キャリアプラン」（基礎・応用編）、「キャリアプラン実践」（実践編）を基盤に、その成果の定着を図るために、模擬試験やワークショップを連動して設け、また、学理と現実の隙間を埋める重要な架け橋となるインターンシップを組入れ、さらに、教養基礎科目全般の底上げを狙う「基礎学力向上プログラム」と、個々人の習熟度を見据えて個別対応も可能な「寺小屋プロジェクト」を配置し、より完成度の高い体系的構築を図っている。

次に、キャリアサポートでは、まず、1)就職活動に不可欠な実践的技能を効率よく速修するため、a）自己分析（自己発見・自己理解）、b）履歴書・エントリーシート作成法 c）ナビ活用法、d）業界・企業研究、e）筆記試験対策、f）面接対策等を主たる構成内容とする「就職活動支援講座」を設け、次に、未曾有の経済不況下における内定獲得の起爆剤として、2)元企業人事採用担当者を就職アドバイザーに起用した「就職なんでも相談」の設置、併せて、採用企業の新規開拓等の新戦力として、3)社会保険労務士を就職アドバイザーとして投入、また仲間が一堂に集い切磋琢磨する、4)就活合宿研修の実施のほか、5)学内企業合同面談会の開催、6)学外企業合同説明会への学生の参加支援、さらには情報面からの強力な支援策として、7)モバイル情報一斉配信システムの導入等を行い、より実効性重視の構成展開を図っている。

また、本プログラムは、本学の教育理念を端的にキャリア教育の中に具現化したものであって、学長主導の下、キャリア支援室及び就職対策委員が中心となり全学的体制で実施されている。

2-１５-②　キャリア形成支援における自己評価

本学独自のキャリア形成支援プログラム「KIU-SPICE」の最終目標は、参加学生の就職率 100%の実現にある。もっとも、参加学生の就職率 100%実現は、現実的には厳しいものがある。そこで、個別的な各プログラムの参加者数及び満足度、並びにその推移はどうか等の観点からの評価方法も導入して評価に現実味を持たせた。以下、かかる観点から本プログラムについて自己評価を行う。

まず、参加学生の就職率の観点から、本プログラム全体での評価をみてみると、平成 22（2010）年度 81.2%、平成 23（2011）年度 87.3%の就職率であり、最終目標 100%には相当程度の隔たりが生じている。しかしながら、年度別の各プログラムの就職率の推移、参加人数、満足度の観点からみると、いずれもほぼ確実な進展がみられ、参加学生の就職意欲やモチベーションの維持向上の度合いが如実に伝わってくる。その点では、本プログラムの実施につき一定の意義があったと評価できる。そこで、以下では、年度別の主要なプログラム毎に、就職率、参加人数、満足度及びその推移等を示しつつ、自己点検・自己評価を行う。

（1）就職アドバイザーによる「就職なんでも相談」

相談件数は年々増加し、平成 22（2010）年度 1,528 件、平成 23（2011）年度 1,780 件、平成 24（2012）年度 994 件（10 月 31 日現在）と推移し、3 年間の合計は 4,302 件である。相談利用学生の就職進路決定率も年々増加し、平成 22（2010）年度 58.0%、平成 23（2011）年度 60.0%となっている。相談件数、就職率共に確実に進展をみせており、この制度の重要性、貢献度の大きさが窺える。相談を通じ、学生は就職するには何をどうすればよいか、の明確な指標をもって臨めることから、非常に効果的な就職活動の展開が図れること、同時に、企業選択におけるミスマッチを可及的に防止でき、“やりたい仕事ができる”を各人においてかなり実現できた点は大きい。

（2）社会保険労務士を就職アドバイザーとして活用

社会保険労務士は、企業の人事・労務の専門家として日々企業と密接に交渉し、関わっている。その専門性を背景とした人脈や交渉力による採用企業及びインターンシップ受入企業の新規開拓並びに各企業・団体との一層の連携強化を通じて、全体的な就職率向上に大きく貢献している。

（3）実践的キャリアサポートプログラム「就職活動支援講座」

年度別受講生数は、平成 22（2010）年度において延べ 1,728 名、平成 23（2011）年度 972 名、平成 24（2012）年度 1,806 名（10 月 31 日現在）となっており、また受講生の就職進路決定率につき、平成 22（2010）年度 57.0%、平成 23（2011）年度 51.0%となっており、他のプログラムと比較して相対的に達成度が低い。しかし、一般的・総合的な学士力も含めた社会人基礎力、就職基礎能力の養成は、本学にとって喫緊の課題であって重要不可欠なこと、参加学生にとっては、厳しい就職活動に挑む意欲と自信が形成できた点で高く評価できる。これは、過去 3 年間の参加学生全体の満足度調査の均値において、85.5%が「大変満足～満足」との回答によっても示されている。

また、エクステンションセンター（キャリア支援室の組織の一部）講座による就職活動に直結する資格取得講座の各資格関係の合格率も概ね全国平均を上回っており、この点も評価できる。

もっとも全国平均を下回る講座は、原因及び対策につき抜本的な分析・検討を要する。

（4）リアルタイムに就職情報提供「モバイル情報一斉配信システム」

配信件数の年度別総数は、平成 22（2010）年度 776 件、平成 23（2011）年度 934 件、平成 24（2012）年度 731 件（10 月 31 日現在）で、学生への配信数は 3 年間で延べ 263,749 件にも及んでいる。精度の高い求人情報をリアルタイムで配信することで、適時性を発揮した就職活動の展開により多くの内定を確保でき、この点高く評価できる。

（5）体系的キャリア教育

体系的キャリア教育の理論面での導入編に該当する「キャリアデザイン」については、必修としての位置付けを確保し、その結果、履修登録者数、単位取得者数も年度毎にほぼ確実に増加傾向を示し、履修登録者数でみると、平成 22(2010)年度 599 名、平成 23(2011)年度 681 名、平成 24（2012）年度 456 名となっている。これにより、就職観や職業観から始まり社会人基礎力までの資質・能力が段階的に育成され、自ら考え行動する自立した主体的社会人として、積極的に就職活動を展開する基礎の形成と共に、他の講座への参加者が増えるなどの副次的効果も得られ一定の評価を得ている。しかし、次のステップである「キャリアプラン」等へのスムースな移行を伴わないなどの不十分さがみられる。この点は、今後に残された検討課題である。

（6）筆記試験対策「寺小屋プロジェクト」

本企画の特徴は、多数の受講生を対象としつつも個別指導の持ち味を生かす点にある。個別対応による苦手意識の強い一般教養の底上げと、厳選採用下における内定及び各種試験等の合格に向けたアドバイス等が適宜得られた点評価できる。この企画は、理想的な学習形態の一つといえるが、講師の力量如何にかかわる部分も大きい。着想については相当に評価できる反面、評価の定着には実績による裏づけが必要であり、なお継続した検証を要する。

（7）共通テキスト『KIU キャリアサポートガイドブック』

本ガイドブックは、体系化されたキャリア教育を一冊に集約して取り纏めたものであり、統一のとれた理論展開のための講義テキストとしては勿論、各プログラム相互の連携や講師間の担当領域相互の調整にも大きく貢献した。

（8）インターンシッププログラム

参加学生数は、平成 22（2010）年度 67 名、平成 23（2011）年度 65 名、平成 24（2012）年度 96 名で、参加学生数は増加傾向にある。参加学生の就職進路決定率については、平成 22（2010）年度 67.0%、平成 23（2011）年度 64.0%となっており、年度毎の推移ではやや減少となっている。しかし、参加学生のアンケート調査からは、アルバイト感覚とは異なる責任の重みや社会人の仕事に対する意識の高さなど、実際に現場に出ないと実感できない貴重な体験を得ている。受入企業からの参加学生に対する評価等も学生にとって大きな自信と意欲に繋がる点もかなり評価できる。

（9）学外企業合同セミナー等への参加支援

ミスマッチを避け、“本当にしたい仕事ができる”ためには各企業との面談が欠かせない。そこで、より多くの企業との面談の機会を確保するために、学外の企業合同説明会等への参加支援を積極的に行い、学生の就職活動の確保の拡充を図れた点評価できる。

（１０）就活合宿研修「就勝ステップアップ合宿研修」

参加学生の就職進路決定率については、平成 22（2010）年度 73.0%、平成 23（2011）年度 63.0%となっている。年度の推移では若干減少しているが、概ね高い比率を維持している。参加学生の満足度調査においても「大変満足及び満足」との回答が、平成 22（2010）年度 91.0%、平成 23（2011）年度 92.0%と非常に高い。当該研修の質の高さと実効性、すなわち、多数の仲間が一堂に会し共同生活を営む中で、実践的な社会人基礎力、人間力、就職力の向上を確保できたことが端的に示され高く評価できる。

（１１）学内企業合同面談会

学外企業合同セミナーの場合と同様、限定された期間内で就職活動を展開せざるを得ない学生にとって、より多くの企業と直接接する機会を確保い、また、学内開催ならではの参加費用の負担軽減を図るなどの点評価できる。

◇エビデンス集　資料編
【資料 2-15-1】KIU キャリア形成支援プログラム「KIU-SPICE」基礎資料
【資料 2-15-2】KIU キャリア形成支援プログラム「KIU-SPICE」リーフレット

２－１５の改善・向上方策（将来計画）

本プログラム自体の精度・完成度は、全体的にかなり高い。しかしながら、当初目標を達成するまでには至っていない。主要因は、各プログラムへの参加率の低さにある、と考えられる。そこで、次項目のとおり、その改善・向上方策に取り組みたい。

課題Ａ（短期的課題）

まず、単年度の課題として、本プログラム本来の機能をフルに発揮させるための参加率の向上を図るべく、特に以下の項目・内容にて、積極的な取組を実施する。
（１）①「就職活動支援講座」（これは、「キャリアプラン実践」として正課授業に組込まれているもので、本プログラムの基幹講座でもある）、②学内業界研究セミナー、③学内企業合同面談会、④就職ミニガイダンス（ゼミ出前講座）への積極的自主的参加の奨励とゼミ単位での出欠確認を励行する。
（２）低学年からの体系的キャリア教育として、「キャリアデザイン」（1 年次・必修）、「キャリアプラン」（2 年次・選択）、「キャリアプラン実践」（3 年次・選択）、「インターンシップ」（2･3 年次・選択）の受講の積極的奨励と必修化の検討を図る。
（３）基礎学力向上を図るため、入学前教育や低学年からのアセスメントテストの実施、「基礎学力向上プログラム」（正課授業）、「寺小屋プロジェクト」等の積極的受講を促す。
（４）ゼミ生の進路状況調査の徹底を図る。

課題Ｂ（中期的課題）

今後の中・長期的展望として、まずは、当プログラムの実施から得られた成果を、検証を踏まえて発展的に継承し、参加学生の就職率 100%を実現したい。次に、本プログラムを汎用性あるものに再構築を図りつつ、最終的には学士力や大学の教育力向上も視野に入れた実効性のある独自の教育体系の構築を図りたい。

＜３＞　法人部門・部署別自己評価

３－１　法人総務室

３－１－①　現状

本法人は、学校法人九州国際大学寄附行為第 4 条に定める目的に基づき、「教育基本法」、「学校教育法」、「私立学校法」、「学校法人会計基準」、「大学設置基準」などの関係法令と学内諸規程を遵守しながら、「学校法人の業務」を行っており、学校法人の経営及び管理運営に関する業務については、法人事務局の 3 部署（法人総務室、法人財務室、法人経営企画室）で管掌している。

法人総務室の業務については、学校法人の経営方針等に係る業務も含まれていることから、基本方針は、学校法人九州国際大学中期経営計画の経営改善計画や九州国際大学中期計画の中期目標である「『地域に根ざした、北九州地域のトップ私大』としての魅力回復を目指した好循環の創出」であり、中期計画の年度達成目標として掲げる①人件費抑制の継続（人件費削減）、②業務執行体制の改善と整備、③人事制度の確立と適正運用など念頭に置いて日々の業務改善に取り組んでいる。

法人総務室における具体的な業務内容は、「業務分掌規程」に規定された29業務になるが、学校法人の全体に係る業務であることからその業務の種類や範囲は多岐に亘っており、業務内容を大別すると、「1 法人所管の会議体運営等に関する業務」、「2 職員の給与等に関する業務」、「3 職員の人事等に関する業務」、「4 土地・建物・機器備品等に関する業務」、「5 部署間等の調整業務」のように分類することができるため、上記5つの分類の中から、平成 22 (2010) 年度から平成24 (2012) 年度に取り組んだ主な業務内容を記載することにする。

３－１－②　理事会・評議員会等について

学校法人の業務に関する最終意思決定機関は、理事会であり、寄附行為第 18 条第 2 項に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定めており、学校法人の業務は、理事会の議決によって業務が執行されている。

このため、理事会の適正な判断（運営）のためには、理事会に提出する議案や学校法人の運営状況等については、精査された情報を提供する責務があり、その点に留意しながら、理事会の運営等に関わる事務を行っている。

理事会に関係する事務としては、理事会開催日時の調整、議案の取り纏め、開催通知の送付（寄附行為第 18 条第 6 項）、議事録作成などを行っている。

評議員会については、理事長が招集（寄附行為第 20 条第 3 項）し、①諮問事項について議案等を提出して意見を聴くこと（寄附行為第 22 条）、②決算報告をして意見を求めること（寄附行為第 37 条）など、その他法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものについて意見を求めている。評議員会に関係する事務についても理事会と同様に開催日時の調整、議案等の取り纏め、開催通知の送付（寄附行為第 20 条第 6 項）、議事録作成などを行っている。

また、本法人の業務運営に関する重要事項について審議することを目的とする会議体として法人運営会議がある。この会議では理事長が委員長となり、その他委員は、副理事長、

常務理事、法人事務局長、学長、副学長、学部長、大学事務局長、付属高等学校長、付属高等学校副校長、付属中学校長で構成され、原則毎月 1 回開催しており、法人運営会議に関する事務も行っている。理事会・評議員会・法人運営会議の年間の開催状況は表 3-1-1 に示すとおりである。

表3-1-1　理事会・評議員会等の開催状況

年度	理事会	評議員会	法人運営会議
平成20（2008）年度	11回	2回	12回
平成21（2009）年度	10回	3回	11回
平成22（2010）年度	10回	3回	10回
平成23（2011）年度	9回	4回	11回
平成24（2012）年度	9回	5回	10回
5年間の平均回数	10回	3回	11回

なお、本法人の業務は、上述のとおり寄附行為第 18 条第 2 項に基づき、理事会で全て決議しているが、そのなかで簡易な組織改正や部署の名称変更などによる規程の字句変更まで理事会付議事項となっていることから、理事会において審議する規程は、寄附行為を基本とし、「①基本規程、②学則、③組織・処務、④人事、⑤給与・経理」のうちから本法人の業務に関する重要事項に係る規程を対象とするとともに、併せて制定及び改廃に係る手続きについては、新たに「学校法人九州国際大学規則等の取扱いに関する規程」等を策定し、平成 23（2011）年度第 9 回理事会（平成 24 年 3 月 29 日開催）で議決して、平成 24（2012）年 4 月 1 日から運用することにした。

また、寄附行為、役員（理事・監事）、資産（校地校舎）等の変更が生じる場合には、理事会での議決を経たのち、関係法令等に基づき文部科学省へ届出ている。

表3-1-2　文部科学省届出件数

年度	届出月日	届出区分	届出内容
平成22（2010）年度	6月21日	役員変更届	全理事・監事の任期満了に伴う変更
	1月28日	役員変更届	理事辞任に伴う変更
平成23（2011）年度	6月9日	役員変更届	理事辞任に伴う変更
	9月15日	役員変更届	理事任期満了に伴う変更
	8月31日	寄附行為変更届	九州国際大学国際商学部（国際ビジネス学科及びアジア共生学科）の廃止に伴う寄附行為の変更
平成24（2012）年度	10月2日	校地変更届及び証明願	校地取得に伴う面積変更及び証明願
	3月29日	校地変更届及び証明願	校地取得に伴う面積変更及び証明願

3－1－③　早期退職優遇制度について

「早期退職優遇制度」については、中期計画の年度達成目標である人件費抑制の継続（人件費削減）に基づく時限的な方法で平成 20（2008）年 12 月 1 日から実施している。この制度の目的は、職員人事の刷新と本法人が雇用する職員の生活設計の多様化に対応するためであり、その対象者は、学校法人九州国際大学就業規則第 41 条の規定による定年に達して退職する職員を除き、その年度の末日現在において大学教育職員においては、年齢 55 歳以上かつ勤務年数 20 年以上、中学校・高等学校教育職員及び事務職員は、年齢 50 歳以上かつ勤務年数 20 年以上の職員に対し、必要に応じて退職勧奨を行うもので、本制度を利用して退職した教職員数は表 3-1-3 に示すとおりである。

表3-1-3　早期退職優遇制度の利用実績

年度	教育職員			事務職員	
	法学部	経済学部	国際関係学部	法人事務局	大学事務局
平成20（2008）年度	0 名	0 名	1 名	0 名	1 名
平成21（2009）年度	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名
平成22（2010）年度	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名
平成23（2011）年度	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名
平成24（2012）年度	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名

3－1－④　採用人事について

教職員の採用手続きについては、「学校法人九州国際大学職員人事規則」、「学校法人九州国際大学就業規則」、「職員及び嘱託職員任免規程」など関連規程に基づき適正に行っている。

大学教育職員の採用については、「九州国際大学人事委員会規程」に定める人事委員会において、各学部の教員採用人事計画及び全学の教員人事計画について調整を行い、「九州国際大学教員資格審査規程」に基づく審査基準に該当する者につき、公平な手続を経て、採用候補者の所属予定の学部教授会において採用候補者を審査し、学長の具申に基づき理事長が任命している。また、教員数については、大学設置基準第 13 条（専任教員数）に基づき大学全体及び学部別の基準数に応じて管理しているため、教員数は常に基準を満たしており、法令を遵守している。

事務職員の採用については、法人事務局長の具申に基づき理事長が任命しており、専任事務職員の基準数等の定めはなく、教育職員のような定員管理はなされていない。

表3-1-4　専任教職員採用の実績（5月1日現在）

年度	区分	基準数	採用人数	現員数
平成22（2010）年度	教育職員	72 名	4 名	72 名
	事務職員	－	1 名	51 名
平成22（2010）年度	教育職員	72 名	11 名	75 名

	事務職員	－	0 名	50 名
平成 24（2012）年度	教育職員	72 名	6 名	72 名
	事務職員	－	0 名	49 名

注 1：採用人数には、新規採用以外の身分変更による採用も含む。
注 2：教育職員の現員数から特任教員は除く。
注 3：事務職員の現員数から嘱託職員は除く。

また、専任事務職員は、20 歳代から 30 歳代の若手世代が少なく、非常にいびつな年齢構成となっている。本法人を永続的に運営していくためには、年齢構成を是正し、学園の将来を見据えた人事計画が必要であったので、それらの対応として、平成 22（2010）年度に専任事務職員の採用試験を実施した。今後、更に 40 歳から 60 歳の中高年層の世代が増加することから、20 歳から 30 歳の若手世代とのバランスある雇用管理（採用計画）が必要であり、現状の年齢構成は表 3-1-5 に示すとおりとなっている。

表3-1-5　事務職員の年齢構成：2012（平成24）年5月1日現在

	男女別	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代
正職員	男性	0 名	8 名	15 名	10 名	0 名
	女性	0 名	4 名	7 名	5 名	0 名
嘱託	男性	1 名	1 名	0 名	0 名	6 名
	女性	0 名	5 名	3 名	4 名	1 名

注：平成24年度自己評価報告書・データ編『表6-1職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)』より抜粋。

3－1－⑤　教職員の定期健康診断について

本法人に勤務する全職員を対象とした定期健康診断について、労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づき、毎年 5 月から 6 月にかけて実施しており、その実施方法は、集団検診を実施する民間の健康センターにその業務を委託している。健康診断における個人情報の取り扱いについては、「学校法人九州国際大学個人情報保護に関する指針」に基づき適正に管理している。個人情報の適正管理のもと、健康診断の受診結果については、産業医からの意見聴取を行い、更にその結果については教職員へフィードバックしている。

平成 22（2010）年度から、健康診断結果の有所見者やその他健康相談を希望する教職員のために、「産業医との健康相談日」を新たに設けて、産業医との面談を実施するなど、教職員の健康維持・増進を支援している。

また、法人が指定する期間中に業務の都合などで定期健康診断を受診できない教職員については、産業医と委託業者との調整を図り、受診期間を延長するなど対応している。
なお、定期健康診断結果については、労働安全衛生規則第 52 条に基づき「定期健康診断結果」を労働基準監督署へ報告しており、受診率等は表 3-1-6 のとおりである。

表3-1-6　定期健康診断受診率等

年度	教育職員			事務職員		
	対象人数	受診人数	受診率	対象人数	受診人数	受診率
平成22（2010）年度	93 名	83 名	89%	90 名	81 名	90%
平成23（2011）年度	89 名	83 名	93%	88 名	80 名	91%
平成24（2012）年度	81 名	72 名	89%	86 名	77 名	90%

注：教育職員・事務職員の対象人数及び受診人数には有期雇用契約者（特任・嘱託・任期付・パートタイマー）の人数を含む。

３－１－⑥　施設設備の管理体制について

施設・設備等の維持・管理に関し資産管理規程を定め、規程に則って法人事務局長を管理責任者とし、法人総務室が全体の維持・管理業務を担っている。また、各会計単位に資産管理主任者を置いて、それぞれに配置されている資産の管理を行っている。責任体制は上述のとおりであるが、実際の運営上では日常的な業務の多くを民間のビル管理会社や警備会社に委託しており、大学の施設・設備等の実質的な維持・管理機能の一部を外部委託業者が担っている。

防火管理に関しては防火管理規程を定めており、法人事務局に設置する防火管理委員会の委員長が防火管理責任者を務める。防火管理委員会には大学からは学生部長、大学防火責任者、副防火責任者が委員となっている。施設・設備の維持・管理に係る管理体制が確立され、管理責任者のもとに、法人総務室、資産管理主任者、外部委託業者等がそれぞれの範囲で施設・設備の維持・管理を行っているなかで、現状においては適正な管理が行われており、体制面に係るような問題は発生していない。日常業務の中で微妙な判断が発生する場合はその都度連絡をとりながら処理しており、管理体制が確立されていると判断される。

また、キャンパス内の建物を含む清掃管理業務、法定点検管理（受変電設備、防災設備、昇降機設備）、保守点検管理（自動ドア、空調・換気設備、ポンプ、放送設備）、環境衛生管理（受水槽清掃、剪定・除草）等を専門業者に委託している。それらは本学に常駐しているビル管理会社とも密接に連携しており、何かあればビル管理会社を通じて法人総務室に報告されるようになっている。そして、毎月1回、法人総務室・ビル管理会社・警備会社による連絡会議を開催しており、綿密な情報交換を行っている。防火管理規程において、防火管理組織、火災予防、自衛消防活動対策、震災対策について詳細に定めており、それに基づいて定期的に消防訓練を実施することとしている。そして、理事長が消防設備等の点検結果を3年に1回所轄の消防署長に報告することを規定し実行している。全学での消防訓練は、消防署協力のもと、数年に1回程度の頻度で実施している。

学生がサークル活動・課外活動等で使用する平野記念館の施設や部室などについては、九州国際大学平野記念館使用規程、九州国際大学アリーナ使用規則、九州国際大学部室等使用規則等において施設・備品等を完全な状態で使用するための使用手続き、遵守事項等を定め、適正な運用と衛生・安全の確保を図っている。

なお、施設等を学外の団体に貸与する場合は、施設の適切な運用が図られるように、九州国際大学施設等の学外貸与に関する規程において遵守事項や使用者の責任範囲を明確にしている。

平成22（2010）年度から平成24（2012）年度の施設整備工事、環境・省エネ対策、法令対応の取り組みは表3-1-7のとおりである。

表3-1-7　施設整備、環境・省エネ対策、法令対応

年度	区分	内容
平成22（2010）年度	1　施設整備工事	①平野記念館体育館アリーナ研磨塗装 ②アクティブ・ラーニング教室タイルカーペット取替 ③野球場合宿棟床修理
	2　環境・省エネ対策	①フラワーポット増設（花いっぱい運動） ②１号館保健室空調機取替
	3　法令対応	①２号館・KIUホール消防設備不具合箇所修理 ②３号館エレベーター部品取替 ③平野記念館消火ポンプフート弁取替
平成23（2011）年度	1　施設整備工事	①学生フリースペース設置 ②スタディスペース設置 ③野球場トイレ改修
	2　環境・省エネ対策	①フラワーポット増設（花いっぱい運動） ②メディアセンター１階　サーバー室空調取替 ③平野校舎 空調機中性能フィルター交換
	3　法令対応	①１号館・KIUホール消火栓改修 ②メディアセンターエレベーターードアコントロールユニット取替
平成24（2012）年度	1　施設整備工事	①多目的グラウンド用地取得 ②メディアセンターシステムカフェ床張替え
	2　環境・省エネ対策	①KIUホール氷蓄熱システム更新 ②１号館冷温水発生機システム更新 ③花植え替え
	3　法令対応	①　消火器取替（平野キャンパス全建物）

３－１の改善・向上方策（将来計画）

課題 A（短期的課題）

（1）事務職員の研修制度について

大学を取り巻く環境の変化とともに解決すべき課題が複雑化する上で、事務職員の果たすべき役割は大変重要となっており、より高いレベルの問題発見・解決能力、企画立案・遂行能力、対人関係調整能力等が求められる。これらの課題に対応するために、事務職員が自己啓発することは当然であるものの、組織としても事務職員の能力向上に取り組むことが非常に重要である。教育職員における研修（職能開発）は、平成 20（2008）年度から FD 活動が義務化されたので、FD 活動として教育改革（教育内容や方法等の改善及び向上）に取り組んでいる。

しかし、事務職員の研修（職能開発）は、外部団体研修を中心としたいわゆる「担当業務に関する基本的な知識修得」という取り組みに止まっているケースが多いので、今後、「学校法人九州国際大学研修実施要綱」に基づき、職場外研修を中心に研修方法等を整理して計画的かつ継続的に取り組み、事務職員の資質・能力向上に努める必要がある。

＜職場外研修の柱＞

研修方法	研修のねらい
職場外研修 〔講演会・グループ討議〕	◆大学の歴史、特色、現状等に関する理解
	◆国の制度・法令改正等に関する理解 （コンプライアンス）
	◆経営・管理運営に関する理解 （マネジメント）
	◆健全で活力のある職場づくり等に関する理解 （メンタルヘルス）
	◆問題解決、部署間の連携・協働等に関する理解 （コミュニケーション）

また、職員の資質・能力向上の重要性を基本的な認識として捉え、学園全体の研修制度のあり方や課題を検討する「委員会」設置についても検討する必要がある。

課題 B（中期的課題）

（1）人事考課制度について

本法人の人事考課制度は、平成 20（2008）年 10 月より、個人の目標を組織の目標と関連づけることで、法人、大学、付属高校、付属中学が掲げるビジョンが学園全体で共通認識され、学園全体の目標から個々人の目標までの連鎖を築くことができるという基本方針のもと、試行的に運用を開始し、平成 21（2009）年 4 月より本格的に実施しているが、（平成 23（2011）年に制度の定着と運用方法の改善のため、「人事考課制度実施要綱見直し検討委員会」において人事考課制度実施要綱の一部改訂を行った。

しかしながら、事務職員については、「目標管理シート」の目標設定のための所属長との

対話（面談）を省略したり、１次考課者から２次考課者に「人事考課シート」の提出が遅れるなど、年間のサイクルがずれ込むため、運用が定着していない点もある。

複雑化、困難化する課題に的確に対応するためには、教職員の士気の向上や組織の活性化を図ることが重要である。今後、考課結果を処遇等（表彰・賞与等）に反映させる仕組みにするためには、制度に対する正しい理解と適正な運用が大前提となる。

まず、運用の定着に向けて、年度途中（5 月・10 月・2 月）に実施状況を厳格に調査（確認）指導するとともに、考課者の教育訓練のための「考課者研修」を計画的に取り組む必要がある。

（２）施設整備及び管理体制の充実について

①施設整備について

建物関係では、1号館が築24年経過しているので、省エネに配慮した老朽化対策を早急に検討する必要がある。教室関係では、2号館・3号館のほぼ全教室にパソコン・プロジェクター・マイク・DVDプレーヤー等の教育用機材を備えているが、経年劣化している機材もあるため、授業運営に支障を来たすことがないよう段階的にリニューアルする必要がある。また、体育施設関係では、サークル学生や一般学生の利用頻度が高いトレーニングルームの機器について、年1回保守点検を実施しているが、不具合のある機器は、事故防止の観点から随時更新していく。

②管理体制の充実について

施設・設備等の衛生・安全を確保するため、専門業者に業務を委託し、常に安全、良好、快適な状態で使用に供することができるようにシステムが整備されているものの、キャンパス全体がフラットに近い立地であるのに加えて、「地域貢献・地域に開かれたキャンパス」を基本理念にしていることから、フェンス等がなく、管理体制が不十分な面もある。よって、管理体制（防火・防犯対策）の充実のため、24 時間の警備員配置や設備の改修等について検討する必要がある。

3-2　法人財務室

3-2-①　収入と支出のバランス

平成 23（2011）年度の本法人の帰属収支差額は 1 億 1188 万円の支出超過であった。帰属収入合計は、38 億 2234 万円でその内 23 億 6897 万円が学生生徒等納付金で収入合計の 62%を占めている。大学の在籍者数は 2,216 名（平成 23 年 5 月 1 日）で定員充足率 86.7%である。

定員未充足による学費収入の減少が帰属収入の不足となっている。法人の財務状況を改善させるためには、定員の充足による収入増が緊急の課題である。一方、消費支出の合計は、39 億 4123 万円でその内 23 億 7350 万円が人件費で人件費比率は 62.1%である。さらに、教育研究経費は 11 億 3211 万円で教育研究経費比率は 29.6%であり、医歯系法人を除く全国平均 30.9%（「今日の私学財政平成 23 年度版」であり、研究経費は確保されている。管理経費の経費削減に努め、さらなる教育研究経費の確保に努めるものである。教育研究目的を達成するための必要な経費は確保されているが、今後、学生確保に努め収入と支出の均衡を図らなければならない。

3-2-②　会計処理

本学園の予算編成は、予算編成方針を作成し、理事会に報告を行う。その予算編成方針に基づき、「予算編成説明会」を経て、各予算管理部署の責任者が「当初予算算定基礎資料」を作成し、法人財務室に提出し、予算概算要求を行う。予算編成方針に基づき、ヒアリングを実施し、予算を編成する。編成後、役員に説明を行い、予算案として、「法人運営会議」、「評議員会」に諮問し、「理事会」で決定する。

会計処理は、法人財務室が学校法人会計基準に従い、本学の会計規定、資産管理規定に基づき適切に処理されている。予算執行では、事務処理のシステムが構築されており、各予算管理部署からデータ入力後、入金・出金伝票をもって予算執行の可否が決定される。

なお、期中に予期せぬ支出が生じた場合においては、予備費あるいは補正予算を編成して対応している。

3-2-③　会計監査

平成 23（2011）年度は、「あゆみ監査法人」と監査契約を締結し、会計監査人による年間 36 日の監査が実施された。決算においては、「私立学校振興助成法第 14 条第 3 項」に基づき、計算書類等の監査を受けている。結果は、監査報告書に監査意見として、学校法人会計基準に準拠して、経営の状況及び財政状態のすべての重要な点において適性に表示しているものと認められている。さらに 2 名の監事による監査は、寄付行為に基づき、財務状況、法人の業務状況及び理事の執行状況について実施され、「監事監査報告書」により適正と認められている。

3-2-④　情報公開

私立学校法第 47 条に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書などの財務情報を本学のホームページ上で公開している。さらに、学校法人九州国

際大学学園広報誌「キュウトビ」に決算状況に各種解説を添え、掲載している。
また、「学法人九州国際大学財務情報公開規程」に基づき、本学園の利害関係者からの閲覧に供するための体制を構築している。

３-２-⑤　外部資金の獲得

平成 23（2011）年度の主要な外部資金は、補助金収入である。総額 9 億 5695 万円が交付されている。大学では、私立大学経常費補助金が 2 億 5008 万円、大学改革推進等補助金 2748 万円が交付されている。科学研究費補助金は、6 件が採択され 510 万円が交付されている。今後、寄付金の獲得に向けて制度設計を行い実施していく考えである。

３－２の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

次年度繰越支払資金を確保する

平成 19（2007）年度の有価証券を含める次年度繰越支払資金は、28 億 6937 万円であったが、平成 22（2010）年度には 25 億 9810 万円と 2 億 7127 万円減少しているが、平成 23（2011）年度は、25 億 5600 万円となり、その減少に歯止めがかかったと考えられる。今後、平成 23 年度の収支構造を維持することで、次年度繰越支払資金の確保を目指すものである。

課題Ｂ（中期的課題）

帰属収支差額を収入超過とする

平成 23(2011)年度の帰属収支差額は 1 億 1188 万円の支出超過であったが、平成 22(2010)年度と比較すると超過額は 3 億 5900 万円減少した。主な要因として、収入においては、高校の入学者増によるものである。平成 24（2012）年度予算では、平成 23（2011）年度の収支構造を死守し、予算編成を行っており、帰属収支差額は、2 億 2900 万円となった。今後、予算管理を厳格化し、平成 24（2012）年度の帰属収支差額の均衡を目指すものである。

３－３　法人経営企画室

３－３－①　現状

私学を取り巻く環境が大きく変化する中で、本格的に経営戦略が求められる時代が到来している。不透明な時代だからこそ、経営者は法人の中長期的な展望を見据え、長期計画を策定することが重要となる。計画は策定して終わりではなく、PDCA サイクルを実践して、経営のスピードアップを図り、改革を推進することが求められる。

こうした状況の中、本法人は平成 20（2008）年度に日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センターの経営相談を受診する機会を得た。この機会を最大限に活用し、学校法人九州国際大学の経営の健全化を目指した中期経営計画を下記のとおり策定し、法人全体としての改革は道半ばである。

３－３－②　学校法人九州国際大学の教育・経営ビジョン

学校法人九州国際大学の設置する学校に学ぶものは、「地域社会をリードする人材として自らの力で考えることのできる生徒・学生を育てる」という教育目標のもとで生き生きと学園生活がおくれ、本法人で働くものは、生徒・学生との絆により教育力の向上や組織の活性化を目指し、職員一人ひとりが資質の向上を目指したチャレンジ精神のもと、生きがいのある職場づくりへ取り組むことにより「自主自立した経営実践ができる学校法人」となることに取り組む。この取組により、学校法人九州国際大学としての元来具えていた組織風土を再び蘇らせる。

『塾的精神によって、互いに切磋琢磨して精神を鍛え、
社会に貢献できる人材を育てる』

３－３－③　中期経営計画立案の背景と目的

１．私立学校を取り巻く環境の変化

学校法人九州国際大学の創立は昭和 22（1947）年であるが、その起源は、『九州法学校』が開設された昭和 5（1930）年にまでさかのぼることができる。学園の起源の時代から受け継がれてきた“北九州地域の文化向上を目的とし、塾的精神により知識を授けるとともに誠実有為なる人材を養成する”という建学の精神は今日まで脈々と受け継がれてきている。

本法人は、今日の私立学校を取り巻く環境がますます厳しいものへと変化している状況の中で、地域に立脚し地域に有為なる教育機関として、今一度教育と経営を継続していくための力強さを身に付けていかなければならない。

２．中期経営計画策定の目的

本法人で働く職員全員が前述の教育・経営ビジョンの実現を目指して、各学校、各部署、各人として具体的に実践活動を実施するための指針として「学校法人九州国際大学中期経営計画（平成 20～24 年度の 5 ヵ年間）を策定する。

中期経営計画の中核は「学校法人九州国際大学経営改善計画」であり、その根幹の行動

計画を表すものが「九州国際大学中期実行計画」、「付属高等学校統合方針」、「付属中学校教育改革プラン」である。

3－3－④　自己評価

（大学）

これまでに幾度かの教育改革を掲げてきたものの、学生と教育職員の意識のズレは、端的には旧態依然としたマスプロ講義への学生の不評という形で現れており、「教育内容面での需要・供給のミスマッチ」と表現することが相応しく、従来の強みは現時点では本学最大の弱点となってしまっている。

研究面においては、各学部の論集、社会文化研究所紀要および教養研究という研究成果報告書を有しているが、研究面に関する業績が一部の教育職員を除き少ない状況である。審査付論文や研究成果による地域への具体的な貢献が評価された実績は非常に少ないため、地域における研究面における認知度は低い状況である。

志願者や入学者の増加を目的に、現在学生の質を客観的に分析した授業方法、カリキュラム体系などを高校生に分かりやすい募集戦略とマッチした改革を行わなければならない状況である。

3－3－⑤　自己評価の理由

学校法人全体として、内部的な活動や意識が強く、その影響が教職員ともに若手が育たない年功序列的な制度の改革が遅々として進まない状況となっている。

教育というサービスは他のサービスと異なり、「基本的にはリピーターがいない」と理解することができる。長期的な視点に立てば、「子孫へと受け継がれる生涯リピーター」と捉えることもできるが、これは、地域の中における大学の信頼度が十分に浸透し、時代や地域に沿った活動を持続的に実施した結果である。

私学の教育を取り巻く環境はますます厳しくなる中で、本学が保有する人的・物的資源、本学を取り巻く環境、社会の動向などをベースに過去の経験や業界の常識といった既成概念にとらわれることなくあらゆる角度から考えることである。そして、他の私学との差別化や長期的な優位性を自由な発想から得ることである。

そのためには、受験生の動向を知ることであり、社会の動向との狭間で差別化や優位性を確保した社会が求める人材育成の教育戦略を構築することである。

このように、外的環境の変化に対応したフレキシブルな組織体質への改革が遅れていることが大きな要因として考えられる。

3－3の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

教育機関を取り巻く環境はますます厳しいものとなっている状況のかなで、新たに本学へ就任する教職員への採用研修を実施する。この機会を活用し、本学の置かれた環境や本学の制度ならびにこれまでの経緯と今後の計画を説明することにより、早期に本学の環境に適応していただくとともに、業務の中で能力を最大限に発揮していただく環境を構築し

ていかなければならない。

課題Ｂ（中期的課題）

教育職員については、一律的な待遇・制度を変革して、多様な人材構成によって教育研究活動を活発化することが必要である。また、授業コマ数や各種委員会委員などを全専任教育職員が一律平等に負担する制度についても見直していく必要がある。

また、事務職員については、従来の年功型を改め、職位職階制をベースに組み立てると同時に、職位職階制導入の当然の帰結として求められる人事評価制度を構築し、給与体系も職位職階制に合致した体系に改める。これらの施策は一足飛びに実施出来ないため、段階を踏んで積み上げていく必要がある。特に事務職員の生徒・学生への教育的なかかわりの面に関しては、近年の大学行政・アドミニストレーター分野においても研究が進められているとおり、教職員や学生との相互のかかわりの中で事務職員も多くのことを学ぶことができ、その結果学生の成長を助けるということが検証されつつある。

教職員の能力開発には研修やローテーションも不可欠である。研修では本法人の教職員として備えるべき資質の習得を目的とするが、特に「学校経営に関する勉強会」を定期的に開催し、各教職員がクラスの担任、サークルの顧問、特定分野の研究の専門家的意識を改め、組織の一員として法人・学校経営を念頭に置いて各業務にあたることが可能となる組織風土を構築していかなければならない。

＜４＞　自己点検・評価

４−１　自己点検・評価の適切性

４−１−①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学は、「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有益ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神とし、その建学の精神に基づき、九州国際大学学則第１条第１項においては「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸張と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、経営学、国際関係学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」と明確に本学教育の基本理念、使命・目的を定めている。

上記の使命・目的を達成するために、本学は、第一に、本学の使命・目的及び教育目的については、２つの大学院研究科と３つの学部の「３つの方針」、すなわち、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーにおいて具体化・明確化している。第二に、それらをさらに具体化すべく、本学は中期計画を作成し、現在は平成 23（2011）年度からの「第二期中期計画」に基づいて、継続的な大学改革と教育改革を実施している。第三に、それらを担保するために、本学は自己点検・評価を全学で定期的に実施し、『九州国際大学自己点検・評価報告書』を作成し、公表してきた。

また、平成 24（2012）年２月 29 日の平成 23（2011）年度第１回自己評価検討委員会では、次回の大学認証評価については、日本高等教育評価機構に申請することが承認された。それに伴って、平成 24（2012）年 10 月 17 日の第３回自己点検・評価運営委員会では、日本高等教育評価機構の第２サイクルの新基準にある大学の独自に定める基準については、本学の建学の精神、基本理念、大学の使命・目的に従って、基準Ａ地域社会貢献、基準Ｂ国際交流とすることが承認された。

◇エビデンス集　資料編
【資料 4-1-1】九州国際大学学則
【資料 4-1-2】学校法人九州国際大学組織規定
【資料 4-1-3】九州国際大学自己点検・評価運営委員会規程
【資料 4-1-4】九州国際大学外部評価委員会規程
【資料 4-1-5】（廃止）九州国際大学自己評価検討委員会規程

４−１−②　自己点検・評価体制の適切性

本学では、学校教育法第 109 条に基づき、大学学則第２条において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う」ことを定め、そのために平成４（1992）年６月に「九州国際大学自己評価検討委員会規程」を制定した。

「自己評価検討委員会」は、学長が委員長となり、副学長、各研究科長（法学研究科長・企業政策研究科長）、各学部長（法学部長、経済学部長、国際関係学部長）、別科長、国際センター長、社会文化研究所長、エクステンションセンター長、図書館長、教育情報ネッ

トワークセンター長、4 部長（入試･広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長）および大学事務局長というすべての大学役職者で構成され、委員会の事務局は大学総務室が担当している。全学的な点検・評価を統括する担当の副学長を配置している。また点検・評価作業の実施にあたっては、すべての事務部局の参画が不可欠であるので、法人事務局を含む事務部局の全ての室長も出席する拡大自己評価検討委員会を開催してきた。

なお、平成 24（2012）年 4 月に、自己点検・評価に関する規程と名称が変更され、これまでの「自己評価検討委員会」は「自己点検・評価運営委員会」となり、前組織同様に、学長が委員長となり、副学長、各研究科長（法学研究科長・企業政策研究科長)、各学部長（法学部長、経済学部長、国際関係学部長)、国際センター長、エクステンションセンター長、図書館長、社会文化研究所長、教育情報ネットワークセンター長、4 部長（入試･広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長）および法人事務局長、大学事務局長というすべての主要な役職者で構成され、委員会の事務局は大学総務室が担当している。また、同時に、新しく「九州国際大学外部評価委員会」の規程も加えられ、体制の整備が進められた。

平成 24（2012）年 2 月 29 日の平成 23（2011）年度第 1 回自己評価検討委員会では、次回の大学認証評価については、日本高等教育評価機構に申請することが承認された。それに伴って、平成 24（2012）年 10 月 17 日の第 3 回自己点検・評価運営委員会では、第一に、日本高等教育評価機構の第２サイクルの新基準に従って、大学の独自に定める基準については、基準Ａ地域社会貢献、基準Ｂ国際交流とすること、第二に、体制強化のため「大学評価室」の設置が承認された。そして、平成 24（2012）年 11 月には、大学事務局に「大学評価室」が設置され、組織体制が一段と強化された。

◇エビデンス集　資料編
【資料 4-1-6】九州国際大学学則
【資料 4-1-7】 学校法人九州国際大学組織規定
【資料 4-1-8】 九州国際大学自己点検・評価運営委員会規程
【資料 4-1-9】 九州国際大学外部評価委員会規程
【資料 4-1-10】（廃止）九州国際大学自己評価検討委員会規程

４－１－③　自己点検・評価の周期等の適切性

本学は自己点検・評価を、平成 18（2006）年度以来、継続的に実施している。平成 18（2006）年度の点検・評価結果をまとめた『平成 18 年度（2006 年度）自己点検・評価報告書』に基づき、平成 19（2007）年度に大学基準協会の認証評価を受審した。
引き続き、平成 20（2008）年度、平成 21（2009）年度、平成 22（2010）年度においても自己点検・評価を実施し、それぞれ『九州国際大学自己点検・評価報告書』としてまとめ、PDF ファイルにて全文をホームページで公開することで社会に対する説明責任を果たしている。

なお、平成 19（2007）年度の大学基準協会の認証評価受審結果（保留）についても、指摘を受けた改善点について積極的に対応し、平成 22（2010）年度には、大学基準協会の再評価において「適合」認定を受けた。

◇エビデンス集　資料編
【資料 4-1-11】『平成 20 年度（2008 年度）九州国際大学自己点検・評価報告書』
2009 年 2 月
【資料 4-1-12】『平成 21 年度（2009 年度）九州国際大学自己点検・評価報告書』
2010 年 3 月
【資料 4-1-13】『平成 22 年度（2010 年度）九州国際大学自己点検・評価報告書』
2012 年 3 月
（ホームページにおいて公表）

４－１の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）
次回は、全体が日本高等教育評価機構の基準に沿った平成 25（2013）年度の『九州国際大学自己点検・評価報告書』を作成し、まとめること。

課題Ｂ（中期的課題）
定期的な自己点検・評価がより確実に実施するように、組織や規程を現実にあったものに改定していくこと。

４－２　自己点検・評価の誠実性

４－２－①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
本学のこれまでの自己点検・評価活動においては、大学基準協会の評価基準及び評価項目を参考に自己点検・評価を行った。ただし、今回の報告書の一部については、日本高等教育評価機構の新しい基準（基準１、基準４、大学の独自基準の３つ）を参考に自己点検・評価を行った。この際、根拠資料に基づいた自己点検・評価を重視し、報告書の記述を心がけた。
報告書の基本的な作成は、各研究科長、各学部長、各種委員長及び事務部長がそれぞれのデータとエビデンスを基礎に執筆し、認証評価担当の副学長と大学事務局に設置された「大学評価室」によってデータとエビデンスを確認しながら取りまとめられ、最終的には「自己点検・評価運営委員会」に提出され、全体的・総合的に検討・確認した後に、印刷・発行、公表となる。
以上のように、本学では、自己点検・評価活動においては、点検・評価の対象、主体、手続きにおいて、データとエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施している。

４－２－②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
自己点検・評価活動に限らず、現状分析のための必要な調査とデータ収集及びその分析は、教務、FD、入試・広報、学生支援、キャリア支援、財務等、様々な業務を担当する各

委員会や事務局の各部署がそれぞれ必要に応じて実施している。

具体的には、本学のアドミッションポリシーに相応しい入学生の受け入れ状況や志願状況、選抜方法、新入生へのアンケート等は入試・広報室と入試・広報委員会が中心となりデータを収集し、調査・分析して、教授会等へ報告している。FD 委員会と学務事務室においては、半期毎に学生に対して「授業アンケート」を実施し、そのアンケート結果と分析結果を各担当教員に通知しているばかりか、各教授会においてはすべての教員のアンケート結果と分析結果についても公表している。学生支援においては、カウンセラーによる学生相談の利用状況や相談内容等は定期的に報告書が作成され、保健室の利用状況等については保健委員会において報告があり、その後、各教授会にも報告されている。毎年の卒業生の進路決定状況等についてもキャリア支援室と就職対策委員会においてデータの収集と調査・分析がなされ、各教授会に定期的に報告されている。

４−２−③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学は、平成 18（2006）年度において『九州国際大学自己点検・評価報告書』を作成し、平成 19（2007）年度において大学基準協会の認証評価を受審した。それ以後、本学は、「第一期中期計画」（平成 20-22 年度)、「第二期中期計画」（平成 23-27 年度）を策定し、定期的に、教育及び研究、地域社会貢献及び国際交流、組織及び運営、施設及び設備の状況等の自己点検・評価活動を行い、教育改革及び大学改革に取り組み、社会に対する大学の「質の保証」を確保するために、積極的に広く社会に情報公開を推進している。上記の本学の教育及び研究、地域社会貢献及び国際交流、組織及び財務・運営、施設及び設備の状況等の基本的情報は、大学のホームページにおいてすべて公開されている。

また、本学のこれまでの『九州国際大学自己点検・評価報告書』も大学のホームページにおいて公表されている。

以上のように、本学においては、自己点検・評価の結果に関する学内共有と社会への公表は適切に実施されている。

◇エビデンス集　資料編

【資料 4-2-1】『平成 20 年度（2008 年度）九州国際大学自己点検・評価報告書』
2009 年 2 月

【資料 4-2-2】『平成 21 年度（2009 年度）九州国際大学自己点検・評価報告書』
2010 年 3 月

【資料 4-2-3】『平成 22 年度（2010 年度）九州国際大学自己点検・評価報告書』
2012 年 3 月

【資料 4-2-4】「第一期中期計画」（平成 20-22 年度）

【資料 4-2-5】「第二期中期計画」（平成 23-27 年度）
（ホームページにおいて公表）

４−２の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

（1）毎年の自己点検・評価のためのエビデンスは日常的に「大学評価室」に集中し、またそのためのエビデンス等を特にホームページにおいて可能な限り掲載すること。
（2）新しく設置した「九州国際大学外部評価委員会」の人選を実行し、実質的に機能する委員会にすること。

課題Ｂ（中期的課題）

引き続き、大学の研究・教育、地域社会貢献、国際交流等、大学の基本的な情報の公開性を高め、より分かりやすいホームページを作成していくこと。

４−３　自己点検・評価の有効性

４−３−①　自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学は、平成 18（2006）年度において『九州国際大学自己点検・評価報告書』を作成し、平成 19（2007）年度において大学基準協会の認証評価を受審した。それ以後、本学は、「第一期中期計画」（平成 20～22 年度）、「第二期中期計画」（平成 23～27 年度）を策定し、定期的に自己点検・評価活動を実施するとともに、その自己点検・評価の結果の活用のためのＰＤＣＡサイクルの仕組みを確立させ、本学の教育改革と大学改革を実行してきた。

その結果、本学の自己点検・評価は、ルーティン化した活動となっており、システムとして定着している。組織レベルでの取り組みはこれまで作成し、公表してきた『九州国際大学自己点検・評価報告書』としてとりまとめている。教員の個人レベルの自己点検・評価は、人事考課制度のなかで教育、研究、社会貢献、管理運営の項目について行い、報告書とともに、その結果を提出するように義務づけているほか、授業科目ごとの点検・評価を行う仕組みを「教育報告書」の作成･提出という形で確立している。教育研究活動のデータベース化の推進については、個人調書という形でとりまとめているほか、研究活動の補助金などの受給状況などはデータベース化して大学のホームページにおいて公開している。

次の図４−３は、本学の自己点検・評価と中期計画における改善・改革のシステムを示したものである。

図 4-3-1　自己点検・評価と中期計画における改善・改革のシステム

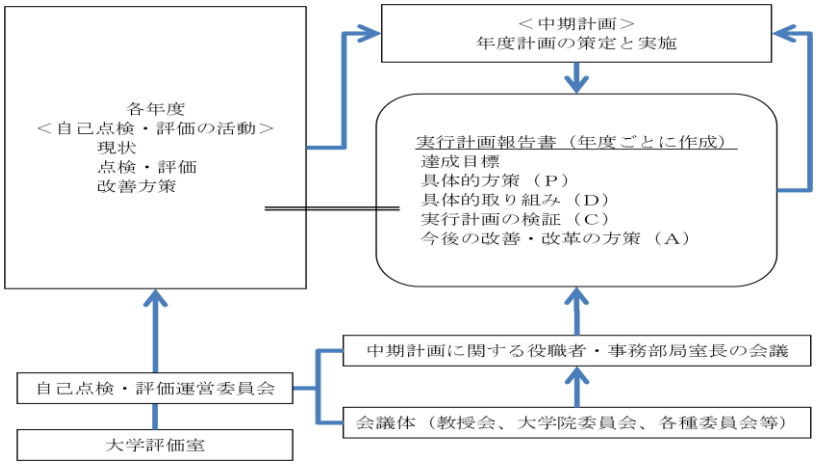

４－３の改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

より確実で効率的な自己点検・評価の PDCA サイクルが実施されるように、「大学評価室」と「自己点検・評価運営委員会」の連携を深める。

課題Ｂ（中期的課題）

本学の「第二期中期計画」（平成 23～27 年度）に基づいたより確実な自己点検・評価の PDCA サイクルの実施がなされること。その自己点検・評価に基づき、次回の「第三期中期計画」が策定されるようにする。

Ⅳ．大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準Ａ　地域社会貢献

Ａ－１－①　建学の精神、大学の使命・目的に基づく地域社会貢献

本学は、「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有益ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神とし、その建学の精神に基づき、九州国際大学学則第 1 条第 1 項においては「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸張と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、経営学、国際関係学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」と明確に本学教育の基本理念、使命・目的を定めている。

また、本学は平成 20（2008）年に「学校法人九州国際大学行動規範」を定めたが、第 34 条においては「私たちは、常に地域社会への貢献や連携を考え、開かれた学校づくりを行っていきます」、第 35 条においては「私たちは、教育及び研究の成果を積極的に社会に還元します」、第 36 条においては「私たちは、公職への協力を積極的に行い、専門的知見を社会に活用します」として、地域社会への貢献や研究教育成果の社会への還元について明確に規定している。

さらに、本学は、前の大学の個性・特色のところでも明らかにしたように、本学の研究教育を通じて地域社会にとって有益な人材を育成すると同時に、研究教育を通じた大学の地域社会貢献を重要視してきた。

各部局においても独自に地域社会貢献あるいは地域連携に関する方針を定めており、具体的には、社会文化研究所は「九州国際大学社会文化研究所規程」の第 1 条において「社会・文化に関する調査、研究及び国の内外における学問的奉仕事業を行い、もって社会の文化の発展に寄与することを目的とする」と規定している。

このように、法人全体の行動規範である「学校法人九州国際大学行動規範」や大学の附属機関である「九州国際大学社会文化研究所規程」の中に、地域社会への貢献と連携、研究･教育成果の社会への還元､政策形成への積極的協力等について明確に定められており、社会との連携・協力が法人全体、大学全体の基本方針として共有されている。

◇エビデンス集　資料編
【資料 A-1-1】「学校法人九州国際大学行動規範」
【資料 A-1-2】「九州国際大学学則」
【資料 A-1-3】「九州国際大学社会文化研究所規程」

Ａ－１－②　地域社会貢献活動の具体性

（１）北九州市年長者大学校穴生学舎との共催によるシニアカレッジ

北九州市と連携して教員が研究成果を市民に提供している。北九州市には生涯教育事業の一環として二つの年長者大学校（穴生学舎、周望学舎）があるが、その「アジアを学ぶ

コース」と「国際情報コース」にそれぞれ毎年多数の講師を派遣している。

特に、北九州市年長者大学校穴生学舎においては、平成 14（2002）年度より連携が強化され、平成 17（2005）年度からは本学と共催として、毎年 2・3 月に市民向けの連続講座を開催するようになった。毎年、本学を会場にして、多数の市民の参加がある。

平成 23（2011）年度に開催されたシニアカレッジにおいては、「グローバル化する世界とその功罪---震災後の私たちの生活を考える」という全体テーマで、次の日程、各講演テーマ、講師によって実施された。なお、市民の参加は、52 人であった。

表 A-1-1　平成 23（2011）年度シニアカレッジ

日　程	講演内容	講　師
2 月 8 日	公共性と『私』の間 ～原発問題をふまえて～	国際関係学部 准教授　松井貴英
2 月 10 日	東日本大震災と沖縄	経済学部 准教授　三苫利幸
2 月 15 日	寄付・募金とボランティア ～緊急支援から生活復興まで～	国際関係学部 助教　藤井大輔
2 月 17 日	福島原発事故と「原発安全神話」の崩壊 ～原発産業のカネとヒト～	国際関係学部 教授　中野洋一
2 月 22 日	大転換を読む	経済学部 教授　宮崎 昭
2 月 24 日	リスク社会と安全・安心の裏側 ～東日本大震災から学ぶこと～	法学部 教授　山本啓一
2 月 29 日	自然の大震災に対する中国人の受け止め方	国際関係学部 教授　山下睦男
3 月 7 日	インドネシアと日本の関係をみつめて ～トコ・ジュパン（現地の日本人商店） の時代から現在まで～	国際関係学部 准教授　大形里美
3 月 9 日	グローバル化とインド	国際関係学部 助教　樋口里華
3 月 14 日	北朝鮮新体制と南北関係の今後	国際関係学部 教授　森脇喜一

また、平成 24（2012）年度においては、「グローバル化する世界を考える」という全体テーマで、次の日程、各講演テーマ、講師によって実施された。なお、市民の参加は、44 人（延べ 387 人）であった。

表A-1-2　平成24（2012）年度シニアカレッジ

日　程	講演内容	講　師
2 月 20 日	グローバル化する世界を「考える」ために　～私たちの選択～	国際関係学部 助教　藤井大輔

2月22日	これからの世界の捉え方 ～哲学・思想の観点から～	国際関係学部 准教授　松井貴英
2月27日	韓国大統領選挙における韓国社会の変化	国際関係学部 教授　森脇喜一
3月2日	日本におけるエネルギー政策と原子力行政	国際関係学部 教授　中野洋一
3月6日	CSRからCGRへ　～企業の地球的責任を考える～	経済学部 教授　宮崎　昭
3月8日	米国大統領選挙後の米国の動向	国際関係学部 教授　加藤和英
3月13日	「衣」と「食」から考えるグローバリズムの起源	経済学部 准教授　宇都宮浩司
3月15日	グローバリゼーションと観光現象	国際関係学部 准教授　崔　錦珍
3月22日	グローバル化時代のインドの選択 ～真の大国になるために～	国際関係学部 助教　樋口里華
3月27日	異文化理解はどこまで可能か ～日本企業の国際化とグローバル化～	国際関係学部 助教　能間寛子

（2）公開講座およびシンポジウム

平成23（2011）年度に開催されたものは、次のとおりである。

①公開講座「環境未来都市のまちづくり」

本学の研究教育の成果を広く地域社会に還元する研究機関として「社会文化研究所」が存在するが、市民向けに公開講座を開催している。平成23（2011）年度においては、「環境未来都市のまちづくり」という全体テーマで、次の日程、各講演テーマ、講師によって実施された。

表A-1-3　公開講座概要

日　程	講演内容	講　師
11月19日	北九州市と環境	九州国際大学 客員教授　岡本久人
11月26日	人口オーナス社会と地域設計	九州職業能力開発大学校 教授　岩下陽市
12月3日	低炭素社会と「ストック型社会」	九州国際大学 客員教授　岡本久人
12月10日	マーケティングとまちづくり	大学院企業政策研究科長 宮崎　昭
12月17日	環境とまちづくり	情報セキュリティ大学院大学　教授　湯浅墾道

②市民と考える緊急シンポジウム「福島原発事故とこれからの地域のエネルギー」

平成23（2011）年3月11日の東日本大震災と福島原発事故の発生を受けて、同年10月22日に本学を会場に、アジア共生学会と次世代システム研究会共同開催、九州国際大学社会文化研究所共同研究費助成による「市民と考える緊急シンポジウム　福島原発事故とこれからの地域のエネルギー」が開催された。なお、アジア共生学会も次世代システム研究会もともに本学の教員を中心に設立された学会、研究会であり、前者は平成16（2004）年度より、後者は平成15（2003）年度より本格的な研究活動・地域社会貢献活動を開始した。講演テーマと講師は、次のとおりである。

「原発の『安全神話』の崩壊----原発産業のカネとヒト」

アジア共生学会会長　国際関係学部教授　中野洋一

「ストック型社会への転換と日本の国民性」

次世代システム研究所所長　九州国際大学客員教授　岡本久人

③国際シンポジウム「アジアの共生を考える　多民族共生社会の視点から」

平成23（2011）年11月5日には、アジア共生学会主催、翼の会（北九州市役所職員で構成する国際交流団体)、NPO法人市民塾21の共催、北九州市の後援、国際交流基金・知的交流会議助成事業として、本学を会場に、国際シンポジウム「アジアの共生を考える　多民族共生社会の視点から」が開催された。講演テーマと講師は、次のとおりである。

「現代の世界と民族問題----民族とは何か」

アジア共生学会会長　国際関係学部教授　中野洋一

「アジア共生と尖閣諸島問題----復活した『大中華』と苦悩する『小日本』」

北九州市立大学大学院教授　横山宏章

「韓国ガリボンの朝鮮族集団居住空間に関する一考察」

熊本学園大学教授　申　明直

「平和維持と繁栄に向かうスリランカ」

スリランカ　Nandasiri Wanninayaka

「維持・共存と生存のルーツ」

インド　Ashok K. Chawla

④日韓・国際シンポジウム「玄海圏における地域連携のあり方----特に環境問題解決の視点から」

平成 23（2011）年 10 月 8 日に、本学を会場に、本学の友好協定大学である韓国・東亜大学校と九州国際大学大学院企業政策研究科の共催で日韓・国際シンポジウム「玄海圏における地域連携のあり方----特に環境問題解決の視点から」が実施された。講演テーマと講師は、次のとおりである。

「釜山市における環境政策」

元釜山市議会副議長　姜　柱萬

「釜山・北九州の環境産業の現状と競争力----両地域における環境産業の構築に向けて」

東亜大学校教授　鄭　亮一

「北九州エコタウンができるまで」
　戸畑共同火力株式会社　代表取締常務　川崎順一
「九州北部地域における産業クラスター形成の可能性」
　企業政策研究科特任教授　斎藤禎之
「北九州における環境産業の形成について」
　企業政策研究科教授　野村政修

⑤国際関係学部第１回観光ビジネスコース開設記念シンポジウム「いま、観光ができること」

平成 23（2011）年 5 月 25 日に、本学を会場に、国際関係学部主催で国際関係学部に同年 4 月に観光ビジネスコースが新設されたことを記念するシンポジウムが「いま、観光ができること」という全体テーマで開催された。講演テーマと講師は、次のとおりである。
「観光が社会を変える」
　立教大学大学院観光学研究科委員長・同大学観光学部長　村上和夫教授
「国際関係からみた観光復興への道筋」
　九州国際大学副学長　国際関係学部長　加藤和英
「国内観光の最前線　現状報告と新しい旅のあり方」
　国際関係学部教授　福島規子
「『環境』を核とした持続可能な観光への挑戦」
　北九州市産業経済局観光部環境観光担当課長　上田ゆかり

⑥国際関係学部第２回観光シンポジウム「観光がつなぐ、対人力」

平成 23（2011）年 10 月 26 日に、本学を会場に、国際関係学部主催で国際関係学部に同年 4 月に観光ビジネスコースが新設されたことを記念する第 2 回シンポジウムが「観光がつなぐ、対人力」という全体テーマで開催された。講演テーマと講師は、次のとおりである。
「台湾の観光振興とホスピタリティ教育」
　台湾 国立高雄餐旅大学　餐旅学院長・応用日本語学科長　黄　招憲

このシンポジウムでは、黄教授の基調講演後、加藤和英国際関係学部長・教授、福島則子同学部教授、野口春生同学部客員教授、上野博美同学部客員教授がパネリストとして参加し、議論を展開した。

平成24（2012）年度に開催されたものは、次のとおりである。
①公開講座北九州市民カレッジ「なるほど！わかる法律（超入門編）」

平成 24（2012）年度においては、本学を会場に、社会文化研究所主催による「なるほど！わかる法律（超入門編）」という全体テーマで、次の日程、各講演テーマ、講師によって実施された。

表 A-1-4　北九州市民カレッジ 2012

日　程	講義内容	講　師
11 月 10 日	「法」ってなに？	法学部 准教授　吉村真性
11 月 10 日	借金の過払い問題を考える	法学部 助教　菅尾　暁
11 月 10 日	憲法及び行政法の視点から時事問題を考える	法学部 准教授　神山智美
12 月 1 日	領土問題を法的に考える	法学部 准教授　吉村真性 法学部 准教授　竹村仁美
12 月 8 日	中国の裁判はどうなっているのか？	法学部 准教授　吉村真性 法学部 教授　通山昭治 法学部 准教授　鈴木博康
12 月 15 日	刑事裁判とは？	法学部 准教授　吉村真性
12 月 15 日	法学部学生による模擬裁判の市民公開！（模擬裁判）	法学部 吉村ゼミ　ゼミ生

②公開シンポジウム「どうなるこの町・どうするこの町」

平成 24（2012）年 9 月 29 日に、本学を会場に、八幡東アカデミー運営員会主催、九州国際大学次世代システム研究会共催で「どうなるこの町・どうするこの町」と題して、公開シンポジウムが開催された。

③国際関係学部第３回観光シンポジウム「いま、観光ができること」

平成 24（2012）年 10 月 31 日に、本学を会場に、国際関係学部第３回観光シンポジウム「いま、観光ができること」が開催された。講演テーマ、講師、パネリストは次のとおりである。

基調講演「観光の新潮流 - 韓国の視点から-」

漢陽大学校観光学部名誉教授・韓国Slow City本部理事長　孫 大鉉

パネルディスカッション「九州インバウンド戦略」

北九州市産業経済局観光部長　佐々木正明

株式会社 スターフライヤー　代表取締役　高橋　信

国際関係学部准教授　崔　錦珍

④法学部シンポジウム「『裁判の正統性』を巡る刑事司法の実相」

平成 25（2013）年 2 月 8 日に、本学を会場に、法学部シンポジウム「『裁判の正統性』を巡る刑事司法の実相」が開催された。講演テーマ、講師、パネリストは次のとおりである。

第１部：日本の刑事裁判について

「税務と刑事裁判について」

法学部教授　権田 和雄

「被害者参加と刑事手続について」

法学部准教授　吉村 真性

「刑事司法による『真相』解明について」

法学部准教授　鈴木 博康

第２部：アジアの刑事司法の実相

「中国の刑事裁判手続について」

法学部教授　通山 昭治

（３）その他の一般市民向けの講演会

①尾木ママ講演会「若者の危機をどう見るか　～家庭と学校と地域のつながり～」

平成 24（2012）年 1 月 25 日に、本学を会場に、教育評論家の尾木直樹氏（愛称：尾木ママ）を招き、一般市民・学生向けに「若者の危機をどう見るか　～家庭と学校と地域のつながり～」と題して開かれた講演会を開催した。なお、この講演会は、九州国際大学、九州栄養福祉大学、西南女学院大学、西日本工業大学が実施する大学間連携事業の一環として、北九州市の助成金事業として実施された。当日は、約 340 人の一般市民・学生の参加があった。

②国際関係学部国連講演会（国際情勢講演会）

平成 24（2012）年 6 月 20 日、本学を会場に「東日本大震災への世界からの支援と国際協力」と題して、吉井幸夫・外務省国際協力局緊急・人道支援課国際緊急援助官による講演会が開催された。なお、本講演会は、外務省・九州国際大学・福岡大学法学部・（財）西日本文化協会との共催により日本国際連合協会福岡県本部が主催して開催された。

③映画「幸せの経済学」上映会＆トーク in 北九州

平成 24（2012）年 11 月 2 日に、本学を会場に、アジア共生学会主催で、一般市民・学生向けに映画「幸せの経済学」上映会＆トーク in 北九州を開催した。今回の講演と映画会は、北九州市の「人権の約束事「ほっとハート北九州」活動支援事業」として開催された。

最初に、中野洋一アジア共生学会会長・国際関係学部教授による今日のグローバリゼーションと人々の貧富の格差について講演があり、続いて映画「幸せの経済学」上映が上映された。一般市民・学生約 130 人が参加した。なお、平成 24（2012）年 10 月 27 日西日本新聞朝刊に紹介された。

④「日本近代建築の先駆者・辰野金吾と北九州」講演会

平成24（2012）年12月２日に、国指定重要文化財「旧松本家住宅」（戸畑区）を会場に、戸畑区役所主催で、一般市民向けに「日本近代建築の先駆者・辰野金吾と北九州」と題して、清水憲一九州国際大学経済学部教授を講師に講演会が開催された。

⑤アジア理解講座

アジア共生学会では、毎年、一般市民を対象に「アジア理解講座」を開催している。平成24（2012）年度においては、アジア共生学会とNPO法人市民塾21と共催で同年に新設された八幡西図書館にて「シニアのためのアジア理解講座」を開催した。11月17日には「韓流ドラマに見る朝鮮史」というテーマで森脇喜一国際関係学部教授が講演し、12月15日には「知られざる台湾事情」というテーマで青木美樹経済学部教授が講演した。それぞれ一般市民約40人の参加があった。

（４）ボランティア活動防犯パトロールと「地域安全マップづくり」

本学では、平成 22（2009）年 7 月より、九州国際大学周辺並びに八幡東区周辺の暴走行為や少年非行の抑止、災害防止等を目的とした「九州国際大学地域安全パトロール隊」を結成し、活動を開始した。地域の安全・清掃活動等に貢献し、安心に暮らせるまちづくりに寄与するため、教職員とボランティア学生が団結し、地域社会安全の一翼を担うためのボランティア活動である。

本学の継続的な学生と教職員の防犯パトロール活動については、平成 23（2011）年 5 月 25 日に、八幡東警察署 3 階会議室で行われた「第 56 回八幡東防犯協会連合会総会」で防犯功労者等表彰があり、本学 KIU サクラパトロール隊が、八幡東防犯協会連合会会長より防犯功労者対象となり受賞した。また、平成 25（2013）年 3 月 16 日、門司赤煉瓦プレイスにおいて「平成 24 年度北九州市青少年アワード」が開催され、ボランティアを通じた社会貢献活動に対して与えられる「青少年ボランティア奨学金授与式」で本学の 3 人の学生が授与された。

防犯ボランティア団体「KITA MAP」の活動にも本学の学生が参加した。平成 23（2011）年 9 月 13 日に北九州市内の大学、専門学校の学生からなる防犯ボランティア団体「KITA MAP」の発足式が九州国際大学で行われた。参加校は、九州国際大学のほか、北九州市立大学、九州共立大学、九州工業大学、麻生公務員専門学校北九州校などで、本学の法学部山本ゼミでは、数年前より、近隣の小学校を対象に「地域安全マップづくり」を展開している。

なお、平成 24（2012）年 10 月 13 日にアクロス福岡で開催された「平成 24 年度ふくおか共助社会づくり表彰」において、「KITA MAP」の活動に対して「ふくおか共助社会づくり奨励賞」が与えられた。

（５）交通安全運動へのボランティア活動

平成24（2011）年4月6日に、春の交通安全県民運動街頭キャンペーンにボランティア活動として参加した。春の交通安全運動が全国一斉に始まった4月6日午前11時、八幡東区中

央２丁目のレインボープラザに学生部長を始め、教職員と九国大生（10名）が「交通安全県民運動街頭キャンペーン」に参加した。八幡東区中央町商店街一帯を練り歩き、通行車輌や通行人に交通安全啓発物を配りながら、飲酒運転の撲滅と安全運転を呼びかけた。

また、平成24（2011）年5月23日に開催された「自転車安全利用キャンペーン」にもボランティア活動として参加した。ＪＲ八幡駅前広場で行われた「自転車安全利用キャンペーン」に、八幡東警察署、八幡東区交通安全推進協議会、八幡東交通安全協会の方々と一緒に、本学職員と、学生7名が、通勤・通学者に対しリーフレット等の交通安全啓発物を配付し、自転車の安全利用等を呼びかけた。

（６）地域社会の祭りへの協力と参加

平成 24（2012）年度においては、7 月 16 日に開催された北九州市の指定無形民俗文化財である「前田祇園山笠」に本学の学生と教職員数十人が「橘山笠」として正式に参加した。今回の山笠には、本学の法人、大学 OB 会（橘会）、保護者後援会の全面的な支援のもとに参加した。（7 月 17 日の毎日新聞朝刊、西日本新聞朝刊の記事で橘山笠が紹介された。）

写真）平成 24（2012）年 7 月 16 日の「橘山笠」（大学ホームページより）

平成24（2012）年11月2日～4日まで開催された八幡東区の「まつり起業祭八幡」に大学として参加した。11月2日（金）正午より開会式が行われ、その開会式の来賓として、ロンドンオリンピック重量挙げ（105キロ超級）に出場した、九州国際大学職員の太田和臣（おおた　かずおみ）氏が参列し、単独インタビューが行われた。11月3日の午後１時30分から午後３時は、「九州国際大学オンステージ」があり、本学のサークルである、居合＆詩吟、アカペラ、軽音楽の発表が行われた。さらに、ごみのない祭り「まつり起業祭八幡」を目標に、期間中、本学の学生を中心としたボランティア活動隊が、3日間とも午後7時から午後9時まで会場内の清掃活動を行った。

その他に、地域社会の様々な各種の行事にも積極的に学生と教職員が参加した。例えば、平成24（2012）年12月8日午前9時～午後1時まで、八幡東区祇園１丁目公園で行われた、前田まちづくり協議会主催の「ふれあいもちつき大会」に、餅のつき手として学生5名と教職員が参加、平成25（2013）年１月13日午前10時から午後１時まで、八幡東区西本町の西本町児童館で行われた北九州市立西本町児童館主催の「三世代交流餅つき大会」などである。

（７）地方自治体等の政策形成への寄与

北九州市をはじめ福岡県各地方自治体などにおいて多くの教員が各自の専門性を活かし政策形成への地域社会貢献を行っている。

表A-1-5　地方自治体等活動一覧

年度	所属学部	職名	氏名	活動名称・内容
2011	法	教授	大島　俊之	大阪医科大学付属病院性同一性障害性別適合手術適応判定会議
2011	法	教授	櫻井　弘晃	北九州市個人情報保護審査会
2011	法	教授	湯浅　墾道	築上町個人情報保護審査会
2011	法	教授	湯浅　墾道	北九州市文化財保護審議会
2011	法	教授	湯淺　墾道	九州大学情報セキュリティ専門委員会
2011	法	准教授	徳永　達哉	下関市公文書公開審査会
2011	法	准教授	徳永　達哉	春日大野城衛生施設組合個人情報保護審議会
2011	法	准教授	徳永　達哉	大野城市個人情報保護審議会
2011	法	准教授	高木　康衣	水巻町個人情報保護審議会
2011	法	准教授	高木　康衣	北九州市情報公開審査会
2011	法	准教授	高木　康衣	水巻町個人情報保護審議会
2011	法	准教授	竹村　仁美	日本学術会議連携会員
2011	経済	教授	清水　憲一	「九州・山口の近代化産業遺産群」国内比較調査委員会
2011	経済	教授	清水　憲一	山田作兵衛氏の炭鉱の記録画並びに記録文書の保存・活用等検討委員会
2011	経済	教授	野村　政修	北九州市消費生活審議会
2011	経済	准教授	男澤　智治	北九州港長期構想検討委員会
2011	経済	准教授	男澤　智治	福岡地方労働審議会（関門港湾労働部会）
2011	経済	准教授	男澤　智治	伊万里市 浦ノ崎地区開発構想検討委員会
2011	経済	准教授	男澤　智治	平成23年度東アジア複合一貫輸送効率化検討委員会
2011	経済	准教授	齋藤　隆志	社団法人国際経済労働研究所
2011	経済	准教授	齋藤　隆志	中央大学経済研究所客員研究員
2011	経済	准教授	松田　有加	財団法人日本都市センター 都市税財政研究会
2011	経済	准教授	三輪　　仁	古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
2011	経済	准教授	三輪　　仁	姫路市市史編集・現代部会特別執筆委員
2011	経済	准教授	山本　健太	日本留学生試験　試験小委員会
2011	国際関係	教授	加藤　和英	北九州市立図書館協議会
2011	国際関係	教授	中野　洋一	北九州市国民健康保険運営協議会
2011	国際関係	教授	中野　洋一	北九州市奨学資金貸付審議会
2011	国際関係	教授	中野　洋一	北九州市暴力追放推進会議
2011	国際関係	教授	中野　洋一	日本私立大学協会学生生活指導研究会
2011	国際関係	教授	中野　洋一	公益財団法人吉川育英会
2012	法	教授	櫻井　弘晃	北九州市個人情報保護審査会
2012	法	教授	櫻井　弘晃	産業医科大学倫理委員会専門委員会
2012	法	准教授	高木　康衣	北九州市情報公開審査会
2012	法	准教授	竹村　仁美	日本学術会議連携会員
2012	法	准教授	神山　智美	岐阜県木の国・山の国県民会議
2012	法	准教授	吉村　真性	龍谷大学矯正・保護総合センター
2012	経済	教授	青木　美樹	福岡県卸売市場審議会
2012	経済	教授	青木　美樹	福岡県地方港湾審議会
2012	経済	教授	青木　美樹	苅田港長期構想委員会
2012	経済	教授	男澤　智治	福岡地方労働審議会（関門港湾労働部会）
2012	経済	教授	男澤　智治	国際フェリー・RORO輸送による東アジアとの複合一貫輸送の高度化に向けた調査検討委員会
2012	経済	教授	江本　信哉	国際東アジア研究センター
2012	経済	教授	齋藤　貞之	北九州市行財政改革調査会
2012	経済	教授	齋藤　貞之	北九州市都市計画審議会
2012	経済	教授	清水　憲一	山田作兵衛氏の炭鉱の記録画並びに記録文書の保存・活用等検討委員会
2012	経済	教授	清水　憲一	文化審議会（世界文化遺産・無形文化遺産部会）
2012	経済	教授	清水　憲一	「九州・山口の近代化産業遺産群」推薦書作成委員会
2012	経済	教授	清水　憲一	新修・北九州市史編纂会議
2012	経済	教授	清水　憲一	北九州市文化財保護審議会
2012	経済	教授	野村　政修	北九州市消費生活審議会
2012	経済	准教授	三輪　　仁	古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
2012	国際関係	教授	加藤　和英	北九州市立図書館協議会
2012	国際関係	教授	中野　洋一	北九州市国民健康保険運営協議会
2012	国際関係	教授	中野　洋一	北九州市奨学資金貸付審議会
2012	国際関係	教授	中野　洋一	北九州市暴力追放推進会議
2012	国際関係	教授	中野　洋一	日本私立大学協会学生生活指導研究会
2012	国際関係	教授	中野　洋一	公益財団法人吉川育英会

上記の表は、各教員がそれぞれの専門性を活かし、地方自治体等で政策形成のために寄与している具体的な事例である。平成23(2011)年度においては15人の教員、平成24(2012)年度においては14人の教員が各専門員等の活動を通じてそれぞれ地域社会貢献に参加している。

（８）大学施設の地域社会への開放

本学は地域社会と密接不可分の関係にあり、地域の「知」の拠点として重要な役割を果たすと同時に、大学が有する物的資源、校地、校舎、施設も地域社会の重要な資源でもある。平成14（2002）年度より大学の教室や会議室を中心に施設の開放を実施してきた。実際、地域社会貢献の一環として、大学図書館同様に、公的機関、教育機関、民間団体などを対象に大学施設の地域社会への開放を継続的に行っている。その具体的な開放状況は次のとおりである。

平成23（2011）年度の施設の貸出状況は、公的機関が25件、教育機関が10件、民間団体が69件、合計104件であった。平成24（2012）年度の貸出状況は、公的機関が27件、教育機関が13件、民間団体が67件、合計107件であった。

次の図は、平成23（2011）年度と平成24（2012）年度の貸出状況を示したものである。

表A-1-6　大学施設の貸出状況

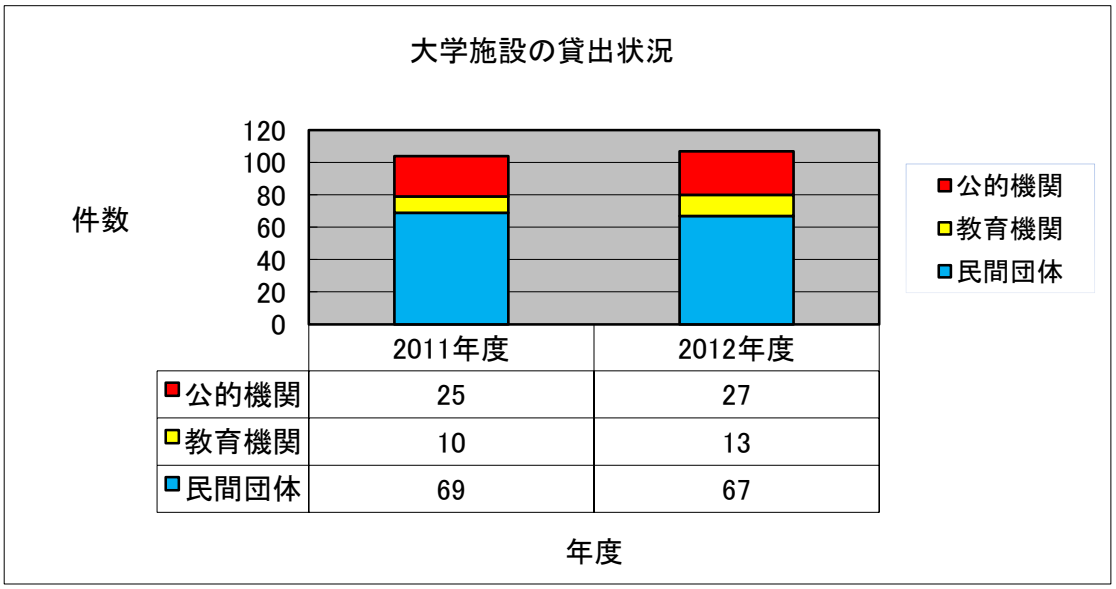

（９）寄付講座

本学では、地域社会貢献において、地域企業との連携を重要視している。本学は、毎年、地域企業に協力をお願いして「寄付講座」を開設している。

平成 23（2011）年度は、以下の日程、講演内容、講師によって実施された。

表 A-1-7　平成 23（2011）年度寄付講座

回数	日　程	講義内容	講　師

第1回	9月29日	経営とは？	戸畑港運輸株式会社 取締役　日向 祥隆 氏
第2回	10月6日	経営者の役割：人財育成の重要性	板井築炉株式会社 代表取締役　板井 一正 氏
第3回	10月13日	マルチアングル思考のすすめ： グローバルな視野を持つために	株式会社安川電機　インバータ事業部 電気駆動システム事業統括部 事業企画・推進チーム 事業推進担当課長　坂本 秀樹 氏
第4回	10月20日	看護管理者としての情報提供： 仕事意欲について	済生会八幡総合病院 看護部長　大下 美智代 氏
第5回	10月27日	コミュニケーションの重要性について	株式会社大庭産業 代表取締役 大庭 秀昭 氏
第6回	11月3日	経営の3元素，人・モノ・カネの大切な絡み合い	株式会社ドーワテクノス 取締役社長　小野 裕和 氏
第7回	11月10日	自分が会社を創る： 創業社長の思い	株式会社コスモホームセキュリティ 代表取締役　杉田 英雄 氏
第8回	11月17日	自分が会社を創る：創業社長の苦闘	BLUEonPINK・ビューティケアシステム代表 北九州市立高等理容美容学校技術講師 後藤 廣一郎 氏
第9回	11月24日	料理店経営者が語る仕事に対する熱意	日本料理 正菴 店主　村山 龍 氏
第10回	12月1日	設計事務所後継者、先人の思いを継ぐ	株式会社豊川設計事務所 専務取締役　豊川智彰 氏
第11回	12月8日	経営にまつわる「カネ」： 日中ビジネス経営者の視点	KENGOO　インベストメンツ&コンサルティング株式会社 常務執行役員　高嶋 正治 氏
第12回	12月15日	街を再開発する意味とは何か： 市街地再開発事業を通して	八幡駅前開発株式会社 代表取締役　井上 龍子 氏
第13回	12月22日	新しい事業を始める：若手経営者の苦闘	佳秀工業株式会社 取締役　寺本 充寛 氏
第14回	1月12日	脳と心と社会性： 物質と精神と文化の境界を探る	TOTO株式会社 総合研究所　小倉研究部 バイオ研究グループ グループリーダー　曽根崎 修司 氏
第15回	1月19日	経営は、人、モノ、カネ、 アタマ、愛、感動	寄付講座コーディネータ 大光炉材株式会社 取締役副社長　小林 仁志 氏

平成 24（2012）年度は、以下の日程、講演内容、講師によって実施された。

表 A-1-7　平成 24（2012）年度寄付講座

回数	日　程	講義内容	講　師
第1回	9月27日	講義ガイダンス	経済学部 助教　小江茂徳
第2回	10月4日	全14回のイントロダクション&仕事をする。給料をもらうことは？	山口建設工業株式会社 総務部次長　阿武 勲　氏
第３回	10月11日	システム開発を通して、開発チームのリーダーシップとプロジェクト・マネジメント	株式会社シスコム　システム開発部門 小関 大介　氏（2012年9月迄）
第4回	10月18日	日本と韓国のリーダーシップの違い。 グローバル人材のための 身につけるべきスキルとは！？	サンエス工業株式会社 営業Gr主任　金 聖雲　氏
第5回	10月25日	現場力が生かされる中小企業。 トップダウンの組織の中で発揮する リーダーシップ	株式会社小玉商店　業務部 長谷川 敦則　氏
第6回	11月1日	あなたのキャリア・パスを明確に！ 就活に向けて､これだけは身につけよう。	北九州市立大学　地域共生教育センター 特任講師　石谷 百合加　氏
第7回	11月8日	愛される公務員を目指して。市民満足のために上司や部下をマネジメントする！	北九州市技術管理室　技術企画課 企画係　濵邉　稔　氏
第8回	11月15日	資生堂におけるリーダーシップ －現場をコントロールするためにはー	資生堂販売株式会社営業統括部 主任　熊谷 徹　氏
第9回	11月22日	中国ビジネス・ネットビジネス、二つの側面から日本社会を振り返り思う事	嘉興南雲商貿易有限公司 海外代表　末永 満秀　氏
第10回	11月29日	ケース・ディスカッション	
第11回	12月6日	交渉力が仕事も組織も変える。 リーダーシップとは何か？ それより必要なものは何？	北九州市役所　建設局用地部用地課 主任　小園 理恵　氏
第12回	12月13日	映像とブライダルからのホスピタリティ・マネジメント。 経営者のリーダーシップとは	株式会社RAID 代表取締役社長　宮原 寿光　氏
第13回	12月20日	感動を作る経営。TOPが考える、 顧客満足と従業員のモチベーション	株式会社ワキノアートファクトリー 代表取締役社長　脇野正裕　氏
第14回	1月17日	人とのつながりを大切に、真心経営	本城斎場 代表取締役社長　福田 学　氏

第15回	1月24日	全15回を通しての『リーダーシップ』とは・・次世代リーダーとなる君たちへ!!	戸畑港運輸株式会社 取締役総務部次長　日向 祥隆　氏

（１０）Dream 100 作文コンテスト

本学は 2030 年の開学 100 年を目指して、九州・山口の高校生に将来の夢や人生の目標を 100 文字以内で語ってもらう「Dream 100 作文コンテスト」を実施している。この「Dream 100 作文コンテスト」は、開学 80 周年の 2010 年から始まり、平成 24（2012）年で 3 回目を迎えたものであり、中等教育活性化を期待した大学の社会貢献事業の一つとして位置づけ実施しているものである。

平成 24（2012）年度のテーマは「できること、したいこと～高校生だからできること、したいこと、チャレンジできることを将来の目標も含めて教えて下さい～」であった。33 の高校から計 5,889 点の応募があり、本学客員教授の佐木隆三氏を委員長とする選考委員会（6 人）が審査の結果、Dream 大賞、読売新聞西部本社賞、FBS 福岡放送賞、選考委員会特別賞各 1 点と入選 96 点を選考した。

また、平成 23（2011）年度においては、テーマは「私の未来」であり、44 の高校から計 4,545 点の応募があった。平成 24（2012）年度と同様に、本学客員教授で北九州市立文学館館長の作家・佐木隆三氏を委員長とする選考委員（6 人）が審査の結果、Dream 大賞、読売新聞西部本社賞、FBS 福岡放送賞、選考委員会特別賞各 1 点と入選 96 点を選考した。

◇エビデンス集　資料編

【資料 A-1-4】『KIU リサーチジャーナル』第 1 号、九州国際大学社会文化研究所、平成 24 年 3 月

【資料 A-1-5】『KIU リサーチジャーナル』第 2 号、九州国際大学社会文化研究所、平成 25 年 3 月

【資料 A-1-6】ホームページ

基準Ａの改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）

平成 25（2013）年度に新設される「九州国際大学地域連携センター」の活動を軌道にのせ、地域社会の新しい「知」の拠点と成るように取り組むこと。

課題Ｂ（中期的課題）

（１）地域社会貢献のなかでも、地域企業との連携について強化し、新しい企画を立てて取り組みを強化すること。

（２）「九州国際大学地域連携センター」を本学の地域社会貢献の基地となるように、体制を強化しながら、さまざまな活動に取り組むこと。

基準Ｂ　国際交流

Ｂ－１－①　建学の精神、大学の使命・目的に基づく国際交流

本学の建学の精神は九州国際大学学則などに具体化明確化されているが、学則第１条には、「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」とあり、本学の教育理念と目的を定めた「教育理念」第１項においても、「本学は、北九州の地域に立脚し、国際社会における内外の歴史、文化などに対する理解力を高め、国際社会で信頼される品性高い人材の養成に努める」とある。

また、本学の個性・特色の第二で示したように、平成元（1989）年に大学の名称を八幡大学から九州国際大学に改称し、国際的視野も備えた人材教育を基本理念、使命・目的に付加し、そして、九州国際大学の発足当初から北九州市の歴史的・地理的条件からアジア地域に重点をおき、中国、韓国、インドネシア、インドなどの有名大学との友好協定を締結し、海外語学実習、海外社会実習、交換留学、国際交流などを継続的に活発に行ってきた。それゆえに、九州国際大学を名乗る本学にとって、国際交流活動の重要性は大きいものがあり、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材の養成、国際社会で信頼される品性の高い人材の養成にとっても、交際交流活動を通じた学生の教育は非常に有益であり、重要なものと位置づけている。

Ｂ－１－②　国際交流活動の具体性

（１）海外の友好大学との交流協定

本学では、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成するため、アジア地域を中心とした諸大学との国際交流を推進している。そのため、海外の諸大学と交流協定を締結し、専攻分野における研究交流や交換留学など国際交流を積極的に展開している。また、平成 16（2004）年には国際交流活動の支援や留学生支援の充実ために国際センターと国際センター委員会を設置した。

平成 24（2012）年度現在、交流協定を結んでいる海外大学・教育機関は次のとおりである。

表 B-1-1　海外協定校一覧

教育機関名	国・地域	協定年の順
東北財経大学	中華人民共和国	1986年
遼寧大学	中華人民共和国	1987年
東亜大学校	大韓民国	1988年
インドネシア大学文化学部	インドネシア共和国	1991年
デリー大学	インド連邦共和国	1999年
タマサート大学	タイ王国	1999年

南開科技大学	中華民国	2000年
三信高級家事商業職業学校	中華民国	2000年
華東法政大学	中華人民共和国	2001年
漢陽大学校	大韓民国	2001年
培花女子大学	大韓民国	2002年
才能大学	大韓民国	2010年
霊山大学校	大韓民国	2010年
高麗大学校	大韓民国	2010年
高雄餐旅大学	中華民国	2010年

（２）交換留学生制度

本学では、上記のいくつかの協定大学と交換留学を実施している。交換留学生制度は、半年又は１年間、協定校に留学できる制度である。留学先の大学では、興味のあるテーマに沿った科目を受講、取得した単位は本学の単位として読み替えることができるので、４年間での卒業が可能である。本学が海外の大学と締結する学生交流協定に基づいて交換留学をした学生、「留学する学生に関する規程」第 2 条に基づき協定校以外の海外の大学等に認定留学した学生については、留学先での学習の成果に対して、本学学則第 36 条および「留学する学生に関する規程」第 8 条に基づき、1 年間の留学について 30 単位を上限として換算認定している。平成 19（2007）年 1 月 1 日からは、半年の留学についても 15 単位を上限として換算認定を行っている。

交換留学先と派遣・受入人数（定員）は、毎年度、本学から 1 人または 2 人の学生を各協定校に派遣し、同じ数の留学生を受け入れている。費用に関しては、本学に学費を納めることで留学先の授業料は免除される。ただし、渡航費・滞在費・光熱費・パスポート取得費用などは本人負担となる。

平成 24（2012）年度における交換留学先教育機関、所在地、人数は、以下のとおりである。

表 B-1-2　交換留学先教育機関・受入人数等

交換留学先教育機関	所在地	人数
東北財経大学	中華人民共和国・大連市	1名
遼寧大学	中華人民共和国・瀋陽市	1名
東亜大学校	大韓民国・釜山市	2名
漢陽大学校	大韓民国・ソウル市	2名
高麗大学校	大韓民国・ソウル市	2名
インドネシア大学	インドネシア・ジャカルタ市	1名
南開科技大学	中華民国	1名

高雄餐旅大学	中華民国	2名

また、平成 24（2012）年度（5 月 1 日現在）の海外派遣学生数は、次のとおりである。

表 B-1-3　交換留学先教育機関・派遣人数等

交換留学先教育機関	所在地	人数
遼寧大学	中華人民共和国・瀋陽市	1名
東亜大学校	大韓民国・釜山市	2名
漢陽大学校	大韓民国・ソウル市	2名
高麗大学校	大韓民国・ソウル市	1名
インドネシア大学	インドネシア・ジャカルタ市	1名
南開科技大学	中華民国	1名
高雄餐旅大学	中華民国	2名

（3）留学生の受入と支援

本学では、留学生支援のために、平成 16（2004）年に国際センターと国際センター委員会を設置した。平成 24（2012）年度（5 月 1 日現在）の学内の留学生数は、次のとおりである。

表 B-1-4　留学生受入人数等

所属	学部生	大学院生	学部研究生	別科	総計
アメリカ	1				1
インドネシア				1	1
カナダ	1				1
スウェーデン	1				1
タイ	1				1
バングラデシュ	1				1
ベトナム	18				18
ミャンマー	1				1
韓国	15			2	17
台湾				2	2
中国	244	9	4	2	259
総　計	283	9	4	7	303

本学の留学生支援として、第一に、学費の留学生を対象にした減免制度がある。学部私

費外国人留学生の授業料減額に関する規程に基づき、減額を希望する学生に対し、入学時に一律 40%の減額を行なっている。その後、半年間の成績により、成績上位 25%以内の留学生には 50%減額を行ない、25%に入らない留学生に対しては 30%減額を行なっている。ただし、成績不良の場合などには、減額が停止されることがある。

本学の留学生支援として、第二に、留学生の希望者には優先的に学生寮（紅梅寮）の入寮（入寮可能な定員 120 人）を認めている。留学生の紅梅寮への具体的な入居状況は、次のとおりである。

平成 23（2011）年度（5 月 1 日現在）においては、寮留学生が 50 人、平成 24（2012）（5 月 1 日現在）においては 48 人であった。

その他の留学生支援としては、各種の奨学金応募や生活相談に職員が対応し、また国際センター内に留学生専用のメールボックスを設置し、送られてきた手紙や連絡事項を入れて利用している。

（4）海外実習

平成元（1989）年の八幡大学から九州国際大学への名称変更と同年の国際商学部の新設以後、交際交流の一つの重要なものとして海外実習の実施があげられる。特に、国際商学部では、当初よりすべての学生を対称に、中国コース、コリアコース、南アジアコース、東南アジアコースの 4 つに分け、毎年、2～3 週間程度の期間を設け、それぞれ海外協定大学において海外語学実習を実施してきた歴史がある。その後の平成 17（2005）に新設された現在の国際関係学部においても､海外語学実習と海外社会実習を重要な教育と位置づけ、今日までそれらを毎年実施している。もちろん、法学部と経済学部の学生も参加可能の海外実習となっている。その具体的な実施状況は、次のとおりである。

平成 23（2011）年度においては、海外語学実習については、アメリカが 16 人、台湾が 11 人、海外社会実習については、シンガポール・マレーシアが 13 人、韓国が 8 人、カンボジアが 9 人、合計 57 人であった。平成 24（2012）年度においては、海外語学実習については、アメリカが 10 人、台湾が 10 人、韓国が 6 人、海外社会実習については、シンガポール・マレーシアが 23 人、インド・バングラディシュが 9 人、合計 58 人であった。

（5）夏期日本語研修の受入

平成 23（2011）年 7 月 4 日から 7 月 16 日まで、韓国の協定校の漢陽大学校より学生 8 人、引率者 1 人、合計 9 人を受け入れ、本学で夏期日本語研修を実施した。語学実習とは別に、日程には、お茶の体験、折り紙教室、安川電機の工場見学などで国際交流を深めた。

平成 24（2012）年 7 月 29 日から 8 月 11 日まで、韓国の協定校の漢陽大学校より学生 19 人を受け入れ、本学で夏期日本語研修を実施した。語学実習とは別に、お茶体験、着付け体験、国際関係学部森脇ゼミの学生との交流会などで国際交流を深めた。

（6）国際協力ボランティア「Book to Read」プロジェクト

このプロジェクトは、カンボジアの子どもたちに絵本を贈る国際協力ボランティアであり、その始まりは平成23（2011）年夏に海外社会実習（国際関係学部藤井大輔助教担当）の国際協力スタディツアーとして、カンボジアの世界遺産・アンコールワットのあるシェ

ムリアップ州南部の小学校を訪問したことである。国際関係学部樋口ゼミ国際協力グループが「JVC」（国際協力NGO日本国際ボランティアセンター）カンボジア事務所と協力して行っているものであり、寄付する小学校は、シェムリアップ県東部の小学校である。

◇エビデンス集　資料編
【資料 B-1-1】ホームページ
【資料 B-1-2】『国際関係学部だより』第 9 号、2012 年 12 月
【資料 B-1-3】『国際関係学部だより』第 8 号、2012 年 7 月
【資料 B-1-4】『国際関係学部だより』第 7 号、2012 年 3 月
【資料 B-1-5】『国際関係学部だより』第 6 号、2011 年 12 月

基準Ｂの改善・向上方策（将来計画）

課題Ａ（短期的課題）
平成 24（2012）年度には、日本語別科を廃止し、国際センターの事務を大学総務に集中したが、大学総務室の国際交流の機能を強化する必要がある。

課題Ｂ（中期的課題）
（１）平成 23（2011）年 10 月 8 日に、本学を会場に、本学の友好協定大学である韓国・東亜大学校と九州国際大学大学院企業政策研究科の共催で日韓・国際シンポジウム「玄海圏における地域連携のあり方----特に環境問題解決の視点から」を一般市民が参加できるように実施されたが、今後もこのような国際的な学術交流をさらに実施していく必要がある。
（２）本学は平成元（1989）年に大学名を九州国際大学と改称し、同時に国際商学部を設置したが、当初より北九州の地理的・歴史的条件を考慮し、アジア地域に重点をおいて友好協定と国際交流を推進してきた経緯があるが、今後はされに友好協定大学を欧米圏にも拡大するという課題がある。

おわりに

本報告書は、「はじめに」でも述べたように、本来なら毎年発行・公表されるはずの『自己点検・評価報告書』であったが、特に 2010 年度（平成 22 年度）版の報告書は、予定よりも大幅に遅れ、2012（平成 24）年 3 月に発行されため、今回は 2011-2012 年度（平成 23-24 年度）の 2 年分をまとめて作成し、発行・公表されることになった。

現在は、大学の「認証評価」制度も第２サイクルに入っており、これまでとは状況も大きく変化している。特に、報告書の作成に際しては、作文的になりがちな数百ページ規模の報告書の作成ではなく、その報告書の記述を裏付けるエビデンスや具体的な根拠資料が求められるようになってきたことである。もちろん、本報告書の作成に際しては、そのエビデンスや具体的な根拠資料を明示するように注意しながら実施したが、まだまだ十分であったとは言い切れないところもあった。これからの自己点検・評価の改善点として指摘しておく。

実際に、今回の自己点検・評価に関しては、いくつかの新しい試みをしながら、実施した。

第一に、平成 24（2012）年度に新設した「大学評価室」が実質的に機能し、さらに組織的・体系的な自己点検・評価が実行できるようになってきたことは一つの成果である。

第二に、本報告書は、各学部、各研究科、各部局、各部署を中心に、その組織の長自らがエビデンスや具体的な根拠資料に基づき報告書を作成し、「現状と課題」について明確にした。特に、「課題」については、「課題 A」と「課題 B」を設定し、自己点検・評価の PDCA サイクルがより実質的なものとなるように新しい試みを導入した。

しかし、実際に本報告書を作成・編集するに際して、いくつかの改善すべき点も明らかとなってきた。

第一に、報告書の根拠となるべきエビデンスや具体的資料が組織的に継続的に集約される必要がある。組織としては新しく「大学評価室」が設置されたが、今後は、そこに、情報、エビデンス、具体的根拠資料などが集積される必要がある。

第二に、本報告書においては、「課題」に関して「課題 A」と「課題 B」を設定したにもかかわらず、特に「課題 A」については具体性が欠如している場合もいくつか見受けられるので、その点は改善すべきである。

第三に、各学部、各研究科、各部局、各部署等の自己点検・評価については、大学の「中期計画」との関連がさらに意識して実施される必要がある。これについては、今後の大きな改善点の一つである。

平成 26（2014）年度はいよいよ日本高等教育評価機構の「認証評価」を受けることになるが、今回の自己点検・評価を通じて、上記の改善点を意識し、組織的な継続的な自己点検・評価がなされなければならない。

九州国際大学の建学の精神、大学の基本理念、使命・目的を常に見失うことなく、組織的に継続的に大学改革と教育改革に取り組み、地域社会に貢献する大学、地域社会に開かれた大学、歴史と伝統ある地方大学としてさらにこれからも発展する必要がある。

2012 年度　九州国際大学自己点検・評価運営委員会

委員長　堀田　泰司　学長
委　員　中野　洋一　副学長（認証評価）　【通山　昭治】
委　員　渡辺　守雄　副学長（大学改革）
委　員　櫻井　弘晃　法学部長　【山本　啓一】
委　員　山口　秋義　経済学部長　【野村　政修】
委　員　加藤　和英　国際関係学部長
委　員　権田　和雄　法学研究科長　【通山　昭治】
委　員　野村　政修　企業政策研究科長　【宮崎　昭】
委　員　男澤　智治　日本語別科長　※2012 年 10 月組織廃止に伴う役職廃止
委　員　島浦　一博　図書館長　【冨永　猛】
委　員　森脇　喜一　国際センター長
委　員　中里　彰　エクステンションセンター長
委　員　島浦　一博　教育情報ネットワークセンター長【冨永　猛】
委　員　奥薗　幸彦　入試・広報部長
委　員　渡辺　守雄　教務部長　【宮崎　昭】
委　員　中野　洋一　学生部長
委　員　中里　彰　就職・進路部長
委　員　権藤　健司　法人事務局長
委　員　石塚　孝文　大学事務局長
【　】内は、年度途中で交代した前任者を表す。

2012 年度　大学評価室

副学長　中野　洋一　認証評価担当
室　長　柳田　浩司　大学総務室長
次　長　神力　潔司　法人経営企画室長
参　事　石原　精一郎　大学事務局付参事
室　員　楢原　英樹　大学総務室課長補佐

2011-2012 年度

（平成 23-24 年度）

九州国際大学自己点検・評価報告書

【編　集】　九州国際大学　自己点検・評価運営委員会
九州国際大学　大学事務局　大学評価室
【発　行】　2013（平成 25）年 3 月
【発行者】　九州国際大学

〒805-8512　北九州市八幡東区平野一丁目 6 番 1 号
電話番号　　（０９３）６７１－８９１０
ＦＡＸ番号　（０９３）６７１－９０３５
ホームページ http:www.kiu.ac.jp/